

戦後台湾における日本語政策(1945 - 1975)—政府公報を中心として

徐 秀 瑩
平成 27 年 9 月

博 士 論 文

戦後台湾における日本語政策(1945-1975)-政府公報を中心として

金沢大学大学院人間社会環境研究科

人間社会環境学 専攻

学 籍 番 号 1121072708

氏 名 徐 秀瑩

主任指導教員氏名 岩田 礼

目次

序章.....	4
0.1 はじめに	4
0.2 先行研究	4
0.3 本論文の構成	9
第一章 研究方法および調査資料	10
1.1 研究方法	10
1.2 公報について	10
1.3 量及び分類についての説明	14
1.4 日本語制限の下に発行された日本語の公報.....	15
1.4.1 訳文版から見る政府の日本語に対する制限	15
1.4.2 日本語翻訳された政府公報—訳文版	16
1.4.3 訳文版の欠陥.....	20
1.4.4 公的書類の言語変換	23
第二章 日本語に対する制限の内容.....	25
2.1 呼称.....	25
2.1.1 路名・地名	25
2.1.2 名前・改名	28
2.1.3 用語・呼び方.....	34
2.1.4 その他名前	37
2.2 出版物・メディア	38
2.2.1 活字メディア	40
2.3 日本語の会話	48
第三章 地方政府公報から見た戦後台湾の日本語政策	55
3.1 地方政府公報について	55
3.2 地方政府公報から見た戦後台湾の日本語政策	56
結論.....	58
一次資料(アルファベット順)	60
参照文献	60
資料集	62

序章

0.1 はじめに

台湾は1945年、中華民国政府の支配の下に入った。当時中華民国政府は新たに台湾を管理するための行政機関「台湾省行政長官公署」を台湾に設立し、陳儀を当該機関の長官として任命し、台湾に送り込んだ。「台湾省行政長官公署」からは機関誌『台湾省行政長官公署公報』が発行された。

「全國各收復區黨政軍ニ命令シ日偽及漢奸ノ建築セル碑塔等記念物ヲ取壊スコトヲ實行スル様御詮議御手配相煩度」¹

これは台湾を支配し始めた中華民国政府が1946年4月、『台湾省行政長官公署公報』に発表したもので、日本植民統治時代に作られた記念性のある碑、塔などを取り壊すよう命令している。1895年より日本植民地統治を受けた台湾は、1945年統治者の変更により、文化の入れ替えが行われた。新しい支配者は台湾社会に存在していた日本の痕跡を消去すべく、様々な面において排除または禁止命令を発表した。この脱日本化の動きの一環として日本語に対する命令も数多く存在する。

しかしこのように日本語は政府によって払拭される一方、日本植民統治時代を経た当時の台湾人にとって日本語は無くしてはならない言語でもあった。

戦後、政府は中国語の普及を押し進めようとしたが、一方で人々にとって必要であった日本語に関してどのような政策を行ったのかについて、論を進めたい。

0.2 先行研究

従来の戦後台湾の言語政策に関する研究は、中国語の普及政策に重点を置いてきた。1945年から90年代以降といった長期間を対象とした研究も多い。

藤井(宮西)久美子(2003)『近現代中国における言語政策—文字改革を中心に』

本書は、中国と台湾両方の言語政策を研究対象にしており、中国及び台湾の言語政策について、時系列に沿ってその変遷を説明しているが、中国に重点を置いている。戦後台湾の言語政策研究について、著者は三つの時期に分けている。1.1945-1949：「国語」の中国化 2.1950-1986：「国語」の絶対化 3.1987-現在まで：「国語」の多元化。この時期区分は、戦後台湾の言語政策に関する研究では代表的なものである。

中華民国政府が台湾で国語を普及させる必要性について、本書は次のように説明している。中華民国政府にとって国語は国家の統一の象徴である。しかし中国で内戦に敗れた中華民国政府は、1949年以降、台湾へ移転する結果となった。国語の象徴である国家統一の概念は実際、領土を失ったため破綻した。政府にとって台湾で国語を普及するのは領土を回復するためである。これは一刻も早く行わなければならないことであり、そのため台湾

¹ 長官公署秘書處編輯室編「奉令拆毀日偽及漢奸建築碑塔等記念物，轉令遵辦（日譯文）」『台湾省行政長官公署公報』35:夏:2, 1946, p.31より摘要。

で厳しい政策をとるようになった。

藤井氏の研究は政府の言語政策の動機を明らかにしたものであり、台湾で国語以外の言語を圧迫する理由を語っている。本研究にとっても重要な資料である。

陳美如(2009)『台灣語言教育政策之回顧與展望』

著者は戦後台湾の言語政策について、上記藤井書とは異なるもう一つの時期区分を行っている。台湾の言語教育政策を三つの時期に分けて、1945年から1969年までは「日本の要素を取り除き、中国化を回復する（去日本化、恢復中國化）」の時代としている。著者は、この時期の政府が国語教育（北京語教育）の必要性及びそれを行うことへ非常に強い決意を持っていた、としている。また当時の日本語の扱いについて、禁止された項目を幾つか挙げている。国語教育を主な焦点にしているが、公報の関連した命令も取り上げて整理している。

蔡明賢(2009)『戰後臺灣的語言政策(1945-2008)－從國語運動到母語運動』

戦後台湾で推し進められた国語運動の影響を教育及び社会的側面に分け、方言に対する圧迫を当時の政府機関公報紙・新聞記事・雑誌または講演稿に拠って述べている。著者は民国期からの中国における国語運動、および日本殖民時代に台湾で行われた「国語運動」を取り上げた。日本語の制限に関しては、終戦以前から既に計画されていたことを指摘している。戦後の日本語制限については新聞・雑誌・書籍の日本語規制、学校の授業での日本語の禁止、日本の新聞社・出版社・映画会社などの差し押さえ、また台湾省行政長官公署が発表した日本語の規制などについて述べている。しかし1946年以降の日本語制限に関しては記述されていない。

中川仁(2009)『戦後台湾の言語政策』

1945年から2007年まで62年間台湾で行われた北京語への同化政策及び方言使用制限の法令、そして民主化の中で発表された言語平等法について言及している。また、王育徳の台湾語研究について取り上げ、その研究が1980年以降の言語政策や民主的な思想の発展に影響をもたらしたとする点が特徴的である。

菅野敦志(2012)『台湾の言語と文字』

戦後台湾の言語政策を総括的に論じるのではなく、各時期における問題を取り上げており、従来あまり使用されることのなかった資料を使用している。例えば、1946年の『中華日報』、『臺灣新生報』や『国語日報』などの新聞雑誌に拠って、日本語欄の廃止に関する問題を議論している。1946年の新聞・雑誌での日本語欄の廃止は、台湾人の政府に対する非難を巻き起こした。中国は台湾という領土を回復したが、政府は日本語を駆除し、中国語を普及しない限り、本当の回復とは言えないと考えていた。抗日戦争に勝利した中華

民国政府にとって、台湾人の日本語援護は「奴隷化」としか映らなかった。そのため、政府は人々に対する上からの言語政策を一面的に行った。このような政策は、台湾人に国民党政府に対する非民主的なイメージを与えることとなった。

黄英哲(1999)『台湾文化再構築 1945－1947 の光と影—魯迅思想受容の行方』

本書は戦後初期、台湾の最高行政機関である台湾省行政長官公署の台湾文化を再構築するための構想やその具体的な実施過程を考察し、人々の反応を明らかにした研究である。台湾には 50 年にわたる日本の支配(1895-1945)があり、戦後、中華民国政府にとって台湾は日本化されたものと映った。その当時大陸から来た中国人から見た台湾について著者は次のように述べている。

「終戦直後、大陸から台湾に来た中国人にとっては、台湾は中国の一辺境でしかなかった。彼ら(筆者注：中国人)は清朝の台湾支配意識をそのまま受け継ぎ、また、八年間の日中戦争を戦い抜いた勝利者としての自負をもっていた。彼らは、大陸と同様、台湾を日本から解放したのは、自分たちであると信じていた。(中略)日本語を解さぬ中国人の支配者の眼には、台湾における日本文化は無価値であるのみならず、長い統治により台湾を毒した奴隷の文化と見えたのである。台湾人は、日本文化によって奴隷化されているがゆえに、これを払拭して新たな文化を注入しなければならないと考えた。解放者として中心の中国から辺境の台湾へ来た中国人は、ほとんど、自文化こそが規範文化たりうると考えていたのである。」黄(1999: p.21)

しかし政府はこの「奴隷化」されていた台湾人は「自治」や「知識の探求」において優れていた習慣をもっている」とも考えており、黄氏は、終戦当時、政府が台湾人に対して相反した複雑な感情を抱えていたのではないかと述べている。一方、「奴隷化」と見なされた件に関して、台湾の知識人達は反論し、「中国化」への懸念についても議論された。それによって台湾の社会より中国の方が遅れていた事実が歴然となり、互いの距離を大きくすることになったと説明している。

許雪姬(1991)「台湾光復初期的語文問題」

この雑誌論文は、終戦直後における台湾の言語問題について論じたものである。年代はおよそ 1945 年から 1947 年の間で、対象とした言語は中国語及び日本語である。

政府は当時台湾人が日本語を常用し、中国語ができないことを理由に台湾人に「時代遅れ」、又は「愛国心がない」などのレッテルを貼ったほか、国民精神や国家概念が欠如していると見なし、当時の県・市長選挙を取り消し、あるいは高い職務に就かせないなどの差別をした。著者はこのような政府の態度が 1947 年の二・二八事件の一因となったと述べている。二・二八事件は台湾人が統治者に対する不満が原因で起きた官民衝突事件である。

事件のきっかけは 1947 年 2 月 27 日、闇タバコ売りへの取り締まりである。闇タバコ売りへの殴打と売り上げ収入の没収に民衆は抗議した。取り締まり隊は抗議で集まった民衆に発砲し、民衆の一人が殺害された。この後、翌日の 2 月 28 日にはデモ活動が起こり、やがて武力蜂起に発展していった。この事件で台湾人は、外省人を見分けるために日本語を使用した。著者によれば、これは「国語」に対する反感の表れであったという。²この事件を契機として、政府は一層厳しく日本語を禁止した。この論文は、戦後台湾の言語問題が複雑であったこと、また政府の日本語や中国語の扱いを認識させる研究である。

何義麟(2007)「戦後台湾における日本語使用禁止政策の変遷—活字メディアの管理政策を中心として」

台湾における官民衝突事件二・二八事件後、政府の日本語への規制がさらに厳しくなると主張し、活字メディアの紹介・発展、後には輸入などの動きを通じて、政府の日本語に対する姿勢を説明している。政府は日本と関連するものを「毒」と見なし、原則として新聞や雑誌の日本語版を取り除いた。とは言え中国語のみでは政令が徹底的に伝わらないことを恐れ、日本語は「祖国の言語文化を習得することを手伝うための道具」であるという原則めいたものを発表し、その後新聞の日本語版を復活させることにした。しかし実際、このような内容を発表しつつも政府は依然として人々に日本語の使用を禁止し、一方で国策を宣伝する目的なら規制など存在しないかのように、平気で日本語を利用した。以上のことから、政府が政策に一貫性を持っていないことを批判も兼ねて指摘している。

著者は活字メディアをテーマにしているが、ラジオ放送に関する規制の内容も若干含まれている。研究対象の年代範囲は明確に記しておらず、日本語の規制に関する考察が 1945—1950 年代前後に集中していることから、1960 年代以降政府による規制が緩和されたのかどうか不明である。しかし、人々は政府の厳格な制限に影響され、日本で台湾に関する本を目にしても購入して台湾へ持ち帰る勇氣はなかった、或いは図書館に置かれても記録が残らないよう借り出さずに館内でこっそり読むしかなかったなどの例を挙げており、台湾人の心の中では、政府の規制や監視は 70 年代に至っても変化がなかったことを示唆している。

甲斐ますみ(2013)『台湾における国語としての日本語習得—台湾人の言語習得と言語保持、そしてその他の植民地との比較から』

本書は、日本植民地統治時代に日本語教育を経験した台湾の高齢者に対するアンケート

²許氏は次のように述べている。台湾人の国語学習は二・二八事件が起こる以前も盛んであった。しかし、二・二八事件を契機に国語学習についても変化がみられ、積極的に国語を学ぶ姿勢は見られなくなった。著者によると中国大陸から来台した人たちの国語はそれぞれの故郷の地方訛りが強く、学習している台湾人に混乱を与えた。当時台湾人の国語学習への心理変化に及び政府の失政については、許氏の雑誌論文の他、李惠敏(2002), pp.57-67でも論じられている。

調査に基づく研究である。この研究を通じて著者は次のような結果を述べている。まず、国民党政府と台湾人民の関係が対立的であり、この対立的な官民関係によって生じた衝突や不満等は台湾人に日本時代への懐古の気持ちを引き起こした。また、戦前彼らを教えていた日本人教師も台湾人の対日観に影響をもたらしていた。アンケートの結果から、当時教育熱心な日本人教師が多かったため、台湾人の多くは日本人教師たちに良い印象を持っていたことが明らかになった。そしてこの点は彼らの日本語の習得にも良い結果をもたらした。さらに、著者は日本語能力がステータスシンボルになりうると指摘している。戦前は学校教育を十分に受けられないことも珍しくなく、そのため日本語能力を持ちかつ高学歴であることは、教育を受け、また家庭の経済事情も良いことの証左であった。台湾人はこのような経歴を持つ人物に対して、肯定的なイメージを持っていた。このような状況下で終戦を迎えた台湾人にとって、中国語や日本語との関係は次のようであった。即ち、戦前の日本植民政府による教育を受けた人たちの多くは戦後の時点で既に学校を卒業してしまい、中国語を学校で学ぶ機会はない。中国語能力が日本語能力に及ばないため、知的好奇心を満たすために使用する言語は日本語である。新しい知識や世界情勢を知るためには日本語の雑誌や書籍に頼るしかなかった。

この著者が実施したアンケートは、台湾人と日本語の関わりを考察する本研究を進める上で有用な情報を提供している。

上記先行研究は、様々な資料を用いて戦後台湾の言語政策を語ってきた。それらのほとんどは、第三者として客観的に見た政府の言語政策であり、また各研究者独自の視点から資料を用いて政府の言語政策を読み解き、その実態を明白にしてきた。しかしまとまった大量の資料を調査した研究は少ない。そこで、本研究では、植民地時代に多方面で使用され、人々の生活に深く関わっていた日本語に対して、政府はどこまで規制を下したのかを解明するために、政府が発表した命令を調査した。

1947年二・二八事件が勃発したのは、政府の一方的な言語政策が行われた結果でもある。この事件はその後、台湾の本省人・外省人に不和を生じさせた決定的な衝突事件である。この後、多くの文学者・知識人たちが迫害され、幸運にも生き残った人達は消極的な抵抗として沈黙を保ち続けた。この延長線で、1950年以降日本語への政府の態度についての人々の反応を探し出すことは容易ではない。政府側の資料から掬い上げられる人々の傾向は、一つの重要な記録である。そのため、政府の目から捉えた戦後台湾に存在した日本語に関する記録を残すことが必要であり、上述の状況も兼ねて、本研究は戦後台湾の国民党政府の日本語政策を政府側の視点から考察することを試みる。

本論文の章構成は以下の通りである。

第一章 研究方法及び調査資料

本章では台湾戦後に発行された公報を紹介し、研究に取り扱う政府公報の選択、または

資料の分類について説明する。

第二章 日本語に対する制限の内容

本章では資料全体を分類し、その傾向や量について分析する。

第三章 地方政府公報から見た戦後台湾の日本語政策

本章では地方政府公報『臺北市政府公報』、『臺南縣政府公報』を取り上げ、日本語に対する制限について分析する。

0.3 本論文の構成

政府公報は従来の研究では参考資料として用いられてきたが、主要資料として取り扱われてこなかった。本論文は台湾全体を対象にした『台灣省行政長官公署公報』、『臺灣省政府公報』、または地方政府が発行した『臺北市政府公報』、『臺南市政府公報』に基づいて戦後台湾の政府が行った日本語政策を研究するものである。

なお本稿において、平仮名の訳文は台湾省当時行政長官である陳儀の演説内容以外は筆者による翻訳であり、片仮名の訳文は公報の日本語翻訳欄の原文のままの引用である。

第一章 研究方法および調査資料

1.1 研究方法

台湾の戦後の言語政策についての研究は、上記先行研究のように 1945 年から 1990 年代以降の広い範囲の研究、または台湾省行政長官公署の時代(1945-1947)の研究が行われてきた。本研究では、一次資料である政府機関公報『台湾省行政長官公署公報』、『臺灣省政府公報』を用いて 1945-1975 年、計 30 年間(計 8817 冊)の命令から日本語に関わる内容を選び出し、分類して政府の日本語に対する政策を解明する。本研究は戦後台湾における日本語を対象にしたものであり、従って調査時代の始まりを 1945 年に設定した。蒋介石が支配した時代が終了した 1975 年を一つの区切りとする。

主に使用する資料は政府公報である。政府公報は以下の特性がある。

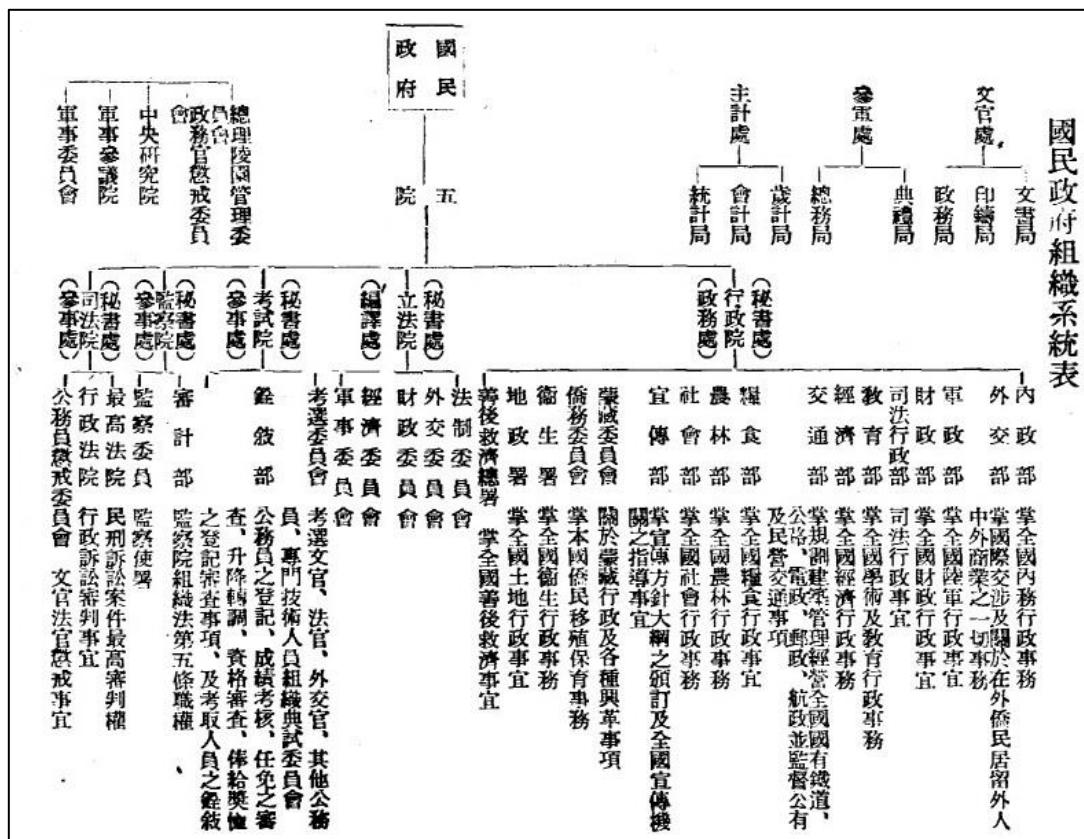
- 1) 政府公報は政府が発表した命令を集約、発行した機関誌である。
- 2) 政策を広めるため、政府は公報を図書館を含めた各行政機関に配布しており、政府の出版物として広範囲に流通されていたと考えられる。

上記の内容や配布状況から、政府公報は一般国民向けに発表されたことが分かる。政府は日本語をどこまで規制したのかを明らかにする上で、政府公報は日本語政策の変遷をみる上では欠かせない資料と言える。従って本研究は数種類の政府公報を主な研究資料として扱い、戦後台湾における日本語政策の変遷についての研究を試みる。

1.2 公報について

政府が公報を発行した目的は政府最高機関の発表した命令を公報にまとめ、その他の機関や大衆に向けて出版し、これによって法令を広めることである。終戦直後、当時の台湾は中華民国国民政府統治下の一つの省と見なされた。中華民国政府公報は国家レベルの公報であり、内容である命令・法令の適用範囲は当時の政権当地範囲、すなわち台湾を含む中国全土に及ぶ。中華民国政府の仕組みは図 1 のように行政、立法、司法、考試、監察の五つの院に分けられていた。

図 1 1946 年国民政府国家レベル行政機関表



(『台灣省行政長官公署公報』2:5(1946.01.30.出版),P.11 より編集、引用。)

台湾の言語政策を政府公報で見る際、大切なのは対象となる内容がどの公報に掲載されているかである。台湾は戦後 1945 年より中華民国政府の統治範囲に入り、複数の政府機関はそれぞれの機関公報を発行していた。政府機関には国家レベルや地方レベルに分けられているように、政府公報も発行機関によって国家又は地方レベルのものが存在する。

しかし、これらすべての機関が公報を発行しているわけではない。1945 年終戦後、国レベルの政府機関の発行した公報は『中華民國国民政府公報』(1948 年『總統府公報』に改編)、『監察院公報』、『教育部公報』、『国民政府行政院公報』、『立法院公報』、『司法院公報』、『財政部公報』、『經濟部公報』、『外交部公報』、『交通部公報』等がある。

地方レベル政府機関の公報は主に各県・市の政府・議会が発行した公報がある。また、台湾は当時、中国を含めた中華民国の一省と見なされたため、『台灣省行政長官公署公報』(1945-1947)、『臺灣省政府公報』(1947-現在)も地方レベルの公報に分類された。台湾省行政長官公署は、台湾が 1945 年の終戦後から 1947 年 4 月に台湾省へ改編されるまでの最高行政機関であった。行政長官公署の組織に関する法令は 1945 年 9 月 20 日に出され、同年 10 月 25 日、台湾省行政長官公署は正式に成立した。中華民国政府は陳儀を行政長官と任命し、台湾の管理を任じた。当時台湾は広大な中華民国政府管轄の国土内の一地方であり、日本

から返還されて間もない間は中華民国政府の行政院に属する「行政長官公署」という省とは違う行政機関によって統治されたのである。この「行政長官公署」が発行した機関誌が『台湾省行政長官公署公報』である。「行政長官公署」は1947年5月16日より「省政府」へと改編された。

1945年12月1日に発行された『台湾省行政長官公署公報』(pp.1-2)によると、台湾省行政長官公署には秘書課・民政課・教育課・財政課・農林課・工鉱課・交通課・警務課・会計課と九つの部署が存在する。『台湾省行政長官公署公報』は秘書課の編集により、1945年12月1日から1947年5月15日まで総計345冊発行された。本公報の発行当初は3日もしくは4日に1冊の頻度で発行されたが、1946年2月6日からは2日に1冊のペースで発行され、同年6月からは毎日出版されるようになった。また、公報の巻号形式も発行巻数が進んでいく中で形式の変更が見られる。発刊当初は1:1(第一巻第一期、1945年12月1日発行)となっていたが、2:10(1946年2月11日発行)以降は35:春:1(1946年2月13日発行)このような形式となった。前の巻号形式と比べると後者の方が発行年(民国)、発行時期(四季、春:1-3月、夏:4-6月、秋:7-9月、冬:10-12月)、また発行号がわかりやすくなった。

行政長官公署の後に成立した省政府は1947年11月15日に発行された『臺灣省政府公報』(pp.586-587)によると、秘書處・民政廳・財政廳・教育廳・建設廳の五つの部署が存在していた。省政府の機関誌である『臺灣省政府公報』は1947年5月16日よりほぼ毎日発行され、研究期間とした1975年4月8日までは合計8471部発行された。調査期間に毎年発行された二つの公報の部数について次の表1 1945.12.1-1947.4.8『台湾省行政長官公署公報』、『臺灣省政府公報』毎年発行部数にまとめてみた。

表 1 1945. 12. 1-1947. 4. 8 『台灣省行政長官公署公報』、『臺灣省政府公報』 每年発行部数

政府公報名	西曆・中華民國年別		集計(冊)	
	西曆	民国	各年集計	
『台灣省行政長官公署公報』	1945	34	10	
	1946	35	237	
	1947	36	295	
『臺灣省政府公報』	1948	37	305	
	1949	38	298	
	1950	39	314	
	1951	40	309	
	1952	41	309	
	1953	42	308	
	1954	43	306	
	1955	44	299	
	1956	45	305	
	1957	46	302	
	1958	47	303	
	1959	48	302	
	1960	49	303	
	1961	50	304	
	1962	51	301	
	1963	52	303	
	1964	53	306	
	1965	54	304	
	1966	55	303	
	1967	56	303	
	1968	57	304	
	1969	58	301	
	1970	59	302	
	1971	60	302	
	1972	61	300	
	1973	62	300	
	1974	63	301	
	1975	64	77	
				8816

公報の内容は中華民国政府から発表された法律、台湾省行政長官公署内各部署によって発表された命令または指導者の演説内容等によって構成されている。政令を伝える方法として、政府は公報を各政府機関・教育機関、または図書館などに無償で配布した他、決まった時間帯に重要な法令もしくは命令をラジオで放送していた。³

公報の出版は政府内各機関によるものだが、発表される内容の対象は時期的に変化している。ここで注意しなくてはならないのは、戦後直後の中華民国政府の主権の範囲である。当時中華民国政府の主権の及ぶ範囲は、中国大陸および台湾を含む。従って国家レベルの政府機関公報の内容も台湾を含む中国大陸各省を対象とした全国レベルのもの、もしくは特定の省を対象としたものが発行されていた。しかし数十もある省のうちで台湾を対象にした命令は量的に少ない。のちに共産党との内戦による政府移転以降、公報内容の対象範囲は事実上台湾のみになるにしても、命令数の少なさによって、政策の全貌が分かりにくいものになる可能性が考えられる。また、政府機関全てが個別にかつ定期的に公報を発行しているのではなく、例えば『教育部公報』など定期的に公報を発行していない機関も存在する(『教育部公報』は1949年以降刊行されていない)。以上の点から見ると、本研究にとって国家レベルの政府機関公報を主な研究資料とするのは難しいところがある。

一方、地方レベルの政府機関公報は各省・市・県政府公報がある。そのうち、台湾省内の各市・各県の公報そのほとんどが1950年代以降に発行されており、1945年から刊行されているものは中断などの問題があり、継続して発行されたものは少ない。その中で、1945年から発刊され、1947年に『臺灣省政府公報』と名称が変更された『台湾省行政長官公署公報』は、当然ながら国家レベル政府機関公報とは違い台湾全体を対象としている。また、内政部・教育部など、公報を発行していない国家レベル政府機関の命令を代わりに発表したものも含まれている。台湾に焦点を当てている上、1945年以降に発表された命令が総合的に記録されている公報は『台湾省行政長官公署公報』、『臺灣省政府公報』である。従って本研究は『台湾省行政長官公署公報』、及び1947年5月に『台湾省行政長官公署公報』より誌名を変更された『臺灣省政府公報』を主な研究資料として取り扱う。但し、地方政府機関公報として『臺北市政府公報』、『臺南縣政府公報』に関する調査結果を報告する。

1.3 量及び分類についての説明

日本語に関する命令は戦後1946年が命令数のピークである。そして時間の経過につれ、徐々

³ 長官公署秘書處編輯室編「制定「台湾省行政長官公署公報編行辦法」暨「臺灣省行政長官公署所屬各機關處理公報文件辦法」」『台湾省行政長官公署公報』35:春:1, 1946, pp. 2-5.

公報原文：(中略)公報廣播時間，定為每日上午十時至十時十五分，播送某項重要政令，已由某日某號公報發表。下午七時至七時十五分，播送某項重要政令，擬登某日某號公報。

筆者訳文：(中略)公報の放送時間は毎日午前十時から十時十五分までとし、この間に何らかの重要政令が何日何号の公報で発表されたことを放送する。午後七時から七時十五分まで、この間にその重要政令を何日何号の公報に載せる予定であることを放送する。

に発表数が減っていく傾向である（図2を参照）。

図2 『台湾省行政長官公署公報』・『臺灣省政府公報』における日本語を対象にした公報発表件数の年代推移

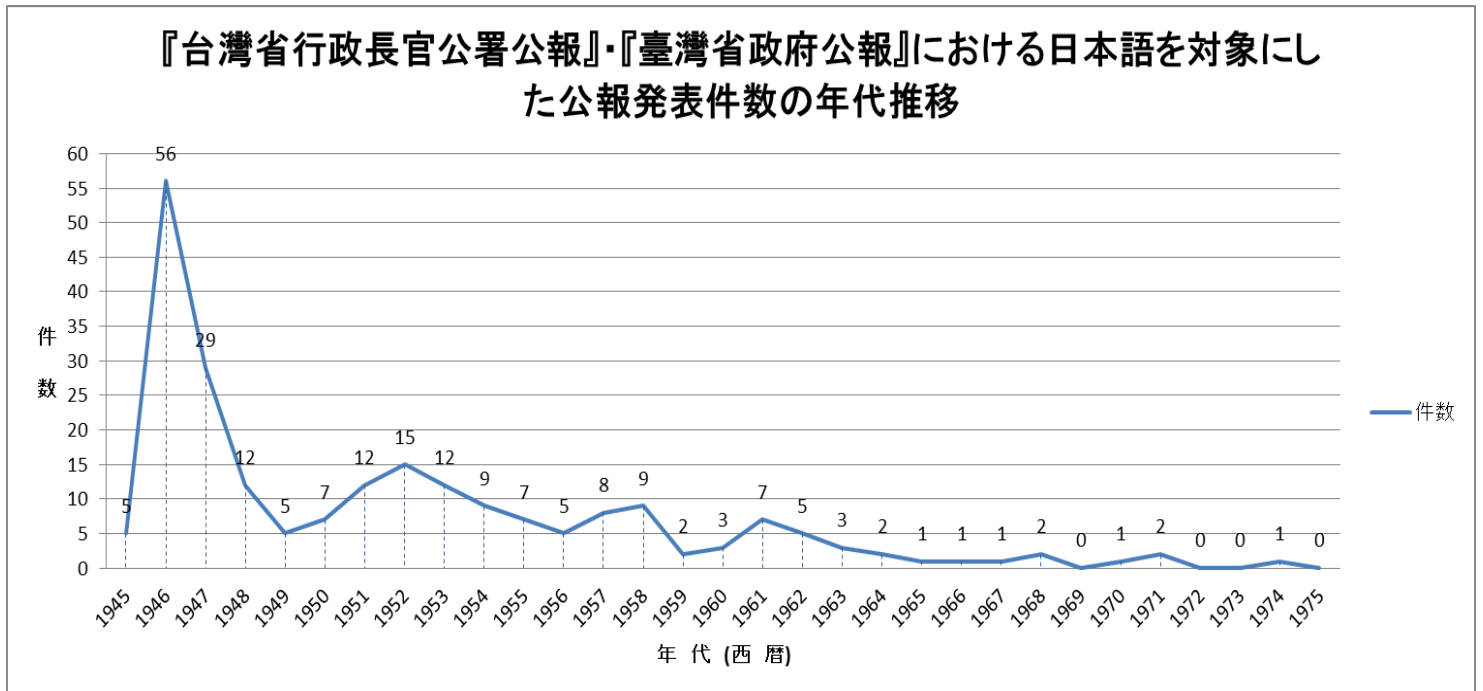


図2から見るように『台湾省行政長官公署公報』及び『臺灣省政府公報』より発表された命令の数は1946年が全ての年代において一番多く記録しており、その後は徐々に減っていく傾向がみられる。そして1960年代以降に発表されたものはかなり少なくなったことが分かる。

分類は収集した公報資料の内容により、いくつかの種類に分ける。

1. 呼称—路名・地名、名前・改名、用語・呼称、その他名前
2. 出版物・メディア—活字メディア、日本語の公報について、公的書類の言語変換
3. 日本語の会話

1.4 日本語制限の下に発行された日本語の公報⁴

1.4.1 訳文版から見る政府の日本語に対する制限

中華民国政府は戦後、台湾を統治するため、戦争が終了する前の1945年4月、「台湾調査委員会」を結成した。台湾の言語に関する政策は既にこの委員会によって発表された「台湾接管計画綱要」⁵に含まれていた。「台湾接管計画綱要」の日本語についての内容には、台

⁴ 本節は徐(2013)の一部に基づいて編集したものである。

⁵ 臺灣省行政長官公署民政處, 「台湾接管計畫綱要」, 『臺灣民政第一輯』, 1946, pp.92-100.

湾の公文書・教科書・新聞において日本語の使用を禁じ、地名や山・川の名称は日本を記念し、もしくは敬う意味を表すものは変更することを命じた。また国語(北京語を指す)の普及計画を実行し、小・中学校では国語を必修科目とし、特に公務員・教員には率先して国語を使用することを要求した。日本植民統治時代に設けられた国語(日本語)講習所は戦争終了後、国語(北京語)講習所に変更し、国語(北京語)教師を育成する機関とした。⁶ 中華民国政府は戦後、書籍・新聞の内容、地名・人名・その他様々な名称、教育の三つの面から台湾の日本語を排除することを計画し発表した。

このように終戦前、政府は日本語を制限する計画を立てていたが、戦後に発行された『台湾省行政長官公署公報』には10か月の間、日本語に翻訳された内容がある。本節はこの日本語に翻訳された公報について論じる。

1.4.2 日本語翻訳された政府公報—訳文版

日本語の翻訳が付された『台湾省行政長官公署公報』は1946年1月20日から同年の10月24日まで発行され計180冊出版された。この数は『台湾省行政長官公署公報』の発行数計345冊の半数以上を占める。実際、公報の翻訳版は公報では図3のように「訳文版」と書かれ、「訳文版」の後には日本語の翻訳が掲載された。

⁶「台湾接管計画綱要」には台湾を支配する初期においての様々な政策を通則・内政・外交・軍事・財政・金融・工鉱商業・教育文化・交通・農業・社会・糧食・司法・水利・衛生・土地の16部分に分けて発表した。この中、言語に関わる内容は以下のようなものである。(原文より抜粋)

第一 通則

(7) 接管後之公文書，教科書，及報紙禁用日文。

第二 内政

(13) 臺灣原有之三廳，改稱為縣，不變更其區域原有之州(市)，以人口(以五十萬左右為原則)面積，交通及原有市，郡支廳疆界(以合二三郡或市或支廳不變更原有疆界為原則)為標準，劃分為若干縣市，縣可分為三等，街庄改組為鄉鎮，其原有區域，亦暫不變更。

地方山川之名稱，除紀念敵人或含有尊崇敵人之意義者，應予改變外，餘可照舊。

第八 教育文化

(44) 接管後應確定國語普及計畫，限期逐步實施，中、小學校以國語必修科，公教人員應首先尊用國語。各地方原設之日語講習所應即改為國語講習所，並先訓練國語師資。

の普及に、重点を置く積りである。私は、一年内に、全省の教員學生が、大體のことなら、話せる様にして貰ひ度い。而して、國文も、國史をマスターすることを希望して居る。學校は、既に中國の學校である以上、日本語を話し、日文讀本を使用する必要はない。(以下略)」⁷

陳の演説内容によると、言語は民族精神の一つの象徴であり、一年後に台湾出身の教職員、または学生を対象に中華民國の視点から見た歴史を受け入させた上、中国語を普及させることを目標として発表したことがわかる。また、一年後の1946年12月31日、陳はさらにこう語った。

公報原文:今年可說是制憲年, 明年可說是行憲年, 所以明年政治建設的工作, 莫重要於作種種行憲的準備。實行憲法, 不外治權, 政權兩方面。執行治權的是公務員, 其不可或缺的條件, 是以國語國文為了解實施法令的工具(中略)對於前者, 擬先就公務員二萬人舉辦每日一小時, 為期一年的語文教育(以下略)⁸

筆者訳文: 今年(筆者注: 1946年)は憲法制定の年であり、来年(筆者注: 1947年)は憲法を施行する年である。したがって、来年の政治建設工作では、憲法を施行する為の種々の準備が最も重要である。そして憲法を実行することは政權(筆者注: 政治に参加する権利)と治權(筆者注: 国家の権利・権限)の兩者を行うことに他ならない。治權を執行するのは公務員であり、法令を理解し、それを実施できるための国語・国文能力は最も必要な条件である。(中略)これについて、台湾出身の公務員に対し毎日二時間の中国語教育を一年にわたって行う。(以下略)

以上二つの演説を合わせてみると、終戦後の政府の国語への思いは民族精神のシンボルである他、公務員に率先して学ばせることから、国語は同時に政策を広めるために必要な道具であると思われることが分かる。

本来なら台湾人には日本語の使用をやめ、中国語にすぐ切り替えてほしいところであるが、台湾は50年の日本の植民地統治を経験し、「日本語を使用することが習慣」⁹であった。このため中国語のみで書かれていた1945年の『台湾省行政長官公署公報』とは違い、1946年1月20日から公報の内容を中国語、日本語の通じる台湾人に内容を日本語に翻訳し巻末に付することにした。日本語で翻訳された公報は主に文語文で書かれており、長官の演説内容は平仮名で書かれている。日本語の訳を付すにあたっては、当初は公報の内容を日本

⁷ 長官公署秘書處編輯室編「陳長官放送せる本年度工作要領全貌」『台湾省行政長官公署公報』第2卷第1期, 1946, pp.1-3, 日本語訳 第2卷第1期, 1946, pp. 10-12.

⁸ 長官公署秘書處編輯室編「陳長官35年除夕廣播詞」『台湾省行政長官公署公報』36:春:1, 1947, pp. 14-16.

⁹ 臺灣省行政長官公署教育處(1946)『臺灣建設叢書之五 臺灣一年來之教育』臺灣省行政長官公署教育處, P.101.

語に翻訳するために編集員を募集した記録がある。¹⁰

既に使ってはならないとされたはずの日本語が、当時の台湾人の言語事情によって、戦後翌年に政府機関紙に用いられた。日本語に翻訳した理由及び訳文版の位置づけは 1946 年 1 月 25 日に発行された第 2 卷第 3 期の巻末(p.16)「編輯室聲明」欄に書かれている。次の文は、公報原文と筆者による訳である。

公報原文：本省公報自第二卷第一期起，於中文版之外，增刊譯文版。此係因經本省初光復，一部分臺胞對本國文字尚難完全了解，故特請通曉中、日、文之臺胞二人，專事翻譯，附刊報後，藉資補救。惟譯文版僅供參考之用，不具法律效力，其文字仍當以中文版為標準，特此聲明。

筆者訳文：本省の発行する公報は第 2 卷第 1 期より中国語版の他、翻訳版を増刊する。これは本省が光復して間もなく、一部の台湾同胞が本国の文字をまだ完全に理解することが難しいためである。それ故特に中国語と日本語に精通する台湾同胞 2 人に頼んで翻訳を担当させ、公報の後に付すことによって理解の助けとする。但し訳文版はあくまで参考のものであり、法的効力はなく、内容は中国語版を標準とし、特にこの点について明言しておく。

このように、中国語を理解できない台湾人に対して、命令・政策を徹底する為に政府公報は日本語に翻訳されることとなった。一方、書面・口頭の両方による政策宣伝の際では以下のような内容を見ることができる。

¹⁰ 長官公署秘書處編輯室編「查臺灣省行政長官公署秘書處考試日文編輯員成績，業經考試委員會評定正備取各 5 名。計開：正取五名：謝錦坤、袁金茂、李孝本、謝樹琰、黃登忠。備取 5 名：郭純青、張清淮、汪樹、許天松、林英俊」『台灣省行政長官公署公報』第 2 卷第 8 期，1946，pp. 10-11.

公報原文：二 文字宣傳

乙 印發小型專刊挨戶分送，必要時得採用中日文對照；…

（中略）口頭宣傳所用語言，以利用本地方言為原則，文字圖畫務求通俗明晰。

公報訳文：二 文字宣傳

乙 小型ノ特別刊物ヲ印刷シ戸毎ニ配布ス。必要アル時ハ中日文對照ヲ採用スルコトヲ得。…

（中略）口頭宣傳ニ使用スル言葉ハ本地ノ方言ヲ利用スルコトヲ原則トシ、文字圖畫ハ務メテ通俗明瞭ヲ求ム。¹¹

上記は政府が戸籍登録の宣伝を行う際についての内容である。当時台湾では主に日本語と方言が使用され、方言には正式な文字が存在しなかった。政府は命令を人々に宣伝する際、文字宣伝は日本語を用いり(中日対照にする)、また口頭宣伝の際は方言を用いることを指示した。文字宣伝で用いた日本語ではなく、方言を使わせたことから、政府がなるべく日本語を使用しないように政策を宣伝したい一面が窺える。

しかし、中国語をまだ完全に理解することができない「一部」の台湾人といった政府の認識に対して、黄宣範(1994)は 1944 年日本語の普及率は 71%であることを指摘し、また読み書き能力について藤井省三(1998)は 1940 年代、台湾は過半数の者が日本語による読み書き能力を持っていた状況を指摘していた。しかし『台湾省行政長官公署公報』の日本語翻訳版—訳文版はいわゆる「一部」の台湾人のために付したのであり、あくまで参考用のものであるとされていた。

1.4.3 訳文版の欠陥

『台湾省行政長官公署公報』の発行数の半数以上を占めた訳文版にはある特徴があった—公報の内容は必ずしもすべて翻訳されていたわけではなかった。戦後台湾の日本語の制限に関連した命令のうち、日本語に翻訳されていない内容が全体の中で占める比例は図 4 の通りである。

¹¹ 長官公署秘書處編輯室編「電各縣市政府為在舉辦設籍登記前，應先實施戶籍登記宣傳，並制定「臺灣省各縣市實施戶籍登記宣傳辦法」，希遵照」『台湾省行政長官公署公報』35:秋:58, 1946, pp. 914-915, 919, 日本語訳 35:秋:60, 1946, pp. 956-957.

図 4 1945-1975 期間中公報の日本語に対する命令翻訳版にあたる諸状況(翻訳の有無、時期ずれ)の比例

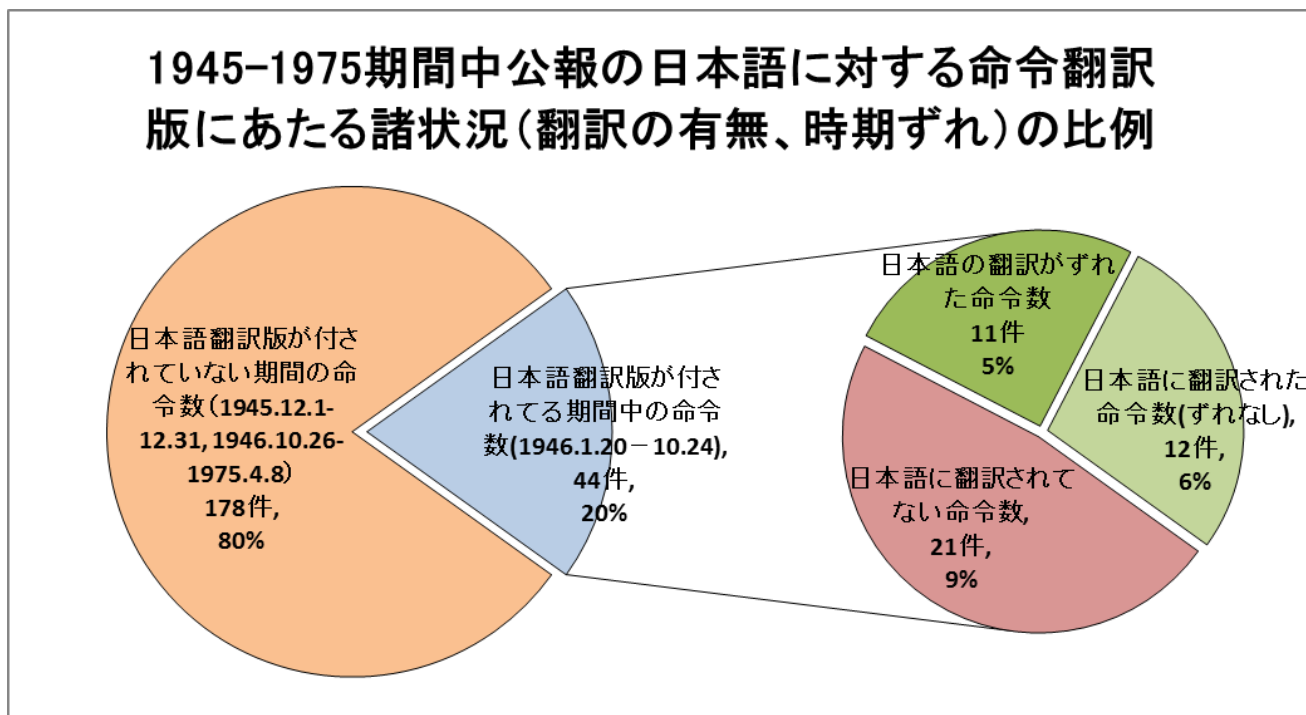


図 4 によってわかることは第一、公報の訳文版が添付される期間中(1946.1.20-1946.10.24)、日本語に対する命令のほぼ半分が翻訳されていない。翻訳されていない内容は例えば中国語の内容の中に表がある場合、訳文版に表は掲示されない。(そのうち日本語で作られた公的書類を中国語に置き換えた場合、置き換えた後の中国語の表が掲載されるが、訳文版の中に表は出てこない。表以外の内容が翻訳された場合は翻訳されたものと見なす。) この他例えば路名の変更等は中国語の公報では改名前後の道路名が表になって掲載されている。路名の変更は表が命令内容の大部分を占めており、このような場合も訳文版には記載されない。

第二、公報内容はすべてが翻訳されているわけではなくテーマにより選択されていることが分かる。公報の内容を全体的に見てみると、日本語に翻訳されていない内容については主に人事の異動・公報内容における訂正・公務員の給料・国家の資産に関わる内容・戸籍に関連した内容・道路名の変更・中国語で書かれた三民主義の本の翻訳などが見られる。

第三は日本語の翻訳が同時にではなく、時期のズレが見られる。これは公報の内容の翻訳がその巻号の訳文版にはなく、後に発行された公報に出てくる場合である。最初にズレが出てきたのは 1946 年 1 月 23 日に発行された公報であり、翻訳されていない内容は 1946 年 1 月 27 日の公報に追録されている。日本語の訳文版にはこのようなズレが後になって顕著になりつつある。

資料集に挙げた「資料 1」をご覧いただきたい。これは訳文版が付された期間の日本語に

翻訳された日本語に関する命令の内容である。掲載された巻号によれば、言語使用に関連する公報の日本語訳文にズレが見られたのは1946年6月14日に発行されたものであり、当該内容の日本語訳は1946年7月3日に発表された(資料5の表内、太い黒線で囲んだ行)。翻訳のズレは1946年6月14日の公報以降続き、日本語訳は中国語原文とは同じ巻号に翻訳されず、この後どの巻号に翻訳が掲載される予定は公報内に明記されていない(ただし日本語訳には対応する中国語原文の掲載巻号を示している)。『台湾省行政長官公署公報』が日本語に翻訳された期間、日本語に翻訳された日本語使用制限に関する記事は計23件あるが、その中の11件の翻訳は同じ巻号に掲載されていない。すなわち翻訳版の内、約1/4の翻訳がずれていたことが分かる。このような現象は翻訳版が撤廃されるまで続いた。

訳文版を付したことは、一見すると中国語が理解できない当時の台湾人の事情を配慮したかのように見える。しかし実際には、日本語に翻訳された公報のみを読んで政策を理解したくても、徐々に翻訳された内容に時期的なズレが目立つようになり、古い情報しか得られなくなったり、或いは当初から翻訳されなかったことにより政策を知らないということは多かったであろう。最終的に訳文版を読んでも発行された巻号内容の翻訳内容が後の巻号へずれてしまったため読めなくなり、結局中国語で書かれた原文を読まなければ最新情報が入手できないという行き詰まった状況に陥ったことが想像できる。

民国35年(1946年)8月5日、公報の日本語翻訳版について政府は次のような指示を発表した。

公報原文：(中略) 查臺灣既經光復，其通行文字，自應以本國文字為限，惟念本省淪陷五十年，情形特殊。故准各報紙雜誌刊行日文版，但此種措施，原屬一時權宜之計，自不能任其過久，致碍本國文字之推行，經決定以一年為期。故自本年十月廿五日起，所有本省報紙之日文版，必須一律廢止，事關國策，未便再予延長，希查照為荷。

公報訳文：臺灣ハ既に光復シタレバ、其ノ通用文字ハ、當然本國文字ノミヲ以テスベキモ、本省ハ淪陥シテ五十年、其ノ特殊狀況ノ故ヲ以テ、各新聞紙雜誌ノ日文版刊行ヲ許可セル所ナリ。但シ此種ノ措置ハ固ヨリ一時的便宜ノ方法ニ屬シ、自ラ其ノ長期ニ過ギテ本國文字ノ推行ニ障碍ヲ招致セシムルコト能ハザレバ、一年ヲ以テ期限トナスコトニ決定セリ。故ニ本年十月廿五日ヨリ、所有ル本省新聞雜誌ノ日文版ハ、須ラク一律ニ之ヲ廢止スベク、事國策ニ関スルコトナレバ、再ビ延長シ難キニ付、右承知相成度。¹²

この命令は政府が新竹市参議会へ日本語翻訳版の撤廃を主張したものであるが、ほぼ同じ内容の記事が8月15日に高雄市参議会宛に発表されていた¹³。異なる地域の参議会に同

¹² 日本語の訳文は長官公署秘書處編輯室編「電復新竹市参議會新聞紙雜誌日文廢止日期未便再予延期(日譯文)」『台湾省行政長官公署公報』35:秋:36, 1946, p.576.

¹³ 長官公署秘書處編輯室編「電復高雄市参議會廢止新聞紙日文版未便展期，請查照」，『台湾省行政長官公署公報』35:秋:40, 1946, p.636, 日本語訳 35:秋:52, 1946, p.832.

じような指示をしていることから、当時台湾には翻訳版の撤廃に対し延長を訴える声が上がっていたことが推測できる。¹⁴

当時は政府公報以外、新聞・雑誌などに日本語の翻訳版が付いていたが、政府は一時の便宜のために内容を翻訳したことを明言し、翻訳版の廃止の時期を後へ延ばそうとする声はあったものの認められなかった。やがて政府は1946年10月3日に、10月25日以降は、公報を含む新聞・雑誌に付された日本語の翻訳版は撤廃することを発表し¹⁵、これによって日本語の翻訳欄は実施期間約十ヶ月で消え去ることとなった。

政府は一刻も早く台湾人に中国語をマスターさせ、中華民族精神を獲得させようとしたため、その緊迫感が公報の日本語翻訳版の継続期間または翻訳状況の変化に反映されたとも言えよう。しかしこの切迫した決断は、その後公報で重複した命令を発表することに至った原因の一つともなったことであろう。

1.4.4 公的書類の言語変換

政府は公的書類の言語変換も行った。国民への日本語使用に対する禁止或いは制限など姿勢が明確に示される一方、政権が交代した直後の1945年から1947年までの間、役所内部では行政をできるだけスムーズに行うため、政府は日本語で書かれた書類を焼却などの手段で切り捨てるのではなく、中国語に書き換えて使用し続けたところがみられた。(資料2「公的書類の言語変換」に関する命令を参照)

公報原文：各種表冊，暫可沿用。惟原有表冊中，凡有：「昭和」兩字，應改為「中華民國」；「届」字，改為「報告」或「聲請書」；「右及御届候也」字樣，應改為「須至報告者」；「殿」字應刪去。

公報訳文：各種ノ表冊ハ暫時繼續シテ使用スベシ。原有表冊中凡テ「昭和」ノ二字有ルハ「中華民國」ト改ムベシ。「届」ノ字ハ「報告」又ハ「聲請書」ト改メ「右及御届候也」ノ字句ハ「須至報告者」ニ改メ「殿」ノ字ハ削除スベシ。¹⁶

公務で使用される表の日本語が中国語に入れ換えてそのまま使用する所が見られ、地籍に関するものも変換の指示が見られた。

¹⁴ 日本語翻訳版の撤廃について、台湾人民は不満であった。各市県参議会・一般大衆による相次ぐ反対請願・延期の要望があったにもかかわらず、新聞または雑誌の日本語翻訳版を廃止した政府の動きに対し、台湾人の怒りは高まり、この不満は更に二・二八事件発生の潜在要因であると指摘されてきた。詳しくは菅野敦志(2012), pp.37-41。

¹⁵ 長官公署秘書處編輯室編「電各縣市政府為臺灣省新聞雜誌附刊日文版應自35年10月25日起一律撤除，希轉飭遵照」、『台灣省行政長官公署公報』35:冬:3, 1946, p.45。

¹⁶ 長官公署秘書處編輯室編「清劃戶籍行政及業務接收權限，希迅速辦理并將接收情形具報」、『台灣省行政長官公署公報』第2卷第7期, 1946, p.7; 日本語訳 第2卷第7期, 1946, p.15。

公報原文：

十一「新地籍整理」，應改為「協辦土地整理」，可調人數，日期，協辦事項，與預計可辦數字，均應詳細列入。

十五「國有地貸付」，「國有地」三字應改為「公有土地」四字，「貸付」二字改為「出租」二字，在要點末應增公有土地之出租，依照省頒本省公有土地處理規則之規定，租與自為耕作之農民。

公報訳文：

十一「新地籍整理」ハ「協辦土地整理」ニ改ムベシ。必要人數，日期，協辦事項ト予定處理數字ハ均シク詳細ニ記入スベシ。

十五「國有地貸付」ノ「國有地」三字ハ「公有土地」ノ四字ニ改メ「貸付」ノ二字ハ「出租」ノ二字ニ改ムベシ、要点ノ末尾ニ増記スベキ公有土地ノ出租ハ省ノ頒布モル本省公有土地處理規則ノ規定ニヨリ自ラ耕作スル農民ニ貸與スベテ。¹⁷

このように本来日本語だった言葉を中国語に入れ換える内容があり、他にも戸籍関連業務に使われる日本語の表の内容を中国語に直すため、中日対照にした内容が発表されている。¹⁸

¹⁷ 長官公署秘書處編輯室編「據高雄縣政府送 35 年度工作計劃，指復遵照」『台灣省行政長官公署公報』35:夏:34, 1946, pp. 541-543, 日本語訳 35:秋:6, 1946, pp. 94-96.

¹⁸ 長官公署秘書處編輯室編「電發各縣市政府中日文戶籍名稱對照表，希知照」，希遵照」『台灣省行政長官公署公報』35:冬:37, 1946, p. 600.

第二章 日本語に対する制限の内容

2.1 呼称

中華民国政府は台湾を支配し始めた後、日本式の路名・地名等を中国式に変更し、人名については日本式の名前が当時多く残っていたため、人々に改名を要請した。本分類「呼称」において、筆者は用途により数種類に仕分けた。本分類に含まれるのは「路名・地名」、「名前・改名」、「用語・呼び方」、「その他名前」の4種類である。各種類に発表された命令件数は表2のようである。

表2 「呼称」に含まれる種類及び命令件数

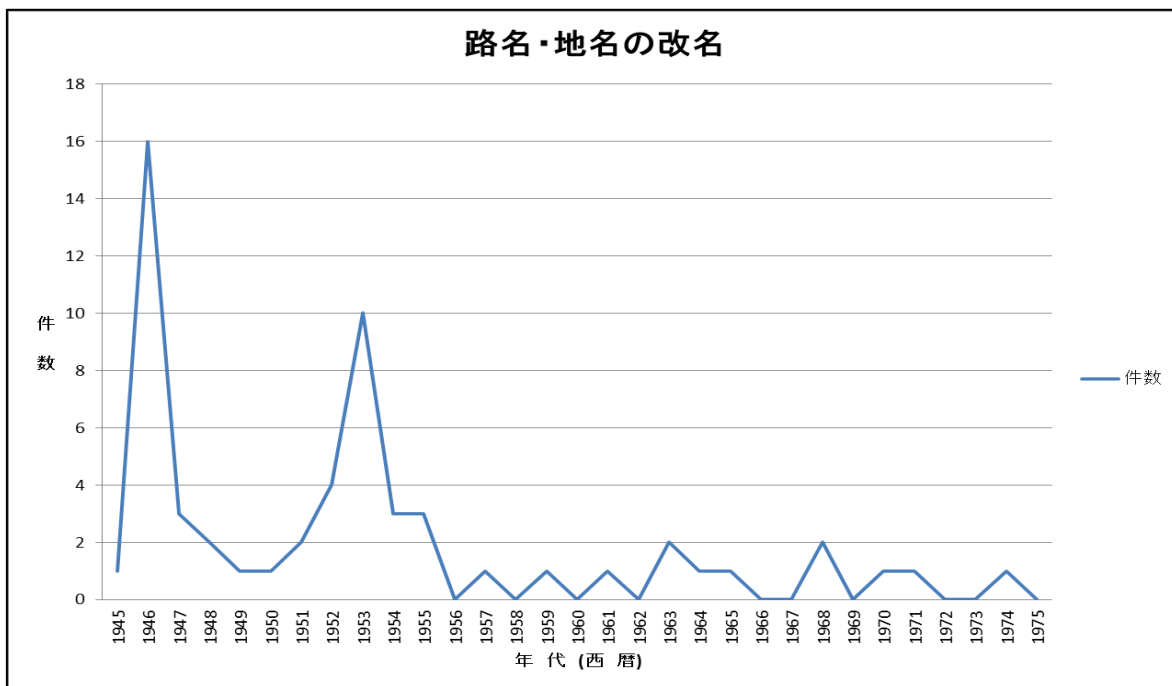
種類名	件数
路名・地名	56
名前・改名	41
用語・呼び方	23
その他名前	5
総計	125

2.1.1 路名・地名

台湾は日本植民地統治時代に設定された町村名が、中華民国政府の支配下、道路の名前へと変更された。そのため「路名・地名」についての命令内容は道路名の変更、もしくは新たに付けるものである。全体の数量は計56件存在し、これは全ての資料の中で最も多い量を占める。実際変更した地名の内容は資料3「路名・地名」をご覧ください。これは公報に含まれた日本語に関する命令は訳文版が付された期間の命令内容である。に関する命令を参照。

図5は「路名・地名の改名」分類に入るデータを各年の量的推移として見た図であり、1946年、1953年には命令発表数が集中していることが分かる。これらの命令数の集中している二つの年は道路名を改める命令が多く存在した。また、「路名・地名の改名」の命令は1945年12月『台湾省行政長官公署公報』が出版してから二巻目より発表されていた。命令を発表され続けた期間は他の分類は1960年代に入り、日本語に関する命令が減少しつつ、徐々に発表されなくなっていく中、唯一断続的に発表されていた種類でもある。

図 5 路名・地名の改名



1945年11月17日、中華民國国民政府は日本の統治の痕跡を取り除くため、町村名の改名を法令として定めた。北京語の「路名」とは地域の名前ではなく「道の名前」であるため、名前のない道に新しく名前を付ける場合もあった。元に使用された名前が日本の記念すべき人物名、国威の発揚にあたる名前を使ったもの、または日本式の町村名であることが明らかなものは改名すべき対象になる。また、この規定により、「町」、「丁目」の使用は廃止し、道路の名付けにおいて使用できる名前も指定された。この命令においては路名に相応しい名前をいくつか箇条書きにして挙げている。まず中華民族精神を発揚する路名としては中華路、信義路、和平路があり、三民主義を宣伝する路名は例えば三民路、民権路、民族路、民生路が挙げられている。偉人を記念する路名は中山路、中正路が挙げられている。¹⁹実際の変更された例は表3を参考。表3は1946年、台南市の変更された道路名である。公報により、終戦後一年半の間に当時の九つの省轄市中七つ、また八県中四県が一部の道路の改名を行った。²⁰

¹⁹ 中国語の道路名に使用できる言葉は中華民族精神、三民主義、または中国の偉人を称えるもの、あるいはその土地の地理または風習に関連する名前である。詳しくは長官公署秘書處編輯室編「公布「臺灣省各縣市街道名稱改正辦法」」『台灣省行政長官公署公報』第1卷第2期, 1945, p. 4.

²⁰ 道路の名前が中国語に変える動きが始まり、1946年8月、道路名の標示に注音符号をつけるように指示した命令が見られた。また、名称の変換につれ各家の外にあった旧町名の書かれた門札も撤去された。一方、各県各市の道路名改名・名付けは一度で完成したのではなく、後に台湾省行政長官公署が台湾省政府へ改編された後にも続けられている。

表 3 台南市政府道路名變更表

臺南市政府改正街道名稱調查表	
旧道路名	變更後道路名
明治町全線	光復路
大正町全線	中山路
末廣町至運河	中正路
盲啞學校起至臺町	民族路
本町全線	民權路
錦町全線	民生路
清水町至竹園町	青年路
東門町一丁目起至西門綠園	府前路
開山町全線	開山路
幸町全線	文廟路
東門町全線	東門路
西門町全線	西門路
北門町全線	北門路
港町全線	安平路
花園町全線	公園路
壽町全線	博愛路
汐見町	健康路
福住町起至濱町止	海安路
竹園町旭町	勝利路
白金町全線臺南神社前止	忠義街
泉町起至鹽埕	玉泉街
法院西橫起至末廣國民學校	新生街
永樂町一丁目	永樂街
新町	康樂街
開山廟後路	建業街
寶町全線	立人街
大宮町四丁目起至濱町	友愛街
永樂町三丁目	長樂街
港國民學校前面路	協進街
武廟起至南門町	武廟街
高砂町全線	武穆街

(長官公署秘書處編輯室編「臺南市政府改正街道名稱表」『台灣省行政長官公署公報』35:夏:49,

1946, p.787.より編集、引用。)

2.1.2 名前・改名

「名前・改名」は中華民国政府が台湾を統治範囲に入れた後、日本式姓名を使用している台湾人に名前を中国式のものに変更する、或いは新たにつけるように命令を発表したものである。名前についての命令は総計 45 件発表され、全体では「路名・地名の改名」の次に多い量を占める。45 件の資料には改名に関する命令、または改名前後の姓名、職業などの個人資料を記載したリストが含まれている。(資料 4「名前・改名」に関する命令を参照)台湾では日本植民統治時代に就職などの理由で名前を日本風に改名する或いは日本風の名前を使用する記録があったため、1945 年から中華民国政府は人々に中国風の姓名に改名するよう勧めた。

図 4 によると資料数のピークは 1946 年、次にみられるのは 1958 年、1961 年である。政府の改名に関わる政策はいくつかの段階に分けて発表されてきたため、それぞれに法律の制定、改訂、又は氏名を変更したリストが含まれていた。

日本植民統治時代、台湾人は元の中国式姓名を日本式の姓名に変更された経緯があったため、戦後、言語を民族精神の一つの象徴ととらえる立場から、人名を日本式の名前から中国式の名前に戻し或いは新たに作るよう命令が発表された。中華民国政府は人々の変更された日本式姓名を再び中国式に回復するよう、法律を発表した。姓名変更における内容は主に 2 種類分けられる。まずは命令、法律についての内容、その他は実際の名前が変更されることが発表されたリスト等のものである。1945 年に公報で発表された「台湾省人民回復原有姓名辦法」(「台湾省人民姓名回復規則」)は台湾人の日本式氏名を中国式氏名への改名を命じ、姓名変更する者についていくつかの条件を設定した。次は公報原文と筆者による訳である²¹。

公報原文：…第二條 凡本省人民有左列情形之一者，一本辦法之手續，得聲請回復原有姓名。

- 一、曾受日本皇民化運動之壓迫，廢棄原有姓名改為日本姓名者，
- 二、因進學或參加行政與事業機關，不得已廢棄原有姓名者，
- 三、因充當醫師或其他技術人員，不得已廢棄原有姓名，改為日本姓名者，
- 四、其他有特殊不得已之原因，廢棄原有姓名改為日本姓名者。

以上各款，必須原有戶口簿或其他有力之證明。

筆者訳文：…第二條 本省人民は次の条件の一つに当てはまる場合、本法の手続きにより、元の姓名の回復を申し立てることができる。

- 一、以前日本皇民化運動の圧迫を受けて元の姓名を放棄し日本姓名に改

²¹ 長官公署秘書處編輯室編「制定「臺灣省人民回復原有姓名辦法」」『臺灣省行政長官公署公報』第 1 卷第 4 期, 1945, p. 7.

めた者

二、進学或いは行政・事業機関に参加するため、やむなく元の姓名を放棄し日本姓名に改めた者

三、医師・その他の技術者になるため、やむなく元の姓名を放棄し日本姓名に改めた者

四、その他特別な事情があつてやむなく元の姓名を放棄し日本姓名に改めた者

以上の各項目に当てはまる者が改名する場合は、元の戸籍簿又はその他有効な証明となるものが必要である。

この規則の内容によると政治・就職または職種によってやむを得ず改名した者について、最初に姓名回復を行うようになっている。翌 1946 年 1 月 25 日、業種を特定して改名させる命令が発表された。

公報原文：(中略) 所列郷鎮長暨各學校校長中，仍有用日本式姓名者，希即轉知依照前頒本省人民回復原有姓名辦法，迅予更正。

公報訳文：(中略) 名簿記載ノ郷鎮長並ニ各學校ノ校長ノ中ニテ仍ホ日本式姓名ヲ用ヒテキル者ニツイテハ冀クバ以前頒布セル本省人民原有姓名回復辦法ニ依リ迅速に改姓名スル様傳達シテ被下度²²

この後翌年五月に修正された同法によると、条件についてはこのように変わった。

公報原文：第一條 凡於三十四年十月二十五日恢復中國國籍之台灣省人民，其現有之姓名為日本姓名者，應依本辦法之規定，依公布後三個月内，申請回復原有中國姓名。

公報訳文：第一條 凡ソ三十四年十月二十五日中國々籍ヲ回復シタル臺灣省人民ニシテ其ノ原有姓名若シ日本姓名ナル者ハ本辦法ノ規定ニ依リ公布後三個月以内ニ原有中国姓名回復ヲ申請スベシ。²³

上の法律改正から、特定の時点で日本式姓名の台湾人全てが対象であることが規定されていた。改名の対象について、最初は何らかの理由によって日本名となった者、その後は

²² 長官公署秘書處編輯室編「三十四年十二月十九日臺東總字第五二號呈及郷鎮人員名冊，均悉。所列郷鎮長暨各學校校長中，仍有用日本式姓名者，希即轉知依照前頒本省人民回復原有姓名辦法，迅予更正。」『台灣省行政長官公署公報』第 2 卷第 3 期，1946，p. 8，日本語訳第 2 卷第 3 期，p.16.

²³ 長官公署秘書處編輯室編「修正臺灣省人民回復原有姓名辦法」『台灣省行政長官公署公報』35:夏:28，p.443，日本語訳 35:夏:28，pp.451-452，1946.

特定の職業に従事する者という条件を設定していた。その数か月後、条件はなくなり、氏名変換指令の適用者範囲が広がったことがこれらの内容の変化より分かる。医者・技術者・行政機関の職員など特定の職務に当たる人達に改名を要求し、そして政治・行政に携わる人達にも新たに改名を要求した。これらの職に就いている人達に、確実に日本式の氏名を中国式に変更するように呼びかけるという政府の意向が伺える。

また、日本式姓名を変更しない場合は制限が課せられた。

公報原文：各縣市政府：民政處案呈，本公署公職候選人資格審查委員會第二次會議，關於用日本姓名，或日文姓名，應如何處理議決：(一)高山族以日文姓名或日本姓名聲請，為優待起見暫准變通，仍通知改正：(二)普通聲請，如用日本姓名，暫緩審查決定，通知回復姓名後辦理。(以下略)

公報訳文：各縣市政府：民政處ヨリ本公署公職候選人資格審查委員會第二次會議ニ日本姓名又ハ日文姓名ヲ用ヒル者ニ對シ、如何ニ處理スベキ哉ノ件ニ就キ議決スルトコロアリ即チ(1)高山族ニシテ日文姓名又ハ日本姓名ヲ以テ申請シタル者ニ對シテハ優待スル趣旨ニ於テ暫ク通用ヲ許可スルモ仍ホ改正ヲ通知セシム。(2)普通ノ申請ニシテ日本姓名ヲ用フル者ハ暫ク審査決定ヲ保留シ元姓名ニ回復セシメタル後處理ス。(以下略)²⁴

政府は公務員の選挙を行う際、立候補者の資格審査の際、申請者が中国式姓名に変更しなければ選挙の立候補の申請は認められない。

元来政府は特定の職務にあたる人達の改名を要請したが、学校にいる学生たちは依然として日本式姓名を多く使用していることが判明したため、政府は学生を対象に改姓名の命令を下し、改名しない学生に対しても制限を課した。次は公報の原文と筆者による訳である²⁵。

公報原文：辦法:一 通令各級學校仍用日本姓名者，應從速依照「臺灣省人民回復原有姓名辦法」(見公報夏字第二十八期)辦理回復姓名。

二 如仍不更改者，卅五年第二學期開學時，不予註冊。

筆者訳文：方法：一 各級の学校においてなお日本語の姓名を使用し続けている者は、速やかに「臺灣省人民回復原有姓名辦法」(公報夏字第 28 期を見よ)に従って姓名回復を行うべし。

二 もし変更しない場合は 35 年第 2 学期の始業時に、(学生としての)登録を与えない。

²⁴ 長官公署秘書處編輯室編「電知甲乙種檢核案凡用日文或日本姓名與以牧師傳教師經歷聲請處理辦法」『台灣省行政長官公署公報』35:春:15, 1946, p. 277.

²⁵ 長官公署秘書處編輯室編「電各縣市政府為全省各學校學生不得再用日本姓名，希轉飭遵照」『台灣省行政長官公署公報』35:冬:15, 1946, p. 254.

学生の改名命令については 1946 年に発表されたほか、1947 年・1954 年に一件ずつ発表されており、上の内容によると、学生は日本式の名前を中国式に変えていない場合、新学期の在学登録ができないことが発表された。制限が課されたほか、1954 年に発表された内容では、更に処罰することを明示した。次は公報の原文と筆者による訳である²⁶。

公報原文：（中略）查臺灣省光復以後迄今九年，因前受日人之毒害甚深，今日之台人甚至有人以說日語為榮用日名為奇者，在一般場所屢見不鮮，雖經一再開導或禁止，但收效甚微。此次臺北市各國民學校書法競賽評判，四十名中即發現老松國校五年級生『李美智子』及古亭國校五年級生『鄭美佐子』兩名，於四十名學生中即有二名，約佔百分之五。國民教育為國家基本教育，關係整個社會影響至鉅，實有糾正之必要。（中略）復查此項姓名之更改，自光復迄今，業經九載，其中經過校正檢查抽查凡十餘次，仍有人民使用日本名字之事實，殊屬不合，應即切實查明糾正，嗣後如再有此種情形，則該民戶籍管區負責之戶警人員及就讀學校之校長均予以議處。

筆者訳文：（中略）台湾は光復後既に九年経ったが、日本人から受けた毒害は深刻で今日に至っても日本語を話すことに誇りを持ち、日本式姓名を使用することを特別に思う人が一般的な場所にしばしば存在する。度々注意または禁止したが、効果は小さい。今回台北市小学校競書大会四十名の参加者中、老松小学校五年生「李美智子」、古亭小学校五年生「鄭美佐子」二名の日本式姓名の生徒が発見された。四十名の生徒の中の二名であれば、おおよそ五パーセントを占めることになる。国民教育は国家の基礎的な教育であり、これを正さねば社会全体への影響は大きいので、糾正しなければならない。（中略）改姓名は台湾光復から今まで九年を経ている。この期間、校正、調査、不定期調査を十数回行ったが、いまだに人々が日本式姓名を用いる事実が存在する。これはあつてはならぬことであり、即確実に調べ出し且是正すべきである。今後このようなことがあった場合、日本式姓名使用者の戸籍調査担当警官又はその者の在学校の校長を処罰する。

1954 年当時台湾の社会では、日本語または日本式の名前を使用することをなお一種の誇りとしていた様子が伺える。政府にとっては 9 年も前に出していた禁止令であるため、規定を守らない場合の処分も定められた。

では学生の改名に対する調査は実際どのような基準をもって行っていたのか。次は公報原文と筆者による訳である²⁷。

²⁶ 臺灣省政府秘書處「令臺灣省所屬各機關學校為準內政部函以國校學生及一般戶籍上仍發現有使用類似日本名字者，應切實糾正，希遵照」『臺灣省政府公報』43:冬:59, 1954, p.742.

²⁷ 臺灣省政府秘書處「令各縣市政府（局）為準內政部函釋復學生襲用日名更改疑義一案，轉希遵照」『臺灣省政府公報』45:冬:64, 1956, p.742.

公報原文：(中略) 查本省各在校學生，仍有不少學生襲用大郎，一郎等日名，前經本府教育廳依照層峰規定，令飭所屬各級學校限期開列名單，逕送各同級戶籍機關合辦在案。唯以上項更名範圍，尚未奉明確限定，致在審核上發生困難，會轉據各縣市政府紛紛檢送名冊，請示核釋到府。(以下略)

筆者訳文：(中略) 本省各学校在学生の多くは未だに大郎、一郎等日本式姓名を使用している、臺灣省政府教育部は既に長官の規定により日本式姓名を使用している学生を期限内にリストアップし、これを戸籍管理機関へ送るよう各学校に命令を發表した。しかし姓名変更の基準が明確ではないため、審査に難が生じている。各県市政府にリストを送ってもらい、その基準または理由を省政府に送ることを要請する。(以下略)

政府が姓名に関する調査を行う際、人為的な理由によって生じた結果の不一致を防ぐため、事前に明確な基準を設けた上で篩をかけようとするものの、この政府公報は 1956 年に出されているが、この時点では未だに基準が明確でなかった。実際、日本語の名前でありながら中国語にしてもそのまま通用する名前が存在することが基準の設定を難しくしている一つの可能性であると思われる(実際に変更された例について、表 4 を参照)。

表 4 人名改名例

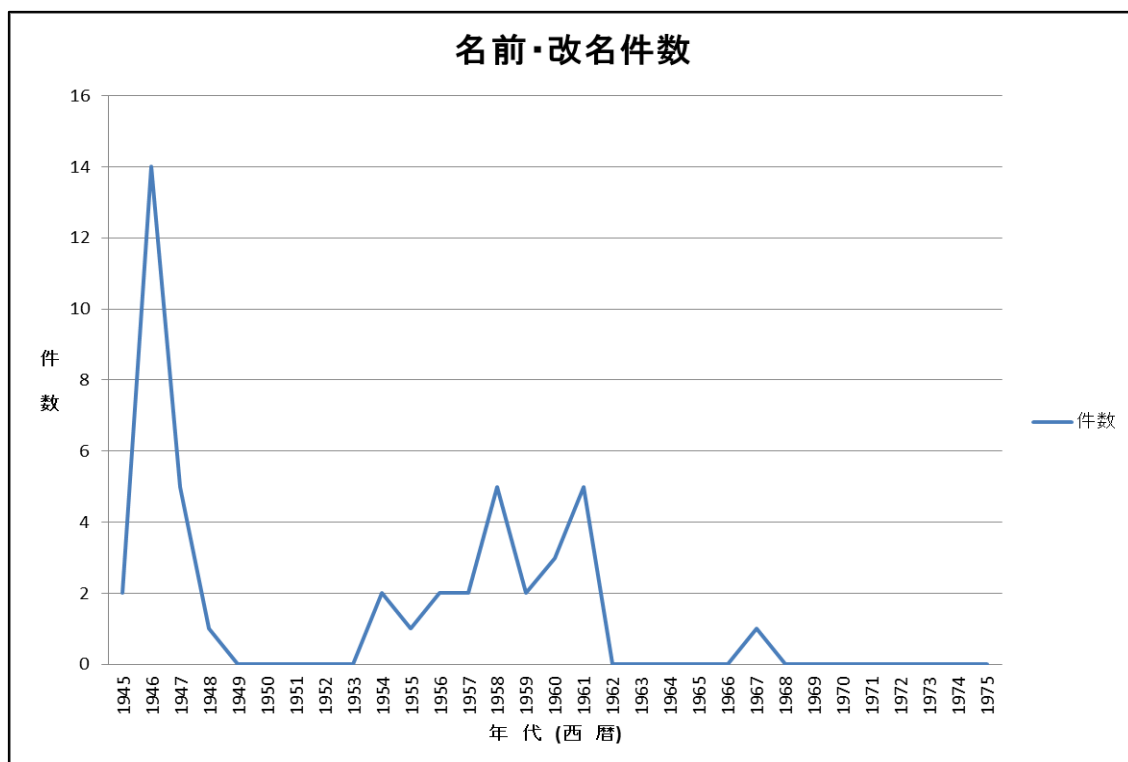
変更前日本式姓名	変更後中国式姓名
楊美智	楊惠雅
江貴郎	江榮貴
張義雄	張仁福
林幸子	林淑惠
陳正雄	陳建州
丁郁子	丁偵華
陳一郎	陳才興
石太郎	石志摩
黃次郎	黃錦昱
黃文郎	黃文祥
陳次郎	陳忠義
廖忠雄	廖和輝

(臺灣省政府秘書處「臺灣省民政廳公告依法核准黃金龍等 23 名更名，並改註學歷證件上名字一案，希週知」『臺灣省政府公報』47:春:6, 1958, pp.87-88.より編集、引用。)

日本式姓名を持っている人々は名前を変更するとリストに記入され、公報に掲載される。リストにはその他の理由で名前の変更を行った件も含まれており、全てが日本名で改名を行ったものではない。しかし 1945 年から 1975 年までの期間中、本来の名前が日本式であ

った故、名前を変更した件数は筆者の計算によると 1100 人に至る²⁸。リストアップした内容は、変更する前の姓名と新しい姓名が記入され、実際に変更された名前の例は表 4 を参照。命令件数の年代推移は図 6 のようになる。

図 6 名前・改名件数



学生に改名させるため学校に調査を依頼し、リストアップした末、日本名の判断基準を定めた内容が発表された。次は公報原文と筆者による訳である²⁹。

公報原文:…查日本與我國係屬同文, 關於本省國籍之名字, 何者視為類似日本式名字一節, 參照近年辦理成例, 原則上屬於○○子, ○○男, ○○郎及確係日本片假文等類之名字, 此類名字之申請更改手續及辦理程序, 茲規定得由申請人提出申請書及貼有照片之戶籍謄本, 向居住地鄉鎮區(市)公所申請核轉該管縣市政府核定辦理。

筆者訳文:…日本と中華民國は同じ文字を使用する。本省中華民國國籍を有する者の日本語式名前の判定基準については、近年処理した先例に従って、○○子、○○男、○○郎、または片仮名を含む名前がある場合、申請書類または写真を貼付した戸籍書の写しを申請者の住居地の郷・鎮(或いは市)区役所へ提出し、当該県・市政府にて姓名変更手続きを行う。

²⁸ 名前が○○男、○○郎、○○子であるのを対象とした計算結果。

²⁹ 臺灣省政府秘書處「各縣市政府(局): 關於類似日本式名字之更改由縣市政府核定處理」『臺灣省政府公報』50:冬:33, 1961, p.363.

改姓名を要求する際の判断基準がこの命令において、先例により男性人名に「郎」・「男」が付く名前、女性人名に「子」が付く名前、そして仮名が含まれる名前を改名の基準と見なしたことが分かった。そしてこの命令のように基準が発表された以降、改姓名の手続きは各県・各市政府に任せられ、日本語名の変更命令・リストは、1962年以降『臺灣省政府公報』で発表されなくなった。その6年後の1967年、改名に関する命令が再び公報に現れた。次は公報原文と筆者による訳である³⁰。

公報原文：(中略) 據查本省男性同胞均已自動申請更改，惟女性同胞仍沿用「幸子」「秋子」等日式名字者，尤以鄉村為最。茲再重申前令，希各縣市政府轉飭戶警人員於辦理戶籍登記及戶口查記時發現有使用日式男女名字者，須勸導當事人立即申請更改，務期澈底根絕。

筆者訳文：(中略) 本省男性はほぼ全て自主的変更を申請したが(筆者注：日本式姓名のことを指す)、女性は未だに「幸子」「秋子」など日本式名前を用いており、特に農村部が著しいことに鑑み、日本式姓名の変更を再度命令する。各県・各市政府は日本式姓名を徹底的に根絶するため、戸籍登録または戸籍調査の際、日本式姓名使用している者に即座に名前変更を申請するよう該当者に勧め、戸籍関連業務担当警察官に指示するべし。

1945年終戦後、「臺灣人民姓名回復法」が発表され、強制的ではないものの、実際政府は公報を用いて特定職業に当たる人達を指定し、率先して日本式姓名を改めるよう要求した。1946年改名を促す対象は職業を特定せず、一般人や学生へも広がる形になった。

「臺灣人民姓名回復法」が発表されてから1967年までの22年間、対象を規定しながら計45件の姓名を改める命令を発し、さらに改名結果を記録に残すよう、結果を公報にリストアップして強制的に行われてきたが、結局完全に改名させることはできなかった。

2.1.3 用語・呼び方

「用語・呼び方」は例えば職業の言い方、日本語の言葉の置き換え、野菜或いは原住民の呼び方の指定などがこの分類に含まれる。内容は様々なジャンルに及び、総計23件の内容を分類してみると表5のようになる。

表5 「用語・呼び方」に含まれる種類及び件数

種類名	件数
歴史関連	2
原住民関連	5
職業名	2

³⁰ 臺灣省政府秘書處「重申前令根絶日式名字」『臺灣省政府公報』56:夏:78, 1967, p.2.

土地名	2
学校教育関連	2
食物関連	2
教育科目専門用語	1
病名	1
金融関連	1
親族呼称	1
飲食店呼称	1
儀式名	1
日本式漢字の変更	2
計	23

中華民国政府は台湾を統治し始めた後、多くの日本の言葉を中国語に変更しようとした。そのため様々な分野にわたって言葉の入れ換えを指示した。例えば図7魚介類の名称の変更、図8病名の変更がある。

図7 魚介類の呼び方の変更

劃一名稱(1)	過去所用名稱	備考
旗魚	カヂキ	包括めかぢき、ぼせうかぢき等餘類推
鯖仔	マダロ	包括めぼら、びんなが、きぼら等餘類推
沙魚	フカ	
赤鯨	レンコダヒ	
加納	マダヒ	
紅鯛	チダヒ	

(臺灣省政府秘書處「電各縣市政府為訂發劃一魚貝介類名稱一覽表，希轉飭各魚市場填報」『臺灣省政府公報』38:夏:47, 1949, p.590. より一部引用。)

図8 病名の変更

臺灣省死因及疾病分類表		
(根據國際分類表)		
國際分類 番 號	疾 病 名	日 本 名
1	傷寒	チフス
2	副傷寒	バラチフス
3	斑疹傷寒	發疹チフス
4	回歸熱	再歸熱
5	浪熱(末利他熱)	マルタ熱(波狀熱)
6	天花	痘瘡
7	麻疹	麻疹
8	猩紅熱	猩紅熱
9	百日咳	百日咳
10	白喉	デフテリヤ
11	流行性感胃	流行性感胃
12	霍亂	コレラ

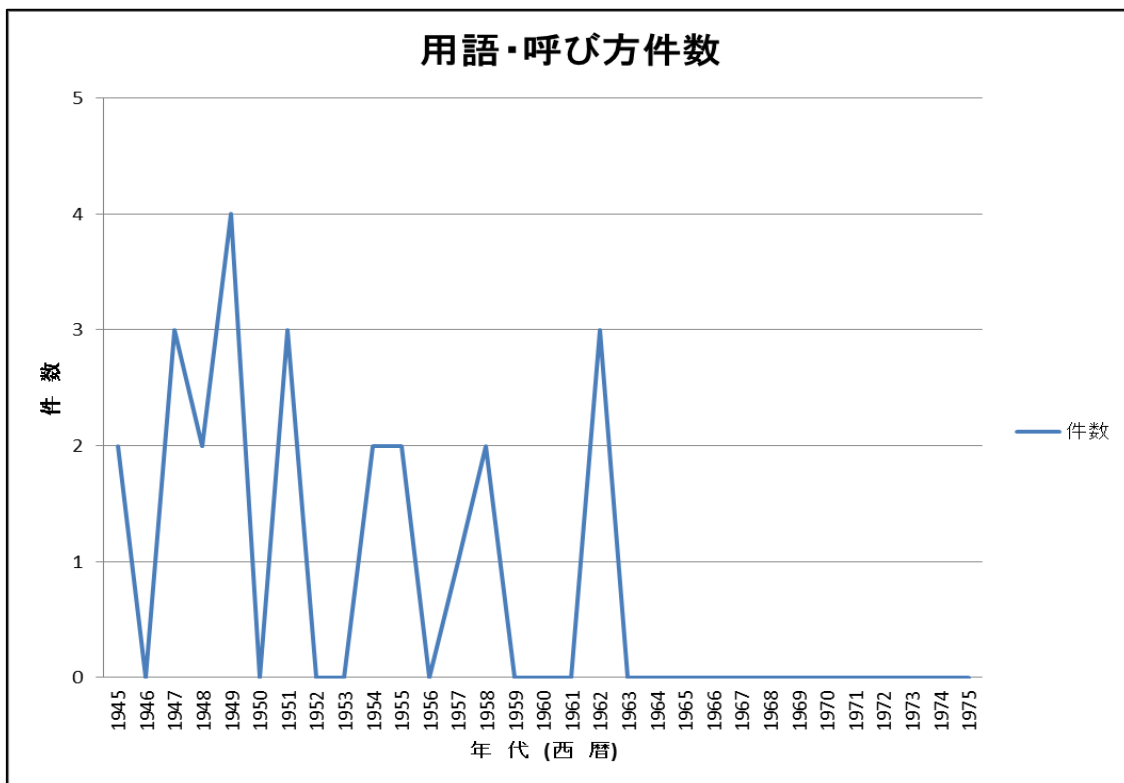
(臺灣省政府秘書處「電臺灣省政府所屬各機關為檢發臺灣省死因及疾病分類表，希遵照」
『臺灣省政府公報』40:冬:28, 1951, p.310. より一部引用。)

政府は名称の変更を要求し、このように中国語の呼び方を指定した。その中病名の変更について、日本語では漢字で表記されたものの多くはそのまま中国語の名称として指定されたことが見られた。

多岐に涉った分類の中で最も多く発表されていたのは「原住民関連」の命令である。この分類の命令内容に関しては、日本植民統治時代に使用されてきた原住民への呼称が見られた：土蕃・蕃族・蛮族・高山族・高砂族・蕃仔・傀儡（台湾人の閩南語発音ㄩㄉㄞ）。原住民に対する差別意識を無くしたいため、政府機関や一般の人々にこれらの呼称をやめさせる他、原住民のことを「山地同胞」と呼ぶように計5回の命令を発表した。(資料5「用語・呼び方」に関する命令を参照)

図9の各年の命令数から見ると、この分類の命令は1960年代前半まで発表されていたことが分かる。

図 9 用語・呼び方件数



2.1.4 その他名前

「その他名前」類は機関名、会社名、商品名についての内容である。

公報発行日	公報名	公報巻号(巻:期/巻:字:期)	頁	法令番号	条文見出し	対象言語・事項
民國34年12月19日	台灣省行政長官公署公報	1:6	1-2	署農字第一號_民34_10_31	查臺灣省食糧在接管以前，停止配給已久，形成黑市糧價。茲為接濟民食平定糧市起見，訂定「臺灣省行政長官公署管理糧食辦法」	日本語/北京語・法律発行機関の名前を変える（日本総督府→臺灣省行政長官公署）
民 35.01.20 (1946.01.20,第 2 卷第 1 期) より日本語訳文添付						
民 35.10.25 (1946.10.25(35:冬:21-35.10.26 発行)) より日本語訳文撤廃						

民國 35年 11月 18日	台灣 省行 政長 官公 署公 報	35:冬:39	639	致戌寒署交字 第 43926 號_民 35_11_14	電航業公司等機關為臺 南、基隆 2 無線電臺改定 名稱，希知照	日本語・機関 名
民國 35年 12月 04日	台灣 省行 政長 官公 署公 報	35:冬:53	859	致亥冬署教三 字第 50167 號_ 民 35_12_02	電為各縣市「臺灣省各縣 市國民學校校名改正準 則」應改為「臺灣省各縣 市國民學校校名改正辦 法」，轉希遵照	日本語・原住 民の氏名
二・二八事件						
民國 37年 09月 07日	臺灣 省政 府公 報	37:秋:56	679	叁柒申支府紀 甲字第 64631 號_民 37_09_04	電各縣市政府禁止商品或 飲食品名稱使用日本文字	日本語・商 品、食品名称 に北京語の 名詞を使う べし
民國 41年 10月 07日	臺灣 省政 府公 報	41:冬:6	52	四一財商字第 44206 號_民 41_10_06	函復臺北市政府為大新證 券商事社應暫不予商業登 記，希查照	日本語・会社 名が日本語 では登録さ れない

2.2 出版物・メディア

出版物・メディア類の日本語に関わる命令について、当時の『台湾省行政長官公署公報』、『臺灣省政府公報』では計 33 件の命令が発表された。(資料 6「出版物・メディア」に関する命令を参照)

大まかな分類は書籍・雑誌・新聞・レコード・楽譜・映画である。この内のそれぞれの件数を表 6 にまとめた。

表 6 「出版物・メディア」に含まれる種類及び件数

種類	件数
書籍のみ	11
新聞・雑誌	3
書籍・雑誌	6
書籍・雑誌・映画	1

出版物全体	1
雑誌のみ	1
レコード・楽譜	7
新聞・雑誌の広告	1
ラジオ放送	1
映画のみ	1
計	33

本分類の中に含まれている種類及び件数は表 6 のようになるが、二種類或いは三種類に対する制限を一つの命令にまとめて発表する場合が見られる。そして雑誌に対する命令が、時には書籍・映画・新聞と一緒に分類された記録がある。また、これらの命令のほとんどは日本語を使用することを禁止する内容だが、特例として日本語の使用が一部認められた内容も存在する。

個別の種類について、まず「書籍のみ」の分類には、命令対象となる場所によって一般書店、学校や公的図書館に分けられる。

公報原文：查本省自光復後，所有日人出版有關文化遺毒之圖書刊物，及一切宣揚皇軍戰績皇民化運動之歌譜等，業經通令自動焚燬在案。茲據報告近日坊間尚有日本軍歌及贊揚皇軍戰績宣傳皇民化等各種唱片樂譜等情，亟應予以查禁，免茲流弊，除分行外合行令希遵照，限令自動焚燬，一面督飭所屬嚴行查禁，務清遺毒，仍將辦理情形隨時報查為要，此令。

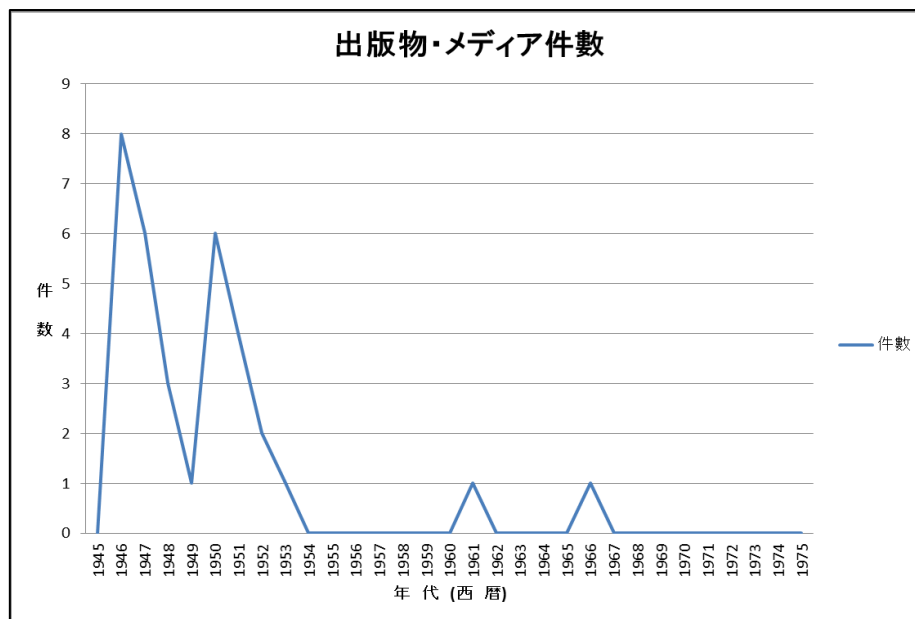
公報訳文：本省光復以後凡有ル日人出版ノ文化ニ関スル遺毒ノ圖書，刊行物及一切ノ皇軍戰績宣揚，皇民化運動ノ樂譜等ハ既ニ自發的ニ燒棄スル様通令シタルトコロナリ。今般報告ニ依レバ最近坊間ニ於テ尚日本軍歌及皇軍戰績ノ宣揚，皇民化宣傳等ノ各種ノレコード樂譜有ルトノ趣ナルニ因リ當然之ヲ調査禁止シ以テ弊害ノ發生ヲ防グベシ。分令スルヲ除クノ外茲ニ調令ス。其ノ通り遵守處理シ，期限ヲ定メテ自發的ニ燒棄スルコトヲ命ズルト共ニ一面所屬ヲ督勵シテ調査禁止シ努メテ遺毒ヲ清除スベシ。仍ホ處理情況ヲ隨時報告セラレ度。右令ス。³¹

³¹ 長官公署秘書處編輯室編「通令查禁日人遺毒之唱片樂譜等，希遵照」『台灣省行政長官公署公報』35:秋:1, 1946, p. 8, 日本語訳 35:秋:23, 1946, p. 367.

「レコード・楽譜」についての制限は、楽譜の販売禁止・軍歌の取り締まり・一般歌謡の放送制限さらには公的な場所での演奏制限についても含まれる。上はレコードや楽譜の販売禁止である。政府は日本の書籍・軍歌・楽譜を「遺毒」としており、これらを排除すべく、書籍・レコード・楽譜を自主的に焼却することを命令した。この他、具体的に曲名をリストアップして、そのレコードの販売を禁止する内容も存在する。³²

本分類の資料を年代別に整理し、グラフにすると図 10 のようになる。全体的に 1946 年・1950 年に命令が集中していることが分かる。この二年の傾向はまず 1946 年には雑誌・新聞の日本語翻訳版・訳文版が撤廃された。この撤廃についての命令は 3 件発表され、この年で一番多い量を占めている。第二のピークである 1950 年は計 6 件の命令が出されていたが、全て輸入書籍・雑誌に関わる命令だった。そして 1950 年代後半から 1960 年代に入ると日本語についての命令はかなり少なくなり、1970 年代には殆ど発表されない形になる。

図 10 出版物・メディア件数



2.2.1 活字メディア

本節では活字メディアにおける政府の制限について考察を行いたい。

活字メディアは一般的に書籍・雑誌・新聞などを指す。このジャンルには 24 件の命令が含まれる。政府はそれぞれのメディアについて日本語を払拭しようとした。これらを種類別に分けてそれぞれの制限を説明することも可能だが、いくつかの項目に対する内容が合わせて公報で発表される場合があるため、発表された順番に沿って説明する。

活字メディアにおける政府の政策は、1950 年を境に若干変化が見られる。戦後一番早い

³² 長官公署秘書處編輯室編「電各縣市政府查禁日語唱片」『台灣省行政長官公署公報』36:春:38, 1947, pp. 603-604; 36:春:39, 1947, pp. 618-619.

段階で公報に発表されたものは、日本語で書かれた書籍についての制限である。政府が公報で命令の対象として挙げた場所は書店・学校や各機関の図書館であり、命令は 1946 年に出され、条件は以下のように定められている。

- 公報訳文：(1)賛揚日軍戦蹟ノモノ；
(2)人民ヲ煽動シテ「大東亜」戦争ニ参加サスルモノ；
(3)我ガ国ノ土地ヲ佔領シタ情形ヲ報道シ誇張シタモノ；
(4)「皇民化」ヲ宣揚シタ奉公隊運動ノモノ；
(5)総理総裁及我ガ國ノ國策ヲ誹謗シタモノ；
(6)三民主義ヲ曲解シタモノ；
(7)我ガ國ノ權益ヲ損害スルモノ；
(8)犯罪方法ヲ宣伝シ治安ヲ妨碍シタモノ。³³

以上八つの条件に該当した書籍は、書店が自主的に保管し、焼却の指令を待てとの内容が発表された。これは活字メディアにおいて、戦後政府の公報に発表された最初の制限と見られる。そして同年 10 月、政府は学校図書館の書籍整理についての規定を発表し、条件に当てはまる本、雑誌の貸出を禁止することになる。

その後に発表されたのは雑誌・新聞の日本語翻訳版（公報では「譯文版」）の排除である。雑誌又は新聞の日本語翻訳版は 1945 年戦後に発行された公報にはなく、1946 年 1 月、政府が日本語の必要性を感じ、日本語の翻訳版を公報に付した。しかし後に政府は「文化や中国語を台湾人に認識し普及させる」ことを原則とし、日本語の存在は政府の原則を妨害するものと捉え、1946 年の 10 月 25 日をもって日本語の翻訳を取り消すことにし、日本語を徹底的に排除しようとした。

活字メディアである書籍に関する制限はこの後に再び発表されるが、対象となった場所は各学校の図書館であった。しかしここで規制対象になったのは書籍のみではなく、雑誌も含まれていた。次は公報原文と筆者による訳である³⁴。

公報原文:

- 第三條 凡有下列性質之一之圖書雜誌等，必須禁止借閱。
一 有損害我國家民族之尊嚴者。
二 與三民主義及黨團精神有牴觸者。
三 有歪曲事實，強詞奪理之宣傳作用者。

³³ 長官公署秘書處編輯室編「為查禁日人遺毒書籍，希全省各書店自行檢封聽候焚燬（日譯文）」『台灣省行政長官公署公報』35:春:8, 1946, p.140.

³⁴ 長官公署秘書處編輯室編「臺灣省各級學校圖書整理暫行辦法」『台灣省行政長官公署公報』35:冬:23, 1946, pp.372-373.

- 四 有宣揚日本之大和民族及其軍閥功績者。
- 五 含有侵略思想，黷武精神，及違反正義者。
- 六 有詆毀我盟邦者。

筆者訳文：

第三条 以下の条件に当てはまる書籍・雑誌等の貸出を禁じる

- 一 我が国家民族の尊厳を損害するもの。
- 二 三民主義または党の精神に抵触するもの。
- 三 事実を曲解し又は変な理屈で物事を広めようとするもの。
- 四 日本・大和民族、及びこれらの軍事的功績を宣揚したもの。
- 五 侵略的な思想、軍国主義たる精神また正義ではない内容が含まれるもの。
- 六 中華民國の友邦を誹謗したもの。

日本語書籍に関する制限については、書店では本の販売禁止、そして各図書館においては貸出禁止である。また政府は書籍制限の条件を発表し、条件に当てはまった本は一時店内或いは館内で保管することを指示した。これらの書籍は1946年の命令によると焼却する予定だったが、その後は販売禁止の指示のみである。学校の図書館については1947年から1948年にかけて、計三回ほど学校に貸出禁止の書籍を選び、または選出された本及び貸出できる本をリストアップすることを要請した。命令はリストを国立編訳館(政府が作った出版社)または教育庁へ送るように指示した。一方で1946年、雑誌における日本語を消し除くような動きとは異なり、図書館においては日本語の雑誌は本と一緒に選別するよう伝えられ、少々取り残す余地が生じた。

1940年代後半では雑誌・新聞の日本語版を取り消すなど日本語の文字を消し去るような動きがあったが、例外が存在する。これは表6の4つの項目「雑誌のみ」・「ラジオ放送」・「出版物全体」・「書籍のみ」に含まれ、その内「雑誌のみ」・「ラジオ放送」・「出版物全体」の3項目に原住民向けの内容が含まれている。そして「書籍のみ」³⁵・「出版物全体」に国の宣伝に関連する内容がみられる。その他例えば国家試験の解答時³⁶、政府が政策や理念を人々に伝えるとき³⁷といった国に関わる場合、日本語の使用を認めたものがあった。しかし、

³⁵ 例えば蒋介石のスピーチ内容を日本語に翻訳する命令である。(長官公署秘書處編輯室編「電發委員長告日本軍民演講集，希發各徵用日僑閱讀取據送臺灣省行政長官公署秘書處」『台灣省行政長官公署公報』35:夏:50, 1946, p.795.)。

³⁶ 国家試験の解答用紙に受験者の答えの日本語訳を付けることを政府は1947年に認めた。(臺灣省政府秘書處「轉抄「臺灣省36年度普通、縣長、甄別考試應行公告事項」」『臺灣省政府公報』36:冬:57, 1947, pp.902-904.)そして1948年、更にこの措置を二年ほど延長する記録がある。(臺灣省政府秘書處「37年第1次高等考試初試試務處臺北辦事處公告為「臺灣省考試變通辦法」施行期限奉准繼續延長2年，希週知」『臺灣省政府公報』37:夏:20, 1948, p.303.)

³⁷ 例えば三民主義を日本語に翻訳する命令(長官公署秘書處編輯室編「令各機關飭屬訂購日文版三民主義，以宣揚國父遺教」『台灣省行政長官公署公報』35:冬:13, 1946, pp.220-221.)が存在した。

逆に認められないものもあった。例えば広告やレシート等で使用される日本語³⁸、日本映画以外の作品の宣伝（中国または外国映画）に日本語の翻訳を付ける³⁹などの場合で日本語を用いることは禁止された。

1949年・1950年には、日本語で出版された書籍で思想に関わらないものであれば各図書館で貸出ができるようになった。1950年からは、人々が日本から本を輸入する動きが現れ、政府は輸入書籍又は雑誌における審査の基準を発表した。次は公報原文と筆者による訳である⁴⁰。

公報原文：

第八條 日文書刊暨日語影片准予進口標準規定如左：

一 准予進口之日文書刊：

- (一) 純科學性者；
- (二) 純醫學性者；
- (三) 反馬列主義及反極權反暴力之思想理論著作；
- (四) 其他與我國社會及文化有裨益者。

筆者訳文：

第八條 日本語の書籍・雑誌又は映画の輸入基準について以下のように規定する

一 輸入が認められる日本語の書籍・雑誌：

- (一) 純科学性のもの；
- (二) 純医学性のもの；
- (三) 反マルクス主義・反集権・反暴力の思想・理論の著作；
- (四) その他我が国の社会や文化に裨益するもの。

基準には書籍・雑誌又は映画に関する内容が含まれているが、以下に本や雑誌に関わる部分を引用する。輸入予定のものはこの基準によって審査された。そして1950年8月12日・14日の公報により、審査を経て輸入が認められたものには承認印を付け、つけたものでなければ台湾での販売は不許可となり、見つければ密輸品と見なされて、政府に没収されることになった。次は公報原文と筆者による訳である⁴¹。

³⁸ 臺灣省政府秘書處「電各縣市政府禁止工商界廣告及單據使用日本文字」『臺灣省政府公報』37:秋:22, 1948, p.279.

³⁹ 臺灣省政府秘書處「函各縣市（局）政府為影片宣傳廣告除日本影片外，其他中外影片均不得加註日文，希飭屬注意糾正」『臺灣省政府公報』42:夏:56, 1953, pp.649-650.

⁴⁰ 臺灣省政府秘書處「台灣省日文書刊暨日語電影片審查會組織規程」『臺灣省政府公報』39:夏:62, 1950, pp.922-923.

⁴¹ 臺灣省政府秘書處「電臺中市政府據請釋示關於日文書刊進口售賣疑義一案，核復知照」『臺灣省政府公報』39:秋:39, 1950, p. 469. また、臺灣省政府秘書處「為自39年8月10日起走私進口之日文書刊除沒收外並以走私論處，公告週知」『臺灣省政府公報』39:秋:40, 1950, p. 487. にも日本語の密輸により輸入された書籍、雑誌に対する取り締まりを強調した。

公報原文：(中略) 凡核准進口售賣之日文書刊, 由本府發給准許進口通知書, 並頒發核准標幟(每本一張), 由警務機關驗貼, 如未驗貼標幟之日文書刊, 不論已否核准, 均予沒收, 並以走私論處。(以下略)

筆者訳文：(中略) 輸入の許可された日本語の書籍・雑誌は本府(筆者注:臺灣省政府)より輸入許可通知書を発給し、承認の印を交付する(一冊一枚)。当該印は警務機關の調査結果により貼付する。印の貼付されていない日本語の書籍または雑誌は、すでに許可されたかどうかに関係なく没収し、これを密輸品と見なす。(以下略)

具体的な審査結果については、6・7月に行った輸入書籍・雑誌のものが発表された。図 11-1、図 11-2、図 11-3 のリストからわかるように、輸入が許可されたのは科学・医学的な専門書・専門誌、辞書、女性誌、ファッション誌が挙げられ、さらには内容を部分的に削除した後に輸入が認められたものも存在した(リーダーズダイジェスト(巻号不明)、キング 6・7月号)。これとは逆に輸入が認められないとしてリストに記載されたものは、時事評論雑誌或いは当時公序良俗に反する恐れのあるものと見られた雑誌である(図 12 を参照)。

図 11-1 輸入可能書籍・雑誌名

一 核准進口書刊：		附三十九年六、七月份申請進口日文書刊審查結果一覽表	
書名	書名	書名	書名
婦人世界四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	新ラヂオ配線 ボビュラサイエンス三、四、五月號 醫學と生物學十六卷四號 臨床外科五卷四號 臨床眼科四卷三、四號 綜合醫學七卷八號 外科三月號 診斷と治療三八卷二、四號 畜産の研究四月號 原子時代創刊號 日本科學一五一號 機械化農業三月號 土木技術十二月號 化學粹上卷 ラヂオ科學三、七月號 生體の科學第五號 主婦と生活四、五、六、七月號 キング四、五月號	科學讀賣二卷四號 醫學のあゆみ九卷三號 看護學雜誌第三、四號 臨床内科小兒科五卷四號 臨床婦人科產科四卷二、三、四號 病院第四號 治療二、四月號 產科及婦人科一七卷五號 藥劑雜誌 OHM 二、四、五月號 科學叢報三月號 日本醫報新報一三四八號 電氣知識二五卷一二號 有機化學 ラヂオ技術三、四月號 腦と神經二月號	婦人生活五、七月號

図 11-2 輸入可能書籍・雑誌名

農業世界六月號	最新醫學品傳覽	IN MEMORIAM
婦人世界四月號	工學圖書目錄	微分方程式
ダイヤモンド四月月上旬號	解説無機化學	應用力學
アサヒカメラ五・號	積分方程式	洗滌機論
新しい婦人處世讀本	商業簿記	有機化合物分析注
臨床血液學	電氣用公式	一時器械病付法
小兒の反省	電器與撥擊器	吸着と收着
今日の臨床	理論有機化學	電氣機械の故障
ベニシリンと	無機化學	子どもを生かす指導
ストレプトマイシンの臨床	内科書上	最新化學機械
色名帖	計算尺新使用法	高等機械設計一二
水力發電工學	最新醫學二月號	理化辭典
材料力學	リダーズダイズエスト	臨床内科小兒科
解説工業化學	四、五、七月號	珍療と實際
數理統計學	スタイル五戸號	英和醫學辭典
實用測量學	日本局方	臨床尿検査法
空氣の調濕及乾燥	小兒科學	極洋と其療法
解説少兒通論	病源細菌學要説	諸病を一覽表
順列と組む	ベニシリンと	妊婦梅毒
最新土木製圖	ストレプトマイシン	婦人科手術學
自然の月號	常用新學局	教育行政法
スタイルブック四月上旬號	有機化學上	初級自修英文法
東洋経済新報	運轉理論	コンサイス和英
婦女界三月號	洋裁全書	分子構造論
清水調劑學	胸の寫眞	七位對數表
臨牀醫化學	自動電話交換機	
	新英大辭典	

図 11-3 輸入可能書籍・雑誌名

電氣設備實際	物理化學一・二・三・四	ラヂオ科學七月號
内科規程	綜合醫學四月號	標準醫語辭典
小兒室臨床	内科臨床の爲に	購買スボツ十月號
工業黨鑑	内科治療法集成	服飾手藝圖案集
アメリカ受信機	皮膚結核	實切手藝と圖案
塗料	治療學概論	手術四卷五號
The Journal A.M.A. 17號	預防醫學概論	ラヂオ受信機の修理法
和英獨語辭典	醫學の進歩第二集	ラヂネアマチユア七月號
先天梅毒の臨床	内科新治療	最新英語辭典
美容の科學	美語基本熟語	ラヂオと實驗三月號
婦人性器出血の診斷と療法	新英和大辭典	最新アミモ洋裁圖解
新羅兒病學	キング七月號248頁-276頁刪	二、四、五、六、頁
彩色皮膚病圖譜	剪	RADIO'S TELEVISION E.W.
教務手帳	スタイル全集二卷三、四號	耳鼻咽喉科二卷五號
新編鑿眼器	37頁、43頁を剪除	初歩のラヂオ研究
力學演習	リダーズダイズエスト	リダーズダイズエスト七月
機械現場計算	スタイルマガジン	無償と實驗七月號
小兒病學	服裝苑五月號	キング八月號
ラジオ技術教科書上、下	齒科學雜誌七卷一號	子供の科學四、五月號
受信真空管規格	整形外科一卷一號	
	ハーパー受信機の作り方と配線圖集三十種	

公報原文：

一 查本府為防止一般報刊擅以日文編印影響我國文化，曾以卅九巳皓府釋乙字第四六二二八號代電呈請行政院通令一般報刊除傳達政令宣揚國策經內政部核准者外，不得使用日文在案。

二 茲奉 行政院臺卅九午有內字第三八一號代電復開號代電覆開：「所請聲令一半報刊除傳達政令宣揚國策呈經內政部核准者外不得使用日文一案，經飭據內政部復稱，查外文書刊入口意在文化交流，原無不可，但國內出版品採用外國文字其意義卻有不同，尤以臺灣光復未久，正需積極宣揚祖國文化，推行國語教育之際，除軍民導報係奉命辦理者外，其他無論政府機關為傳達政令宣揚國策或一般報刊發行出版品，自應一律採用中文。凡以日文刊行之報紙雜誌，擬請通令禁止。等情；核尚可行，應准如所議辦理。除令飭內政部並行知中央宣傳部外，特電知照」等因。

三 自應遵照辦理，除臺東縣「臺東新報」以中日文對照刊行山地服務欄（佔報紙全面積八分之一）經本府於本年一月廿五日准延長使用一年，姑准至本年底撤除日文外，其他所有報刊應絕對禁止使用日文。

筆者訳文：

一 一般的な新聞、雑誌が日本語で無断に発行されることを阻止するため、府はすでに卅九巳皓府釋乙字第四六二二八號代電を布告し、行政院はこの条文により、命令を發表した。一般的な新聞、雑誌は政令を傳達し、或いは国策を宣揚するなど、内政部の許可を得たもの以外、日本語を使用してはならない。

二 行政院臺卅九午有內字第三八一號代電復開號代電は次の通りである：「一般的な新聞または雑誌は政令を傳達し、或いは国策を宣揚するなど、内政部の許可を得たもの以外、日本語を使用してはならないことについて、内政部の説明はこうになっている。台湾は中華民國政府の支配に入ってから間もないこの時に最も重要な任務は中華民國の文化を広め、国語教育を普及することである。海外から輸入する外国語の本や雑誌は文化間の交流であり、否定はしない。しかし国内で出版されるものが外国語を用いるのはそれとは意味が違う。そのため、政府の命令により発行された『軍民導報』以外、政府機関が政令を傳達し、国策を宣揚するもの、或いは一般的な新聞、雑誌などの出版品は一律に中国語を使用すべきである。従って日本語で発行する新聞または雑誌に対し禁止を令する。この内容は審査で可決され実行することとなり、これを内政部、中央宣伝部に通達するほか、各機関にも伝える。」

三 各機関は命令を順守する。しかし台東県で発行された『臺東新報』の和漢対照である原住民向けお便りコーナー（新聞の面積の1/8を占める）は臺灣省政府により本年（筆者注：1950年）一月二十五日から一年の延長が認められ、年末に当欄の日本語を取りやめるほか、その他の新聞又は雑誌の日本語は絶対に使用禁止である。

このような状況から、新聞の内容に日本語が用いられるのは、上述の『軍民導報』・『臺東新報』といったの原住民向けの部分の二つのケースのみであり、これ以外はほとんど見られないことが分かる。⁴³

1950年以前、政府は日本語の書籍・雑誌・新聞を10ヶ月間認めた。その後日本語版は禁止されたが、政権の政党・国民党を宣伝する書籍は日本語で出版された。1950年以降は書籍・雑誌の輸入が許可され、規制が1940年後半に比べて若干緩和されたように見られる。その他、以下五点の特徴が見られた。

1. 政府は1945年、基準を発表して選別を指示した。それは国内で出版する新聞を含む刊行物は政府が指定したもの、もしくは許可を受けたもの以外、日本語を使用してはならないというものである。

2. 一般的な雑誌・新聞に対して日本語を制限したが、党或いは政策を宣伝するものは日本語で発行された記録が存在する。

3. 政府は政府自身のために日本語を使用し、一方で一般国民に対しては政治・思想に関する出版物での日本語の使用を認めず、人々は政府の一方的な政策に対しての批判はできなかった。

4. 海外から輸入された書籍・雑誌は審査を受け、許可されたものは主に専門書誌・ファッション誌・女性誌など、政治色の薄いものであることがわかる。

5. 輸入が許可された書物リストの書籍・雑誌を輸入するには個人である場合、ある程度の経済力が必要であり、これらの専門書が必要であることは専門知識の備えた人達であると推測できる。従って1950年代に日本語を理解し、または生活する上で何らかの形で使用することが許された人達は経済的に余裕があり、もしくは教育レベルの高いことが想像できよう。

2.3 日本語の会話

日本植民統治時代、台湾人は日本語を使用するように教育され、日常生活では日本語が用いられ、母語より多く使用されていた。⁴⁴ 1946年10月、第一回台湾省運動会が開かれ、中華民國国民党総裁である蒋介石がスピーチを行った。台湾の人々に内容を分かってもらうよう、当時の議長である黄朝琴が演説内容を閩南語に通訳した。⁴⁵ このことから間接的に台湾人にとって日本語が必要であったことが窺える。言語や文化に対する日本植民時代の

⁴³また、臺灣省政府秘書處「電各縣市政府、陽明山管理局為奉行政院電知禁止報刊使用日文一案，轉希遵照」『臺灣省政府公報』41:春:14, 1952, p.167.この命令により、新聞内の広告においても商品名・メーカー名以外の日本語の使用は禁じられたことが分かる。

⁴⁴ 臺灣省行政長官公署教育處『臺灣建設叢書之五 臺灣一年來之教育』, 1946, p.101.

⁴⁵ 林政君, 胡文雄「徘徊於「中國化」當中—首屆台灣省運動會的成立與運作」『運動文化研究』第3期, 2007.12, pp.41-83.

影響について政府はこのように述べている。次は公報原文と筆者による訳である⁴⁶。

公報原文：（中略）查本省為日本佔據已五十一年，對於吾國文化，摧毀殆盡，且於吾國語言亦圖滅絕，流毒所及，危害匪淺，（中略）茲為增加臺胞國家民族意識，並提高國語文水準起見，特電仰各該校教員嚴禁員生運用日語，以資促進國語教育之進行。

筆者訳文：（中略）台湾は五十一年の間日本に占拠されたことによって我々（筆者注：中華民国）の文化が破壊され、言語も滅亡に至らんとした。害毒がまき散らされ被害は深刻である（中略）台湾同胞の民族意識の増進や国語能力の向上のため、各学校の教員または学生は日本語を運用すべからずことを電報で伝達し、これを通じて国語教育を促進する。

政府は中華民国の言語又は文化に対して日本植民政権のもたらした影響を「毒」と捉え、そして「毒」を無くすため、同時に中国語の普及を達成するため、人々に日本語を使わせないことを主張した。

台湾人の会話に日本語を用いることに関する制限は、1945年から1975年までの30年の間公報に約21件掲載された。政府は様々な場所やタイミングで日本語の会話を耳にすることに焦点を置き、学校の教育言語・会議中議員の発言・軍隊内での会話・布教の際に使用する言語、更に日常的な会話を注意した。会話への制限について、内容は主に日本語の使用を禁止し、中国語に熟練していない者は速やかに習得し、授業又は会議等で日本語を話すことのないよう注意を呼びかけたものであった。例えば1952年の各県各市政府の政策実施基準の一つの要点として以下の内容が発表されている。次は公報原文と筆者による訳である⁴⁷。

公報原文：各縣市應繼續加強國語運動之推行，嚴禁臺語日語教學，凡語音不正確之教員，應責令補習國語，山地尤應積極推行國語。

筆者訳文：各県各市は引き続き国語運動の普及を強化し、閩南語・日本語による授業を厳重に禁止させるべきである。発音が不正確な教員に対しては国語の補習を指示させ、山地は積極的に国語を普及させる必要がある。

その中、台湾の学校における日本語の使用状況について、このような様子が伺える。次は公報原文と筆者による訳である⁴⁸。

⁴⁶ 臺灣省政府秘書處「電各級學校嚴禁員生沿用日語」『臺灣省政府公報』36:夏:63, 1947, pp.254-255.

⁴⁷ 臺灣省政府秘書處「電各縣市（局）政府為訂頒「41年度臺灣省各縣市政府施政準則」，希遵辦具報」『臺灣省政府公報』40:冬:49, 1951, p.541.

⁴⁸ 臺灣省政府秘書處「電各級學校禁止全體師生沿用日語」『臺灣省政府公報』36:秋:60, 1947, p.947.

公報原文:查各級學校師生於授課或講談時, 禁用日語一節, 前經本廳參陸已灰教丁字第 4521 號代電令飭遵照在案。茲查各級學校仍多沿用日語, 殊屬不合, (以下略)

筆者訳文:各学校の教師・学生は授業中或いは雑談時の日本語使用を禁じることは既に法令番号参陸已灰教丁字第 4521 號で発表済みである。しかし学校では日本語を未だに多く使われており、これは違法である (以下略)

戦後二年目、教育機関では未だに多くの学生や教職員が日本語で会話し、授業を行っていたことが分かる。また日本語の会話に関する命令の中、教育機関を対象としたものは会話制限命令の半数以上を越えている。当時の状況や調査の結果から考えると、二つの可能性が浮かぶ。まず、人数の多い日本語の使用者に対して制限の重要性をアピールするため、命令が著しく発表されたことである。第二に、政府は日本語に対する制限について教育機関に最も力を注いだことである。

学校内での日本語制限について、1947 年以降は一般的な会話にも日本語を使ってはならないとされたが、その命令は教育言語に対してのものが多。

命令の内容の多くは、会話において日本語の使用を禁じるものであるが、いくつかの命令には、政府の方言への姿勢も見られた。

公報原文: (中略) 本省自下學年度起(即自今年(筆者注:1946 年)八月起), 各中小學教師施教, 應一律用國語(包括本省方言)講授, 不准再用日本語, 惟徵用之日籍教師, 自屬例外(以下略)

公報訳文: (中略) 本省ハ下学年度(即チ今年(筆者注:1946 年)八月ヨリ)ヨリ各中小學校教師ノ授業ハ一律ニ國語(本省方言ヲ包ム)ヲ用ヒテ講義シ、再ビ日本語ヲ用フルコトヲ得ズ、唯ダ徵用セル日籍教師ハ例外トス。⁴⁹ (以下略)

1940 年代は日本語での授業は禁止されたが、方言を用いることは認められた。しかし 1950 年以降、日本語と閩南語は政府の認めた教育言語から除外された。次は公報原文と筆者による訳である⁵⁰。

公報原文: 各縣市應遵照修正臺灣省各縣市推行國語實施辦法, 切實推行國語運動, 嚴格禁止各校教師用日語臺語教學, 凡語音不合標準之教員, 應即限期責令補習國語。

筆者訳文: 各県各市政府は修正した「臺灣省各県各市国語推進規定」(臺灣省各縣市推行國語實施辦法)に従い国語の普及を確実に行うべきである。各学校教員の授業において日

⁴⁹ 長官公署秘書處編輯室編「電省立各級學校自下學年度起教學須一律用國語講授」『台灣省行政長官公署公報』35:冬:17, 1946, p. 263, 35:冬:25, 1946, p. 400.

⁵⁰ 臺灣省政府秘書處「電各縣市(局)政府為訂頒「民國 40 年度臺灣省各縣市施政準則」, 希參照編訂工作計劃報核」『臺灣省政府公報』40:春:63, 1951, p.896.

本語・閩南語を用いることを厳重に禁止する。中国語の発音が不正確な教員は期限内に補習すべきである。

政府は日本語や方言の使用を禁じ、中国語のみでの授業を要求した。さもなければ中国語能力の改善を命じられた。そして翌年、中国語能力はさらに重要性を増してきた。次は公報原文と筆者による訳である⁵¹。

公報原文：（中略）查各學校應以國語教學，早經規定飭遵在案。惟現尚有少數學校，以部分教職員國語程度較淺，致仍沿用方言或日語，不特影響各科教學，亦且違背國語教育宗旨（中略）嚴禁以日語或方言教學，聘請教員時應注意其國語程度，如屬太差，應不予聘用。

（以下略）

筆者訳文：（中略）各學校は中国語を用いて授業を行うべきであり。これは既に規定し、遵守するよう命令した。現在なお一部の學校が教職員の中国語能力が低いことを以て、方言及び日本語で授業を行っている。このような状態は各科目の授業に影響を及ぼす上、国語教育の方針に反する。（中略）日本語或いは方言を用いる授業は厳しく制限する。なお、教師を採用する際には応募者の国語能力を注意すること。国語能力が低い応募者を採用してはならない。（以下略）

政府が排除した言語は、最初は日本語だったが、その後は国語の普及を妨げる要因として方言の排除を呼びかけた。更に国語能力のいかんは将来の就職に影響をもたらすようになった。

なお日本語の会話の制限について、公報では政府が直接的に日本語の使用を禁止する内容が多くを占められており、さらにごく僅かではあるが、学校で日本語を使わせないようにし、国語を習得するための環境を整えた校長が評価されたという内容も見られる。以下は公報原文と筆者による訳である⁵²。

公報原文：查臺中市立女子商業家政學校校長朱阿貴（本省人），自本年六月三日起，在該校組織國語推行委員會，負責推行國語，積極方面：一，教學講演，師生談話，寫信，一律用國語文。二，每一教室，由學生自書國語標語張貼壁上，造成良好之國語環境。消極方面：一，全校員生一律參加禁用日語宣誓，宣誓後，一律不得用日語，否則予以相當處罰。二，會客室門額懸一紅牌，「來客請勿用日語」七字，杜絕來賓使用日語（中略）查該校長，努力推行國語，卓著成績，殊堪嘉尚，應予傳令嘉獎（以下略）

⁵¹ 臺灣省政府秘書處「電為各中等學校應提高員生國語程度，希遵照」『臺灣省政府公報』40:秋:11, 1951, p.126.

⁵² 臺灣省政府秘書處「為朱阿貴推行國語教育卓著成績應予傳令嘉獎，希知照」『臺灣省政府公報』36:秋:32, 1947, p.499.

筆者訳文：台中市立女子商業家政学校校長・朱阿貴(本省人)は本年(筆者注:1947年)六月三日より台中市立女子商業家政学校で「国語推行委員会」を立ち上げ、国語の普及を実践した。積極面では、一、授業・教師と学生の会話・手紙を書く際に全て国語を使用させること。二、良い国語学習環境にするため、各教室に学生が自書した国語を普及するための標語を貼らせたこと。消極面では、一、全校教職員または学生は一律に日本語の使用禁止を宣誓させ、宣誓後は日本語を使用してはならない。使用した場合は相応の処罰を与える。二、応接室の出入り口に「来客は日本語を使用しないでください」と書いた赤い看板を掛け、来訪者の日本語の使用をやめさせた。(中略)朱校長は学校で国語の普及に努力し、その卓越した成績は称賛に値するため、表彰すべきである。(以下略)

上記は中国語の普及のために日本語を使わせない環境作りをしている校長に、政府が表彰を与えようとした記録である。言語に関して、政府は直接に制限を命令するのみではなく、政策を支持した人々を評価することによって、学校での「日本語禁止、国語普及」の環境整備を広めようとしていた。

このような間接的な日本語の抑制策は、他にも家族内での日本語の制限について言及したものがあつたことや⁵³、各学校に振り分けられた朗読・スピーチコンテストのテーマに日本語の制限を盛り込んだものがあつたことから窺い知ることができる。1947年11月7日に発行された公報でのスピーチコンテストで、大学・専門学校部門に指定されたテーマに次のようなものがあつた：(一)要怎樣肅清日語普及國語(日本語を取り除き中国語を普及するにはどうすればよいか)(二)回憶日本統治時期本省人民之生活(日本植民統治時代の生活を振り返って)。⁵⁴

政府が会話を制限した機関は、学校以外にも議会や軍隊がある。議員・軍人は政府や国家に関わる公職であり、おそらく公務員や軍人が人々の模範になることを政府が期待したものであろう。その他、機関内部の人事は外省人や国語が上手く話せない可能性のある本省人が共有しており、政策に関する議論、命令への服従や意思疎通の重要性が大きかったことが日本語を制限した理由と考えられる。

公的機関・組織又は学校に対しては禁止の命令を発表した(或いは重複で発表した)一方、一般人に関しては間接的にしか禁止できず、命令の量が少ない上、制限の強度も行政機関や学校に対するものより弱めである。これは、人々に日常生活で遭遇する場所・対象・タ

⁵³ 臺灣省政府秘書處「函各縣政府為抄送「山地國校公民訓練規條」，希轉飭採用」『臺灣省政府公報』41:冬:77(増刊一)，1952，pp. 839-842.では「父兄に日本語を話さないように勧告する。」(p.841)また、臺灣省政府秘書處「檢送臺灣省各縣市(局)村里民大會暨村里動員月會52年1、2月份省方政府令宣導資料」『臺灣省政府公報』4765期，1962，pp.8-10.のp.8では「戸長は家の他の家族たちに国語を常用するように勧める。(中略)中華民族の民族自尊心を高めるために日本語やその他の外国語の使用を避けるように(以下略)」と書かれている。

⁵⁴ 臺灣省政府秘書處「訂定36年12月14日舉行臺灣省第2屆國語朗讀及演說競賽會(含辦法)」『臺灣省政府公報』36:冬:43，1947，pp.671-673.

イミグ等によって言語を使い分ける傾向を生み出す結果に繋がりにかぬないと言えよう。1950年代に発表された下の内容は、このような結果について最も当てはまるものと思われる。次は公報原文と筆者による訳である⁵⁵。

公報原文: (中略) 查邇來本省各中等學校以上之臺籍學生，每與同省籍之同學談話時，均以日語為主，沿途均有可聞，該批學生能講流利之國語而不講，亦不講其本省之方言，反以日語交談為時髦，似此情形亟待糾正。查學習外國語之目的，乃在使與外國人交談，增進國際友誼，且必須以外國人為交談之對象，今查本省籍之大中學生，日據時代皆曾受過日本教育，早諳日語，政府光復臺灣為時七載時期，曾數度明令禁止民間以日語為交談以來，無知鄉民尚能潔身自愛，而獨有受相當教育智識份子之學生既不以能講之國語交談，亦不講本省方言，反講戰敗國之日語，今日今時誠有言之痛心，不僅有碍國家視聽，推其原因，該批學生尚不外缺乏國家民族觀念，而負教育大責之教育行政人員亦不予其時糾正，視若無聞，殊失教育之職責 (以下略)

筆者訳文: (中略) 近年本省(筆者注:台湾)各中学校以上に在学する台湾籍の学生達は同じ台湾籍のクラスメートと会話をする際、主に日本語を使用し、路頭でもよく耳にする。学生達は流暢な国語を話せるのにこれを使わず、本省の方言も話さず、逆に日本語で会話するのが格好いいこととしている。このような状況は極力糾正すべきである。外国語を学ぶ目的は外国人と会話し、国際的に親交を深める目的であり、あくまで会話対象は外国人である。現在の台湾籍大学・中高校生はかつて日本植民統治時代に日本による教育を受け、日本語に精通している。台湾は光復して七年経ち、政府は民間で日本語の会話することを禁じる命令を数回発表して以来、無知な郷民は潔く受け入れているが、相当な教育を受けた学生達だけは国語を話せるのにそれで会話しようとせず、また本省の方言も話さず、敗戦国の言語である日本語を使用する。これは誠に痛心なる状況であり、国家イメージを傷つけるものである。その原因を推測するに、学生たちに国家民族の意識がなお欠けており、その上教育責任のある教育行政官も教育の責任を果たさずこれを見過ごしているためである (以下略)

1950年は政府が日本からの書籍及び雑誌の輸入を回復させた時期である。本章でも言及したように、政府が許可して輸入した日本の出版物を必要とする人達は、経済的に余裕があり、或いは教育レベルの高かったと考えられる。また甲斐(2013)によると、台湾人は高学歴かつ家庭の経済事情も裕福である人物に対して肯定的なイメージを持つことから、日本語を使用することはステータスを表していたものと思われる。以上の理由から、人々は国語を話せても日本語を使用し、しかもこれを格好よいと思っていたのであろう。

50年間台湾で使われた日本語は、戦後政権の交代に伴い、中華民国政府によって会話で

⁵⁵ 臺灣省政府秘書處「電各縣市(局)政府、省立各中等以上學校為據報邇來臺灣省籍大中學生仍常有沿用日語交談，應予糾正，希遵照」『臺灣省政府公報』41:夏:29, 1952, p.356.

の使用は禁じられた。その結果、日本語は 1970 年代に入ってもなお使用し続けられていたことが分かるが⁵⁶、命令の頻度は時間的に間が開くようになり、発せられた量は減少する傾向であった。

政府は日本語を害毒と見なし、授業の際に使う言語・議員の発言・軍隊内での会話・布教等様々な場所・タイミングでの日本語会話を制限した。政府機関の会議・軍隊などは、中国語しか解さない外省人がいる場合がほとんどであり、日本語は言うまでもなく制限の対象であった。会話の項目で一番多くを占めるのは学校で使用される言語に対する命令で、日本語の規制そのものがスピーチ・朗読コンテストのテーマになったことから、政府が教育の段階でいかに日本語を規制したかが窺える。政府は授業時・行政機関・布教などの場所やタイミングで使用する言語を指定したが、人々は規定されていないところで日本語を使用し続けた。その上、1950 年代以降は輸入日本書籍を必要とした人々の裕福なイメージも加わり、日本語をうまく話せることを格好よいことだと思う社会的風潮も存在した。(日本語の会話に対する命令の内容について、詳細は資料 7「会話」に関する命令の一覧を参照)

⁵⁶ 臺灣省政府秘書處「核復建議「加強推行國語運動根絕國人講說日語」一案」『臺灣省政府公報』60:春:53, 1971, p.11. この内容には各機関又は学校に対し日本語の使用を厳しく禁じ、公務員の考察項目の一つとする意が書かれていた。

第三章 地方政府公報から見た戦後台湾の日本語政策

前章では政府の日本語に対する政策について、『台湾省行政長官公署公報』、『臺灣省政府公報』に基づき、1945年からの動き又は制限の種類を説明してきた。本章では台湾の地方政府公報から言語政策を見て行きたい。

台湾では1945年から1947年の間、『台湾省行政長官公署公報』が発行され、その後は『臺灣省政府公報』に改編された。これは地方政府公報として見なされたが、内容の性質としては台湾全範囲に適用されるものである。その命令は均一に台湾全土に浸透していたのか。或いは地域により制限の内容に違いがあるのか。この問題について解明するため、本章では地方政府公報に発表された日本語に対する命令を見ていく。

3.1 地方政府公報について

台湾は多くの県や市が存在しており、当然ながらこれらの地域の行政組織は県政府や市政府である。省政府のみではなく、その他各県・市の政府も公報を発行していた。これらの各県・市の公報の内1945-1975年の間に発行されているものは僅かに存在するが、1950年代以降初めて発行されるものが多い。本章では台湾の北と南で規制内容にどのような違いが見られるのか、北と南で各々一つの地方政府公報を選択して比較する。

政府公報の選択について、まずは二つの公報を簡単に紹介する。最初は『臺北市政府公報』である。台北市は日本統治時代から総督府の所在地であり、戦後も同じく国民党政府の所在地である。同時に台北市には台北市政府があり、二つの行政組織が存在することから、台北市は政府の管理が最も行き届いた場所であると言えよう。この様な背景の上で、『臺北市政府公報』を一つの比較対象とする。『臺北市政府公報』は1967年より現在まで中断せず発行されている。本公報は1967年11月より週2冊の頻度で発行しており、1973年からほぼ毎日発行されるようになった。蒋介石の遺言が掲載された1975年4月7日の公報を含み総計1104冊である。

台湾の南にある代表的な都市は高雄市がある。高雄市は日本植民地統治時代から第二都市であり、同市は台北市と共に戦後は省轄市に指定され発展し続けてきた。高雄市政府は公報を発行した記録はあるが、『高雄市政府公報』は1954年、1955年の2年しか存在しておらず、1955年以降1979年までの間公報は見つかっていない。一方、台湾南部に位置する台南県・市、高雄県・市、屏東県政府に発行された政府公報の発行状態からみると、発刊されてかつ欠落のないものは『臺南縣政府公報』である。よって欠落のない『臺南縣政府公報』を台湾南部の地方政府公報の比較対象として取り上げる。『臺南縣政府公報』は1961年に発行が始まり、5日に1冊発行されてきた。1973年8月6日以降1975年4月14日まで毎週月曜に1冊発刊することになり、総計880冊である。

二つの公報の発行状況を表7にまとめた。

表7 『臺北市政府公報』、『臺南縣政府公報』発行状況

『臺北市政府公報』発行状況		『臺南縣政府公報』発行状況	
年	冊	年	冊
1961	0	1961	57
1962	0	1962	58
1963	0	1963	59
1964	0	1964	56
1965	0	1965	57
1966	0	1966	59
1967	18	1967	60
1968	102	1968	68
1969	106	1969	68
1970	105	1970	70
1971	104	1971	71
1972	104	1972	71
1973	251	1973	59
1974	250	1974	52
1975	64	1975	15
	1104		880

3.2 地方政府公報から見た戦後台湾の日本語政策

『臺北市政府公報』1104冊のうち、日本語を対象とした命令はわずか1件だった。

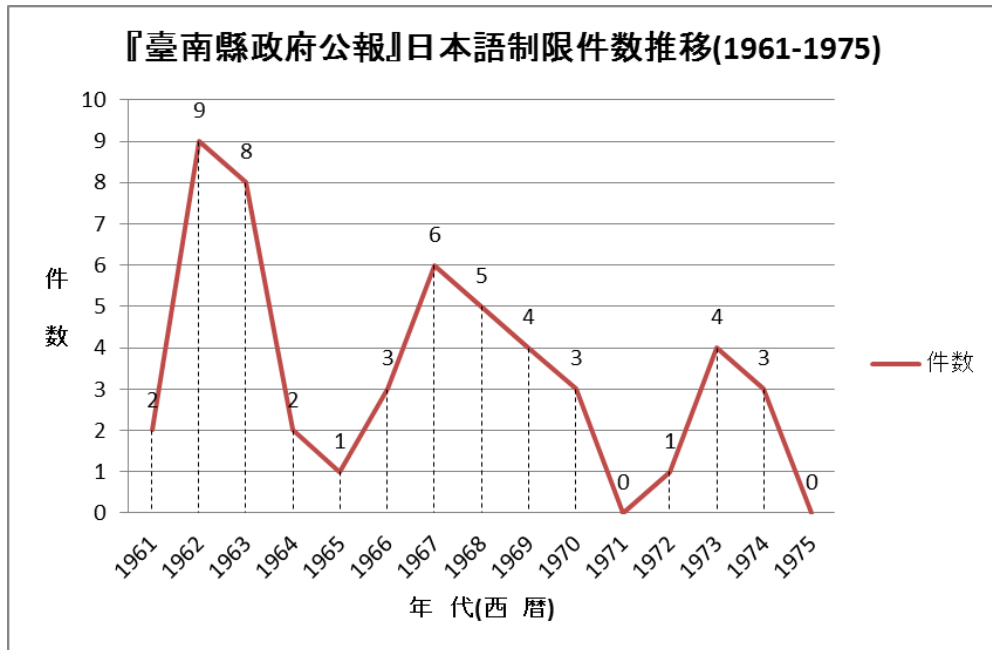
公報発行日	公報名	公報巻号 (巻:期/巻: 字:期)	頁	法令番号	条文見出し	対象言語・事項
民國 60 年 11 月 3 日	臺北市政 府公報	418 期	3-4	(60)1023 府 民一字第 50712 號	為澈底清除日 據時期遺留建 築或牌匾之日 本年號遺跡, 令希遵辦由	日本語・日本統 治時代の建築 物を取り壊す、 日本年号を取 り除く

これに対し、『臺南縣政府公報』では51件が見つかった。(巻末資料集の資料8『臺南縣政府公報』に含まれた日本語に対する命令を参照)

『臺南縣政府公報』の内容を見ると、『台灣省行政長官公署公報』、『臺灣省政府公報』と同じく、時代が後になるほど日本語制限数が減っていくことが分かる。(図13を参照)全体として日本に関する要素を社会からすべて消去しようとする傾向が見られる。『臺灣省政府公報』と比べて一番の大きな違いは、演芸団体の演出に関わる命令が多いことである。この中で多く見られたのは演目の中で和服や刀などの道具を用いた場合に対する取り締まりである。日本歌曲が演目内に含まれる場合も取り締まられ、日本人歌手の出演も最初は禁

じられていた。日本人歌手は政府の審査を受けるよう、後に命令が発表された。審査を通る前に公の場での演じたり歌ったりすることは、取り締まりの対象となった。

図 13 『臺南縣政府公報』日本語制限件数推移(1961-1975)



このように、台湾の北と南には明らかに政府の日本語の命令数に差がみられる。そして『台湾省行政長官公署公報』・『臺灣省政府公報』に発表された命令内容と比較してみると、『臺南縣政府公報』には歌舞団などの演出団体を対象にした命令が多いことが分かる。また、『臺灣省政府公報』では 1961 年以降、改名リストは掲載されなくなったが、1969 年の『臺南縣政府公報』にはなお掲載されている。台湾人の日本式姓名の変更は継続して行われていたことが分かる。以上、二つの地方政府公報の日本語に対する命令を比較した。この結果から、戦後台湾の日本語に対する政策は、地域によって違う傾向が見られると推測される。政府の日本語政策を明らかにするには、他の地方政府公報の日本語に関する命令を比較する必要がある。

結論

日本は 1895 年から 1945 年まで台湾を支配した。この期間中、日本は台湾で教育を普及し、台湾人は日本語を常用していた。終戦後、台湾は中華民国政府に支配されることになり、新しく台湾を統治した国民党政府は台湾に残った日本文化を排除しようとした。そして日本文化を排除する一環として日本語を払拭することにした。政府は命令を発表し、台湾の雑誌・書籍などメディアの日本語を排除し、道路名や地名・人名を変更させ、学校や公的機関での日本語の会話を禁止した。しかし台湾は 50 年間日本による植民地統治を経験しており、日本語は人々の生活に深く関わっていたはずである。

政府公報は政府が発表した命令を集約・発行した政府機関誌である。政府は政策を広めるために、公報を図書館などの行政機関に配布していたため、政府機関の出版物としては広範囲で流通していた。そのため、政府公報は一般国民向けに発表された日本語政策の変遷を見る上では重要な一次資料であると言えよう。本研究は、戦後 1945 年から 1975 年の間に発行された政府公報を用いり、政府が人々に対して発した日本語に対する命令を取り上げての日本語政策の解明を試みた。

政府の日本語に対する命令は、台湾全体を対象とした公報から見ると 1946 年終戦直後がピークであり、その後は全体的に漸減する傾向が見られた。1960 年以降は少なくなり、一見収束したように見える。

政府が発表した多くの日本語を制限する命令のうちで、多数を占めていたのは日本式町村名・地名を中国式の道路名・地名に変更するものだった。日本式の町村名や地名は中華民国の偉人を記念するもの、或いは中華民族の思想や国策を代表する名称に取り換えられた。

道路名・地名の他に人名の変更も要求された。人名の変更は職業によって優先順位が見られた。まず鎮長・郷長・公務員・校長・医師などが先に改名を指示された。それらが人々の模範となりうる職業であると思なされたためと考えられる。政府が発表した命令や改名リストの数は 1946 年が最多である。その後に命令数の多い時期がいくつかあるが、それらの時期では学生の名前変更が多い。政府は学生の名前の多くが日本名のままであることに後から気づき、学生に改名を勧めるよう学校に指示したためである。

改名の判断には基準が必要だが、当初は基準が存在しなかった。日本語の名前に中国式の名前としても通用するものがあつたことが、基準の設定が難しい原因だったと見られる。『臺灣省政府公報』では 1967 年に名前変更の基準が発表された。男子の名前に「郎」、「男」が付くもの、女子の名前に「子」が付くものは日本式の名前と見なされ、変更の対象となった。以降、改名に関するリストや命令が発表されることはほぼなくなったが、これはすべての台湾人が名前を中国式に変えたためではなく、単に本公報に掲載されなくなったためである。

出版物について、政府は日本語で書かれた本・雑誌、または新聞を排除しようとした。最初は日本を宣揚するもの、中華民国を批判もしくは日本に占領されたことについて書いたものは販売、貸出禁止となった。一方で、政府は命令を徹底させることができないことを恐れたため、雑誌や新聞に日本語の翻訳を付した。1946年1月から同年の10月25日まで、雑誌・新聞及び『台湾省行政長官公署公報』に日本語の翻訳版が付けられた。しかしその後は「中国語の普及を妨げる」と見なされ、雑誌・新聞の日本語翻訳版は全面的に排除されることとなる。このような雑誌・新聞の日本語訳の排除に対して、日本語の書籍については、思想に関わらないものは流通することを許可した。学校の図書館では、書籍の他、雑誌類もこの基準で選別されることになった。新聞の日本語翻訳版は1946年10月25日をもって完全に撤廃されたと思われるが、その後は政府が指定した新聞社のみ日本語を認める、或いは指定された箇所のみ日本語を認める状況となった。このような不完全な禁止状況が生まれたのは、台湾人が新しい情報を得るために日本語を頼る面があったこと、また政府が政策宣伝に必要としたためであろう。1950年代以降は、日本の書籍や雑誌の輸入が許可され、台湾人がそれらを目にすることが多くなった。しかし輸入には検査を受けなければならず、許可されたものは、科学・医学・農業・ラジオ技術関連・語学など専門的分野のものが多数を占める傾向があり、他にはファッション誌・女性誌もあった。輸入が許可されたリストを見ると、これらの書籍又は雑誌を必要としたのは、裕福かつ教育レベルの高い階層であったことが推測できる。

政府は日本語を害毒と見なし、授業の際に使う言語・議員の発言・軍隊内での会話・布教等様々な場所・タイミングでの日本語会話を制限した。政府機関の会議・軍隊などは、中国語しか解さない外省人がいる場合がほとんどであり、日本語は言うまでもなく制限の対象であった。会話の項目で一番多くを占めるのは学校で使用される言語に対する命令で、日本語の規制そのものがスピーチ・朗読コンテストのテーマになったことから、政府が教育の段階でいかに日本語を規制したかが窺える。一方、1950年代以降は輸入日本書籍を必要とした人々の裕福なイメージも加わり、日本語をうまく話せることを格好よいことと思う社会的風潮も存在した。

以上は台湾全体を対象とした日本語に対する命令の考察である。しかし命令に対する地域差を解明するため、本論では南部と北部の代表的な地方政府公報を取り上げた。その結果日本語制限に関しては以下のことが分かる。1)『臺北市政府公報』には1例しか命令が見られなかった。2)『臺南縣政府公報』では演出団体に対する制限が多い。

日本語への制限に関する政府の命令が地方政府レベルでどのように実行されたのか、今後すべての地方政府公報を調査することで、戦後台湾の日本語に対する言語政策の全貌を解明していきたい。

一次資料(アルファベット順)

臺北市政府秘書處『臺北市政府公報』、臺北市政府秘書處、56:1-64:夏:5 (1967.11.1-1975.4.7)。
臺南縣政府秘書處『臺南縣政府公報』、臺南縣政府秘書處、50:春:1-64:夏:2(1961.1.5-1975.4.14)。
臺灣省政府秘書處『臺灣省政府公報』、臺灣省政府秘書處、36:夏:40-64:夏:6 (1947.5.16-1975.4.8)。
長官公署秘書處編輯室編『台灣省行政長官公署公報』、長官公署秘書處編輯室、1:1-36:夏:39
(1945.12.1-1947.5.15)。

参照文献

日本語文献(五十音順)

甲斐ますみ(2013)『台湾における国語としての日本語習得—台湾人の言語習得と言語保持、そしてその他の植民地との比較から』、ひつじ書房。
何義麟(2007)「戦後台湾における日本語使用禁止政策の変遷—活字メディアの管理政策を中心として」、古川ちかし、林珠雪、川口隆行編著(2007)『臺灣・韓国・沖縄で日本語は何をしたのか』
『臺灣・韓国・沖縄で日本語は何をしたのか：言語支配がもたらすもの』、三元社、58-83 ページ。
黄英哲(1999)『台湾文化再構築 1945—1947 の光と影—魯迅思想受容の行方』、創土社。
徐秀瑩(2013)「『台湾省行政長官公署公報』(1945-1947)からみる日本語を対象にした言語政策の実態」『人間社会環境研究』、第 26 号、189-203 ページ。
菅野敦志(2012)『台湾の言語と文字』、勁草書房。
中川仁(2009)『戦後台湾の言語政策』、東方書店。
藤井(宮西)久美子(2003)『近現代中国における言語政策—文字改革を中心に』、三元社。
藤井省三(1998)『台湾文学この百年』、東方書店。

中国語文献(アルファベット順)

蔡明賢(2009)『戦後臺灣的語言政策(1945-2008)—從國語運動到母語運動』、中興大學歷史學系研究所、碩士論文。
陳美如(2009)『台灣語言教育政策之回顧與展望』、高雄復文圖書出版社。
黃宣範(1994)『語言、社會與族羣意識—台灣語言社會學的研究』、文鶴出版有限公司。
李惠敏(2002)『從洋鬼子到外勞』、巨流圖書公司。
林政君,胡文雄(2007)「徘徊於「中國化」當中—首屆台灣省運動會的成立與運作」『運動文化研究』、第 3 期、41-83 頁。
臺灣省行政長官公署教育處(1946)『臺灣建設叢書之五 臺灣一年來之教育』、臺灣省行政長官公署教育處。
臺灣省行政長官公署民政處(1946)『臺灣民政第一輯』、臺灣省行政長官公署民政處。
臺灣省行政長官公署宣傳委員會機要室編(1946)『臺灣省行政長官公署三月來工作概要(34 年 10 月 25 日至 35 年 1 月 24 日)』、臺灣省行政長官公署秘書處。

許雪姬(1991)「台灣光復初期的語文問題」『思與言』，第 29 卷第 4 期，155-184 頁。

資料集

資料1 日本語に翻訳された公報に含まれた日本語に関する命令

公報発行日	公報名	公報巻号(巻:期/巻:字:期)	頁	法令番号	見出し	対象言語・事項
民國 35 年 01 月 20 日	台灣省 行政長 官公署 公報	2:1	1-3	陳行政長官 廣播本年度 (35 年度)工 作要領	陳行政長官廣播本年 度(35 年度)工作要領	日本語/北京語・学校 が中国の学校になっ た以上日本語または 日本語で書かれた教 科書の使用をやめ、 北京語の普及を年度 重点事項にする。
民國 35 年 01 月 20 日	台灣省 行政長 官公署 公報	2:1	10-12	陳行政長官 廣播本年度 (35 年度)工 作要領(日 譯)	陳行政長官廣播本年 度(35 年度)工作要領 (日譯)	日本語/北京語・学校 が中国の学校になっ た以上日本語または 日本語で書かれた教 科書の使用をやめ、 北京語の普及を年度 重点事項にする。
民國 35 年 01 月 25 日	台灣省 行政長 官公署 公報	2:3	8	民甲字第 7 號 (35.01.02)	電為臺胞改為日本名 而未改姓聲請回復原 名者, 可依照前頒「臺 灣省人民回復原有姓 名辦法」辦理	日本語・名前
民國 35 年 01 月 25 日	台灣省 行政長 官公署 公報	2:3	16	民甲字第 7 號 (35.01.02)	電為臺胞改為日本名 而未改姓聲請回復原 名者, 可依照前頒「臺 灣省人民回復原有姓 名辦法」辦理(日譯 文)	日本語・名前
民國 35 年 01 月 25 日	台灣省 行政長 官公署 公報	2:3	8	署民甲字第 0027 號 (35.01.02)	34 年 12 月 19 日臺東 總字第 52 號呈及鄉 鎮人員名冊, 均悉。 所列鄉鎮長暨各學校 校長中, 仍有用日本 式姓名者, 希即轉知	日本語・名前

					依照前頒「臺灣省人民回復原有姓名辦法」，迅予更正	
民國 35 年 01 月 25 日	臺灣省 行政長 官公署 公報	2:3	16	署民甲字第 0027 號 (35.01.02)	34 年 12 月 19 日臺東 總字第 52 號呈及鄉 鎮人員名冊，均悉。 所列鄉鎮長暨各學校 校長中，仍有用日本 式姓名者，希即轉知 依照前頒「臺灣省人 民回復原有姓名辦 法」，迅予更正(日譯 文)	日本語・名前
民國 35 年 02 月 03 日	臺灣省 行政長 官公署 公報	2:7	7	子灰 35 署 民甲字第 213 號	清劃戶籍行政及業務 接收權限，希迅速辦 理并將接收情形具報	日本語・表の日本式 内容を中国式に入れ 替える
民國 35 年 02 月 03 日	臺灣省 行政長 官公署 公報	2:7	15	子灰 35 署 民甲字第 213 號	清劃戶籍行政及業務 接收權限，希迅速辦 理并將接收情形具報 (日譯文)	日本語・表の日本式 内容を中国式に入れ 替える
民國 35 年 02 月 20 日	臺灣省 行政長 官公署 公報	35:春:4	53-54 +61	民一字第 824 號(民 35_2_11)	電為改正街道名稱應 一律採用有意義之二 個字為之，仰遵照	日本語・道路名の改 編
民國 35 年 02 月 20 日	臺灣省 行政長 官公署 公報	35:春:4	61	民一字第 824 號(民 35_2_11)	電為改正街道名稱應 一律採用有意義之二 個字為之，仰遵照(日 譯文)	日本語・道路名の改 編
民國 35 年 03 月 01 日	臺灣省 行政長 官公署 公報	35:春:8	133+ 140	丑真(35)署 宣字第 1157 號 (35.02.11)	為查禁日人遺毒書 籍，希全省各書店自 行檢封聽候焚燬	日本語・書籍制限
民國 35 年 03 月 01 日	臺灣省 行政長 官公署	35:春:8	140	丑真(35)署 宣字第 1157 號	為查禁日人遺毒書 籍，希全省各書店自 行檢封聽候焚燬(日	日本語・書籍制限

	公報			(35.02.11)	譯文)	
民國 35 年 03 月 18 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:春:15	277	寅齊(35)署 民字第 02070 號 (35.03.08)	電知甲乙種檢核案凡 用日文或日本姓名與 以牧師傳教師經歷聲 請處理辦法	日本語・日本式氏名 における公務員選挙 立候補資格審査につ いて原住民は便宜を 図り認めるがその他 は氏名変更後に申請 しなければならない
民國 35 年 03 月 18 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:春:15	282	寅齊(35)署 民字第 02070 號 (35.03.08)	電知甲乙種檢核案凡 用日文或日本姓名與 以牧師傳教師經歷聲 請處理辦法(日譯文)	日本語・日本式氏名 における公務員選挙 立候補資格審査につ いて原住民は便宜を 図り認めるがその他 は氏名変更後に申請 しなければならない
民國 35 年 04 月 05 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:3	39-40	寅咨(35)署 會字第 2446 號(民 35.03.30)	飭自 35 年 4 月 1 日 起, 遵照前頒帳表及 會計科目處理經費類 會計至歲入類會計, 准暫仍酌用原有格 式, 惟須改用國文, 仰遵照并飭遵	日本語・會計用書式 を北京語に入れ替え
民國 35 年 04 月 05 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:3	47	寅咨(35)署 會字第 2446 號(民 35.03.30)	飭自 35 年 4 月 1 日 起, 遵照前頒帳表及 會計科目處理經費類 會計至歲入類會計, 准暫仍酌用原有格 式, 惟須改用國文, 仰遵照并飭遵(日譯 文)	日本語・會計用書式 を北京語に入れ替え
民國 35 年 05 月 27 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:25	398-3 99	35.05.14	臺灣省各縣市市容及 環境衛生整理辦法	日本語・看板

民國 35 年 05 月 27 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:25	404-4 06	35.05.14	臺灣省各縣市市容及 環境衛生整理辦法 (日譯文)	日本語・看板
民國 35 年 05 月 31 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:27	431	辰馬民四字 第 3362 號 (35.05.20)	電希所將有街路小巷 予以命名造表報核	日本語/北京語・路名 の名付け/変更命令
民國 35 年 05 月 31 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:27	439	辰馬民四字 第 3362 號 (35.05.20)	電希所將有街路小巷 予以命名造表報核 (日譯文)	日本語/北京語・路名 の名付け/変更命令
民國 35 年 06 月 01 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:28	443,4 47	35.05.06 , 辰馬(35)署 民字第 5314 號 (35.05.21)	修正「臺灣省人民回 復原有姓名辦法」	日本語・名前の変換
民國 35 年 06 月 01 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:28	451-4 52,45 5	35.05.06 , 辰馬(35)署 民字第 5314 號 (35.05.21)	修正「臺灣省人民回 復原有姓名辦法」(日 譯文「臺灣省人民原 有姓名回復辦法」)	日本語・名前の変換
民國 35 年 06 月 06 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:32	509	辰養民一字 第 3302 號 (35.05.22)	據高雄縣政府送山地 設鄉圖說 4 份, 電復 更正報核	日本語・地名におい て日本語による音訳 または日本語符号の 使用不可
民國 35 年 06 月 06 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:32	517	辰養民一字 第 3302 號 (35.05.22)	據高雄縣政府送山地 設鄉圖說 4 份, 電復 更正報核(日譯文)	日本語・地名におい て日本語による音訳 または日本語符号の 使用不可
民國 35 年 06 月 14 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:39	625	巳文(卅五) 署秘字第 6795 號_民 35_06_12	電復郵電管理局自 35 年 7 月 1 日起准予 停收日文電報	日本語の電報の取り 扱いを中止する
民國 35 年 07 月 03 日	台灣省 行政長	35:秋:3	48	巳文(卅五) 署秘字第	電復郵電管理局自 35 年 7 月 1 日起准予	日本語の電報の取り 扱いを中止する

	官公署 公報			6795 號_民 35_06_12	停收日文電報 (日譯 文)	
民國 35 年 06 月 08 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:34	541-5 43	辰世 35 署 民字第 5976 號 (35.05.31)	據高雄縣政府送 35 年度工作計劃, 指復 遵照	日本語・調査項目に おける日本語の書き 換え
民國 35 年 07 月 06 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:6	94-95	辰世 35 署 民字第 5976 號 (35.05.31)	據高雄縣政府送 35 年度工作計劃, 指復 遵照(日譯文)	日本語・調査項目に おける日本語の書き 換え
民國 35 年 06 月 19 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:43	688	致已刪署財 字第 52 號 (35.06.15)	在公布印花稅新法 前, 仍應責令商號依 照前舊規定貼花, 希 飭屬遵行具報	日本語・印紙稅用印 紙・書式
民國 35 年 06 月 26 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:49	792	致已刪署財 字第 52 號 (35.06.15)	在公布印花稅新法 前, 仍應責令商號依 照前舊規定貼花, 希 飭屬遵行具報(日譯 文)	日本語・印紙稅用印 紙・書式
民國 35 年 07 月 01 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:1	8	致已寢署宣 字第 2012 號 (35.06.26)	通令查禁日人遺毒之 唱片樂譜等, 希遵照	日本語・歌
民國 35 年 07 月 26 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:23	367	致已寢署宣 字第 2012 號 (35.06.26)	通令查禁日人遺毒之 唱片樂譜等, 希遵照 (日譯文)	日本語・歌
民國 35 年 07 月 19 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:17	263	午筱署教字 第 7085 號 (35.07.17)	電省立各級學校自下 學年度起教學須一律 用國語講授	日本語/北京語/方 言・教育言語 (北京 語/方言で授業を行 う。日本語の使用を 禁ずる。)
民國 35 年 07 月 29 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:25	400	午筱署教字 第 7085 號 (35.07.17)	電省立各級學校自下 學年度起教學須一律 用國語講授(日譯文)	日本語/北京語/方 言・教育言語 (北京 語/方言で授業を行 う。日本語の使用を

						禁ずる。)
民國 35 年 08 月 05 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:31	489	未冬署宣字 第 12149 號 _民 35_8_2	電復新竹市參議會新 聞紙雜誌日文廢止日 期未便再予延期	日本語・新聞、雜誌
民國 35 年 08 月 10 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:36	576	未冬署宣字 第 12149 號 _民 35_8_2	電復新竹市參議會新 聞紙雜誌日文廢止日 期未便再予延期(日 譯文)	日本語・新聞、雜誌
民國 35 年 08 月 07 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:33	520	致未微署民 (四)字第 12698 號_ 民 35_08_05	電希各縣市政府將各 戶門首原釘舊丁目番 地號牌撤除，以昭劃 一	日本語・門札
民國 35 年 08 月 12 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:37	590	致未微署民 (四)字第 12698 號_ 民 35_08_05	電希各縣市政府將各 戶門首原釘舊丁目番 地號牌撤除，以昭劃 一(日譯文)	日本語・門札
民國 35 年 08 月 08 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:34	537	未微署民字 第 12827 號 民 35.8.5	電各縣市政府店號招 牌廣告不得沿用日 文，希遵照	日本語・店看板
民國 35 年 09 月 09 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:59	941	未微署民字 第 12827 號 民 35.8.5	電各縣市政府店號招 牌廣告不得沿用日 文，希遵照 (日譯文)	日本語・店看板
民國 35 年 08 月 15 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:40	636	未寒署宣字 第 15209 號 _民 35_8_14	電復高雄市參議會廢 止新聞紙日文版未便 展期，請查照	日本語・新聞
民國 35 年 08 月 30 日	台灣省 行政長	35:秋:52	832	未寒署宣字 第 15209 號	電復高雄市參議會廢 止新聞紙日文版未便	日本語・新聞

	官公署 公報			_民 35_8_14	展期，請查照（日譯 文）	
民國 35 年 08 月 16 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:41	651	致未刪署財 字第 15980 號_民 35_08_15	電知自八月十六日起 改照我國印花稅法實 施希遵照	日本語・日本植民統 治時代の収入印紙に 「中華民國台灣省」 の文字を印刷し、新 収入印紙が発行され る間の過渡期に使用 する
民國 35 年 09 月 09 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:59	942	致未刪署財 字第 15980 號_民 35_08_15	電知自八月十六日起 改照我國印花稅法實 施希遵照(日譯文)	日本語・日本植民統 治時代の収入印紙に 「中華民國台灣省」 の文字を印刷し、新 収入印紙が発行され る間の過渡期に使用 する
民國 35 年 09 月 07 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:58	914-9 15,91 9	台灣省各縣 市實施戶籍 登記宣傳辦 法，致申魚 署民(四)字 第 21938 號 _民 35_09_06	電各縣市政府為在舉 辦設籍登記前，應先 實施戶籍登記宣傳， 並制定「臺灣省各縣 市實施戶籍登記宣傳 辦法」，希遵照	北京語・方言・日本 語・政令伝達
民國 35 年 09 月 10 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:60	956-9 57	台灣省各縣 市實施戶籍 登記宣傳辦 法	電各縣市政府為在舉 辦設籍登記前，應先 實施戶籍登記宣傳， 並制定「臺灣省各縣 市實施戶籍登記宣傳 辦法」，希遵照(日譯 文)	北京語・方言・日本 語・政令伝達

資料2 「公的書類の言語変換」に関する命令

公報発行日	公報名	公報巻号 (巻:期/巻: 字:期)	頁	法令番号	見出し	対象言語・事項
民 35.01.20 (1946.01.20,第 2 卷第 1 期) より日本語訳文添付						
民國 35 年 02 月 03 日	台灣省 行政長 官公署 公報	2:7	7	子灰 35 署民 甲字第 213 號	清劃戶籍行政及業 務接收權限, 希迅 速辦理并將接收情 形具報	日本語・表の日 本式内容を中 国式に入れ替 える
民國 35 年 02 月 03 日	台灣省 行政長 官公署 公報	2:7	15	子灰 35 署民 甲字第 213 號	清劃戶籍行政及業 務接收權限, 希迅 速辦理并將接收情 形具報(日譯文)	日本語・表の日 本式内容を中 国式に入れ替 える
民國 35 年 04 月 05 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:3	39-40	寅筭(35)署會 字第 2446 號 (民 35.03.30)	飭自 35 年 4 月 1 日 起, 遵照前頒帳表 及會計科目處理經 費類會計至歲入類 會計, 准暫仍酌用 原有格式, 惟須改 用國文, 仰遵照并 飭遵	日本語・会計用 書式を北京語 に入れ替え
民國 35 年 04 月 05 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:3	47	寅筭(35)署會 字第 2446 號 (民 35.03.30)	飭自 35 年 4 月 1 日 起, 遵照前頒帳表 及會計科目處理經 費類會計至歲入類 會計, 准暫仍酌用 原有格式, 惟須改 用國文, 仰遵照并 飭遵 (日譯文)	日本語・会計用 書式を北京語 に入れ替え
民國 35 年 06 月 08 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:34	541-543	辰世 35 署民 字第 5976 號 (35.05.31)	據高雄縣政府送 35 年度工作計劃, 指 復遵照	日本語・調査項 目における日 本語の書き換 え
民國 35 年 07 月	台灣省 行政長 官公署	35:秋:6	94-95	辰世 35 署民 字第 5976 號 (35.05.31)	據高雄縣政府送 35 年度工作計劃, 指 復遵照(日譯文)	日本語・調査項 目における日 本語の書き換

06日	公報					え
民國 35年 06月 19日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:43	688	致已刪署財 字第52號 (35.06.15)	在公布印花稅新法 前, 仍應責令商號 依照前舊規定貼 花, 希飭屬遵行具 報	日本語・印紙稅 用印紙・書式
民國 35年 06月 26日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:49	792	致已刪署財 字第52號 (35.06.15)	在公布印花稅新法 前, 仍應責令商號 依照前舊規定貼 花, 希飭屬遵行具 報(日譯文)	日本語・印紙稅 用印紙・書式
民國 35年 08月 16日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:41	651	致未刪署財 字第15980號 _民35_08_15	電知自八月十六日 起改照我國印花稅 法實施希遵照	日本語・日本植 民統治時代の 收入印紙に「中 華民国台灣省」 の文字を印刷 し、新收入印紙 が発行される 間の過渡期に 使用する
民國 35年 09月 09日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:59	942	致未刪署財 字第15980號 _民35_08_15	電知自八月十六日 起改照我國印花稅 法實施希遵照(日譯 文)	日本語・日本植 民統治時代の 收入印紙に「中 華民国台灣省」 の文字を印刷 し、新收入印紙 が発行される 間の過渡期に 使用する
民 35.10.25 (1946.10.25(35:冬:21-35.10.26 發行)) より日本語訳文撤廢						
民國 35年 11月 15日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:冬:37	600	致戌元署民 四字第43237 號_民 35_11_13	電發各縣市政府中 日文戶籍名稱對照 表, 希知照	日本語・項目名

資料3 「路名・地名」に関する命令

公報 発行 日	公報名	公報卷 号(卷:期 /卷:字: 期)	頁	法令番号	条文見出し	対象言語・事項
民國 34年 12月 06日	台灣省 行政長 官公署 公報	1:2	4	34.11.17	公布「臺灣省各縣市街道 名稱改正辦法」	日本語・道路名
民 35.01.20 (1946.01.20,第 2 卷第 1 期) より日本語訳文添付						
民國 35年 02月 20日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:春:4	53-54 +61	民一字第 824 號(民 35_2_11)	電為改正街道名稱應一律 採用有意義之二個字為 之, 仰遵照	日本語・道路名 の改編
民國 35年 02月 20日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:春:4	61	民一字第 824 號(民 35_2_11)	電為改正街道名稱應一律 採用有意義之二個字為 之, 仰遵照 (日譯文)	日本語・道路名 の改編
民國 35年 05月 15日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:20	324	35.05.15	彰化市政府改正街路名稱 一覽表	日本語・路名日 →中
民國 35年 05月 31日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:27	431	辰馬民四 字第 3362 號 (35.05.20)	電希所將有街路小巷予以 命名造表報核	日本語/北京 語・路名の名付 け/変更命令
民國 35年 05月 31日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:27	439	辰馬民四 字第 3362 號 (35.05.20)	電希所將有街路小巷予以 命名造表報核 (日譯文)	日本語/北京 語・路名の名付 け/変更命令
民國 35年 06月 06日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:32	509	辰養民一 字第 3302 號 (35.05.22)	據高雄縣政府送山地設鄉 圖說 4 份, 電復更正報核	日本語・地名お いて日本語に よる音訳また は日本語符号 の使用不可

民國 35年 06月 06日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:32	517	辰養民一 字第 3302 號 (35.05.22)	據高雄縣政府送山地設鄉 圖說 4 份，電復更正報核 (日譯文)	日本語・地名お いて日本語に よる音訳また は日本語符号 の使用不可
民國 35年 06月 24日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:47	756	高雄縣政 府改正街 道名稱一 覽表	高雄縣政府改正街道名稱 一覽表	日本語・路名日 →中
民國 35年 06月 26日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:49	787	臺南市政 府改正街 道名稱表	臺南市政府改正街道名稱 表	日本語・路名日 →中
民國 35年 06月 28日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:夏:51	818-8 21	臺北市政 府改正街 道名稱一 覽表	臺北市政府改正街道名稱 一覽表	日本語・路名日 →中
民國 35年 07月 02日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:2	26	臺東縣政 府改正街 道名稱一 覽表	臺東縣政府改正街道名稱 一覽表	日本語・路名日 →中
民國 35年 07月 11日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:10	152-1 54	基隆市政 府改正街 道名稱一 覽表	基隆市政府改正街道名稱 一覽表	日本語・路名日 →中
民國 35年 07月 12日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:11	171-1 73	台中市政 府改正街 道名稱一 覽表	台中市政府改正街道名稱 一覽表	日本語・路名日 →中
民國 35年 07月 19日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:17	264	新竹市政 府改正街 道名稱一 覽表	新竹市政府改正街道名稱 一覽表	日本語・路名日 →中
民國 35年 08月	台灣省 行政長 官公署	35:秋:32	503-5 04	屏東市政 府改正街 道名稱一	屏東市政府改正街道名稱 一覽表	日本語・路名日 →中

06 日	公報			覽表		
民國 35 年 08 月 07 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:33	520	致未微署 民(四)字 第 12698 號 _ 民 35_08_05	電希各縣市政府將各戶門 首原釘舊丁目番地號牌撤 除, 以昭劃一	日本語・門札
民國 35 年 08 月 12 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:37	590	致未微署 民(四)字 第 12698 號 _ 民 35_08_05	電希各縣市政府將各戶門 首原釘舊丁目番地號牌撤 除, 以昭劃一(日譯文)	日本語・門札
民國 35 年 08 月 15 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:40	637	澎湖縣政 府改正街 道名稱一 覽表	澎湖縣政府改正街道名稱 一覽表	日本語・路名日 →中
民國 35 年 08 月 23 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:47	749-7 50	嘉義市政 府改正街 道名稱一 覽表 _35 秋 47	嘉義市政府改正街道名稱 一覽表	日本語・路名日 →中
民國 35 年 08 月 24 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:48	762-7 63	高雄市政 府改正街 道名稱一 覽表 _35 秋 48	高雄市政府改正街道名稱 一覽表	日本語・路名日 →中
民國 35 年 08 月 26 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:49	777	高雄市政 府改正街 道名稱一 覽表(續 48 期)	高雄市政府改正街道名稱 一覽表(續 48 期)	日本語・路名日 →中
民國 35 年 08 月 28 日	台灣省 行政長 官公署 公報	35:秋:50	794-7 95	高雄市政 府改正街 道名稱一 覽表(續 49 期)	高雄市政府改正街道名稱 一覽表(續 49 期)	日本語・路名日 →中

民 35.10.25 (1946.10.25(35:冬:21-35.10.26 発行)) より日本語訳文撤廃						
民國 36年 01月 15日	台灣省 行政長 官公署 公報	36:春:10	160	台北市新 舊路名對 照表_36 春10	台北市新舊路名對照表	日本語・路名日 →中
民國 36年 01月 16日	台灣省 行政長 官公署 公報	36:春:11	176	台北市新 舊路名對 照表_36 春11	台北市新舊路名對照表 (續)	日本語・路名日 →中
民國 36年 01月 17日	台灣省 行政長 官公署 公報	36:春:12	191-1 92	台北市新 舊路名對 照表_36 春12	台北市新舊路名對照表 (續)	日本語・路名日 →中
二・二八事件						
民國 36年 06月 27日	臺灣省 政府公 報	36:夏:76	487	叁陸已有 民合一字 第182號_ 民 36_06_25	臺南市漁業生產合作社等 社址沿用日本時代地名, 希轉飭更正	日本語・旧地名 使用を注意
民國 36年 12月 01日	臺灣省 政府公 報	36:冬:51	799	叁陸戊謙 府民甲字 第10856 號_民 36_11_29	臺灣省新高山恢復原名為 玉山	日本語・地名の 変更
民國 37年 01月 01日	臺灣省 政府公 報	37:春:1	7	臺灣省主 要山嶽_ 民 37_01_01	建設中之臺灣一二、土地 (四) 臺灣省主要山嶽	北京語、日本 語・山岳名が中 日混在
民國 37年 05月 07日	臺灣省 政府公 報	37:夏:32	479	叁柒辰微 府綱甲字 第41514 號_民 37_05_05	公告臺中縣新高區署自37 年5月1日起改稱為玉山 區署, 希周知	日本語・地名の 変更
民國 39年 02月	臺灣省 政府公 報	39:春:30	424	叁玖丑江 府綱地甲 字第	電復花蓮縣政府為花蓮縣 秀林鄉轄蕃地ウイリ地名 准改稱為「中正」, 並更	日本語・日本語 地名の変更

07 日				00150 號_民 39_02_03	改有關地籍圖冊，希知照	
民國 40 年 04 月 24 日	臺灣省 政府公 報	40:夏:21	243	肆拾卯馬 府綱丁字 第 39176 號 _ 民 40_04_21	電復高雄市政府為據請將 高雄市左營舊城路更改名 稱為勝利路一節，應予照 准，希遵照	日本語・路名の 改訂
民國 40 年 10 月 22 日	臺灣省 政府公 報	40:冬:18	195-1 96	肆拾酉巧 府綱甲字 第 99122 號 _ 民 40_10_18	電復高雄縣政府為高雄縣 改定日名山脉及溪流名稱 一案准予備查，希知照	日本語・地名を 日本語から北 京語へ
民國 41 年 02 月 26 日	臺灣省 政府公 報	41:春:46	484	肆壹丑養 府綱地甲 字第 0413 號 _ 民 41_2_22	電復宜蘭縣政府為宜蘭縣 蘇澳鎮大字地籍圖沿用日 文名稱部分，可依照現行 政區域名稱改正，希遵照	日本語・地図上 地名の変更
民國 41 年 03 月 17 日	臺灣省 政府公 報	41:春:63	661	肆壹寅元 商 字 第 07771 號_民 41_03_13	電各縣市（局）政府為臺 灣省各地之商號商品及地 名甚多用羅馬字注以日語 發音，希飭屬隨時注意糾 正	日本語・商店名 /商品名/地名を 日本語の発音 でローマ字表 示してはなら ない
民國 41 年 07 月 02 日	臺灣省 政府公 報	41:秋:2	21-22	肆壹巳儉 府綱甲字 第 51877 號 _ 民 41_06_28	電臺南市政府據報臺南縣 將日據時代遺留日文題字 之橋樑名稱更改情形，核 復遵照	日本語・公文書 において変更 後の橋名をリ ストアップす るよう指示、日 本式年号を塗 り消す。
民國 41 年 08 月 19 日	臺灣省 政府公 報	41:秋:43	587-5 88	肆壹未銑 府綱地甲 字第 1964 號 _ 民 41_08_16	令各縣市（局）政府為訂 頒「臺灣省各縣市日式地 名更改要點」，希遵辦具 辦	日本語・日本式 地名の変更指 示及び変更指 導

民國 42年 02月 03日	臺灣省 政府公 報	42:春:27	344-3 45	四二府民 地甲字第 0277號_ 民 42_01_30	為抄發新竹縣大小字地名 名稱改換對照表，公告週 知	日本語・路名の 変換の指導ま たは変換前後 の路名リスト
民國 42年 02月 04日	臺灣省 政府公 報	42:春:28	359-3 61	四二府民 地甲字第 0278號_ 民 42_01_30	為抄發臺北市日式地名更 改一覽表，公告週知	日本語・路名の 変換
民國 42年 04月 02日	臺灣省 政府公 報	42:夏:2	29-31	肆貳府民 地甲字第 0643號_ 民 42_03_30	為臺南市更改日式地名， 公告週知	日本語・路名の 変換
民國 42年 05月 06日	臺灣省 政府公 報	42:夏:31	334-3 36	肆貳府民 地甲字第 0881號_ 民 42_05_04	為抄發基隆市日式地名更 改對照表，公告週知	日本語・路名の 変換
民國 42年 06月 04日	臺灣省 政府公 報	42:夏:56	653	肆貳府民 地甲字第 1042號_ 民 42_06_01	為苗栗縣更改轄內日式地 名，公告週知	日本語・路名の 変換
民國 42年 06月 19日	臺灣省 政府公 報	42:夏:69	788-7 89	肆貳府民 地甲字第 1170號_ 民 42_06_16	為高雄市政府呈請更換日 式地名一案，公告週知	日本語・路名の 変換
民國 42年 08月 08日	臺灣省 政府公 報	42:秋:34	456	肆貳府民 地甲字第 1629號_ 民 42_08_06	為抄發花蓮縣原有日名大 字擬改換段名一覽表，公 告週知	日本語・路名の 変換

民國 42年 08月 10日	臺灣省 政府公 報	42:秋:35	471	肆貳府民 地甲字第 1601號_ 民 42_08_05	為抄發嘉義縣日式地名擬 更改新地名清冊，公告週 知	日本語・路名の 変換
民國 42年 08月 12日	臺灣省 政府公 報	42:秋:37	487	肆貳府民 地甲字第 1649號_ 民 42_08_08	為屏東縣轄內更改日式地 名，公告週知	日本語・路名の 変換
民國 42年 11月 07日	臺灣省 政府公 報	42:冬:32	347	肆貳府民 一 字 第 107229號 _ 民 42_11_06	為臺灣省臺中苗栗縣交界 之次高山恢復原名雪山， 公告週知	日本語・地名の 変換
民國 43年 01月 25日	臺灣省 政府公 報	43:春:18	279-2 80	肆叁府民 地甲字第 2099號_ 民 43_01_21	為臺東縣轄內日式地名更 改，公告週知	日本語・路名の 変換
民國 43年 10月 04日	臺灣省 政府公 報	43:冬:3	34	肆叁府民 三 字 第 93384號_ 民 43_10_01	令臺灣省所屬各機關為通 知人民之公文書上不得沿 用日據時代街道名稱，希 知照	日本語・公文書 における旧路 名使用を禁止
民國 43年 10月 19日	臺灣省 政府公 報	43:冬:16	220	肆叁府民 一 字 第 81253號_ 民 43_10_16	為巴斗蘭溪、巴斗盧溪改 名為「龍溪」、「鳳溪」， 公告週知	日本語・地名の 変換
民國 44年 02月 25日	臺灣省 政府公 報	44:春:42	502	肆肆府民 三 字 第 15932號_ 民 44_02_22	令花蓮縣政府據呈請禁用 日本國字命名一案，核復 知照	日本語・日本語 の漢字で名付 けることを禁 止

民國 44年 04月 18日	臺灣省 政府公 報	44:夏:15	199-2 00	肆肆府民 地甲字第 1549號_ 民 44_04_15	令各縣市政府(局)為嗣 後對於有關土地坐落標示 所發任何圖冊書表,應一 律用新段名,希遵照	日本語・土地位 置を表示する 際に用いる図 表に旧地名を 使用すること を禁止
民國 44年 05月 09日	臺灣省 政府公 報	44:夏:34	385-3 86	肆肆府民 地甲字第 1899號_ 民 44_05_09	為更改臺中市日式地名, 公告週知	日本語・路名の 変換
民國 46年 08月 10日	臺灣省 政府公 報	46:秋:36	324	46_08_05 府民四字 第 57532 號	令復高雄縣政府為高雄縣 雅你鄉准更名為桃源鄉, 希知照	日本語・地名の 変更
民國 50年 11月 24日	臺灣省 政府公 報	50:冬:45 總 4433 號	490	50_11_18 _府民地 甲字第 25532號	臺中縣政府:大屯地政事 務所准予改名為霧峰地政 事務所	日本語・地名の 変更
民國 52年 03月 09日	臺灣省 政府公 報	52:春:55	2	52_03_07 _府民一 字第 17820號	更改沿襲日語譯音及古怪 文字者之村里名稱,並定 自 52年 4月 1日起實施	日本語・日本語 を使った村里 名を変更する
民國 52年 05月 29日	臺灣省 政府公 報	52:夏:51	11	52_05_25 _府建水 字第 37725號	核定苗栗縣境內「哆囉咕 溪」更名為「景山溪」案	日本語・川の名 前を変更
民國 53年 10月 05日	臺灣省 政府公 報	53:冬:4	2	53_10_02 _府民四 字第 69376號	臺中縣和平鄉白冷地名准 改為天輪	日本語・地名の 変更
民國 54年 06月 18日	臺灣省 政府公 報	54:夏:68	8	54_06_14 _府農秘 字第 42061號	臺灣省林務局玉山林區阿 里山鐵路「平遮那」站改 名為「屏遮那」阿里山事 業區內「匯龍山」更名為 「飛龍山」	日本語・地名の 変更

民國 57年 09月 16日	臺灣省 政府公 報	57:秋:67	2	57_09_13 _府民地 乙字第 73817號	各縣市政府應全面調查更 改沿用日人習用之地名報 憑核轉	日本語・日本植 民統治時代で 慣用された地 名の調査及び 変更命令
民國 58年 03月 07日	臺灣省 政府公 報	58:春:53	3	58春 53_57_11 _21_府民 二字第 97791號	烏山頭風景區(改名珊瑚 潭)	日本語・地名の 変更(内容は烏 山頭観光エリ アの建設計画 であるが、表に 旧地名や変更 後の地名が表示 されている)
民國 59年 10月 08日	臺灣省 政府公 報	59:冬:7	3	59_10_03 府民一字 第86412 號	高雄市「壽山」易名為高 雄市「萬壽山」、高雄市 「愛河」易名為高雄市「仁 愛河」實施日期一案	日本語・地名の 変更
民國 60年 04月 30日	臺灣省 政府公 報	60:夏:26	12	60_04_28 _府民一 字第 42237號	公告臺灣省臺中縣和平鄉 轄內之「達見」更名為「德 基」、「下達見」為「青 山」	日本語・地名の 変更
民國 63年 02月 06日	臺灣省 政府公 報	63:春:28	4	63_02_02 府建四字 第12423 號_民 63_02_02	臺灣省達見水庫已奉總統 命名為「德基」水庫	日本語・地名の 変更

資料 4 「名前・改名」に関する命令

公報発行日	公報名	公報巻号 (巻:期/巻: 字:期)	頁	法令番号	条文見出し	対象言語・事項
民國 34 年 12 月 12 日	台灣省 行政長 官公署 公報	1:4	7	署民甲字第 00399 號 (34.12.)	制定「臺灣省人民回 復原有姓名辦法」	日本語・名前
民國 35 年 01 月 25 日	台灣省 行政長 官公署 公報	2:3	8	民甲字第 7 號 (35.01.02)	電為臺胞改為日本名 而未改姓聲請回復原 名者, 可依照前頒「臺 灣省人民回復原有姓 名辦法」辦理	日本語・名前
民國 35 年 01 月 25 日	台灣省 行政長 官公署 公報	2:3	16	民甲字第 7 號 (35.01.02)	電為臺胞改為日本名 而未改姓聲請回復原 名者, 可依照前頒「臺 灣省人民回復原有姓 名辦法」辦理(日譯文)	日本語・名前
民國 35 年 01 月 25 日	台灣省 行政長 官公署 公報	2:3	8	署民甲字第 0027 號 (35.01.02)	34 年 12 月 19 日臺東 總字第 52 號呈及鄉 鎮人員名冊, 均悉。 所列鄉鎮長暨各學校 校長中, 仍有用日本 式姓名者, 希即轉知 依照前頒「臺灣省人 民回復原有姓名辦 法」, 迅予更正	日本語・名前
民國 35 年 01 月 25 日	台灣省 行政長 官公署 公報	2:3	16	署民甲字第 0027 號 (35.01.02)	34 年 12 月 19 日臺東 總字第 52 號呈及鄉 鎮人員名冊, 均悉。 所列鄉鎮長暨各學校 校長中, 仍有用日本 式姓名者, 希即轉知 依照前頒「臺灣省人 民回復原有姓名辦 法」, 迅予更正(日譯	日本語・名前

					文)	
民國35年03月18日	台灣省行政長官公署公報	35:春:15	277	寅齊(35)署民字第02070號(35.03.08)	電知甲乙種檢核案凡用日文或日本姓名與以牧師傳教師經歷聲請處理辦法	日本語・日本式氏名における公務員選挙立候補資格審査について
民國35年03月18日	台灣省行政長官公署公報	35:春:15	282	寅齊(35)署民字第02070號(35.03.08)	電知甲乙種檢核案凡用日文或日本姓名與以牧師傳教師經歷聲請處理辦法(日譯文)	日本語・日本式氏名における公務員選挙立候補資格審査について
民國35年06月01日	台灣省行政長官公署公報	35:夏:28	443,447	35.05.06, 辰馬(35)署民字第5314號(35.05.21)	修正「臺灣省人民回復原有姓名辦法」	日本語・名前の変換
民國35年06月01日	台灣省行政長官公署公報	35:夏:28	451-452,455	35.05.06, 辰馬(35)署民字第5314號(35.05.21)	修正「臺灣省人民回復原有姓名辦法」(日譯文「臺灣省人民原有姓名回復辦法」)	日本語・名前の変換
民國35年06月29日	台灣省行政長官公署公報	35:夏:52	830	致已感署民字第2308號(35.06.27)	電復臺東縣政府35年度工作計劃應改正各點, 希遵照	日本語・路名、名前北京語普及
民國35年08月03日	台灣省行政長官公署公報	35:秋:30	471	致未東署民(四)字第11670號(35.08.01)	電復新竹市政府如臺胞出生時即用日本姓名者, 准予自定名字, 希遵照	日本語・名前
民國35年10月18日	台灣省行政長官公署公報	35:冬:15	254	致酉銑署教(二)字第34497號_民35_10_16	電各縣市政府為全省各學校學生不得再用日本姓名, 希轉飭遵照	日本語・名前

民國35年11月04日	台灣省行政長官公署公報	35:冬:28	460	致成冬署民四字第39772號_民35_11_02	電復新竹縣政府為核示日人養子經雙方同意終止收養關係者，可回復原有姓名等點，希遵照	日本語・名前
民國35年11月14日	台灣省行政長官公署公報	35:冬:36	587	致成真署民四字第42656號_民35_11_11	電復臺東縣政府為山地鄉戶政人員應依照規定設置，希知照	日本語・名前
民國35年11月14日	台灣省行政長官公署公報	35:冬:36	587	致成真署民四字第42791號_民35_11_11	電復基隆市政府戶口複查時，人民姓名以不更動為原則各點，希遵照	日本語・名前
民國35年12月04日	台灣省行政長官公署公報	35:冬:53	856	致亥江署民四字第50411號_民35_15_03	電復花蓮縣政府戶政問題報告表應更正各點，希遵照	日本語・名前 (原住民)・ 訳
民國35年12月18日	台灣省行政長官公署公報	35:冬:65	1047- 1048	致亥筱署民一字第55641號_民35_12_17	電各縣政府為定36年1月起分期調訓鄉鎮長，希遵照	日本語・原住民の氏名
民國36年04月24日	台灣省行政長官公署公報	36:夏:21	332	36卯梗署民甲字第36632號_民36_04_23	電各縣市政府凡用日文姓名聲請公職候選人檢覈者，應依法恢復原有姓名，希知照	日本語・名前
民國36年06月14日	臺灣省政府公報	36:夏:64	298	叁陸巳元民丙字第5521號_民36_06_13	各縣市政府轉飭所屬指導山地人民應用原換中國姓名	日本語・名前・原住民
民國36年06月21日	臺灣省政府公報	36:夏:71	386	叁陸巳哿地甲字第161號_民36_06_20	地籍冊上臺灣省婦女姓字下附「氏」字應予刪除	日本語・地籍登録の女性の名字の下の「氏」字を取り除く
民國36年09	臺灣省政府公	36:秋:80	1270	叁陸申寢合一字第831號_民	合作社社員如有沿用日本姓名者，應即飭	日本語・名前

月 30 日	報			36_09_26	令改正	
民國 36 年 12 月 06 日	臺灣省 政府公 報	36:冬:56	885	叁陸亥微教字 第 112713 號_ 民 36_12_05	各國民學校學生不得 沿用日本姓名	日本語・名前 の変更
民國 37 年 07 月 23 日	臺灣省 政府公 報	37:秋:19	247	叁柒午馬民山 秘字第 2 號_民 37_07_21	電各縣政府為山地學 校學生姓名應依照 「臺灣省人民回復原 有姓名辦法」申請更 改姓名，希遵照	日本語・原住 民学校学生 の日本式氏 名を中国式 に替える
民國 43 年 12 月 10 日	臺灣省 政府公 報	43:冬:59	742	肆叁府民忠三 字第 1052 號_ 民 43_12_08	令臺灣省所屬各機關 學校為準內政部函以 國校學生及一般戶籍 上仍發現有使用類似 日本名字者，應切實 糾正，希遵照	日本語・日本 式名字の禁 止
民國 44 年 04 月 29 日	臺灣省 政府公 報	44:夏:25	312	肆肆府民三字 第 39384 號_民 44_04_26	令臺灣省教育廳為準 內政部函核釋林美一 郎、林憲二郎更名疑 義一案，希遵照	日本語・日本 式氏名者の 改名
民國 45 年 07 月 30 日	臺灣省 政府公 報	45:秋:25	318	肆伍府民三字 第 81053 號_民 45_07_27	令臺北、臺中市政府 為準內政部函釋復王 太郎（黃敏子）更名 一案，轉希遵照	日本語・日本 式氏名者の 改名
民國 45 年 12 月 18 日	臺灣省 政府公 報	45:冬:64	742	肆伍府民三字 第 130587 號_ 民 45_12_13	令各縣市政府（局） 為準內政部函釋復學 生襲用日名更改疑義 一案，轉希遵照	日本語・学生 に日本式氏 名を使用す る人をリス トアップす るように指 示
民國 46 年 06 月 22 日	臺灣省 政府公 報	46:夏:72	825	四六民丙字第 07548 號_民 46_06_18	函臺中縣政府准函送 楊佳司郎申請更改類 似日式名字程序疑義 一案，復希查照	日本語・人名 に郎が付く 氏名は改名

民國46年11月04-09,11日	臺灣省政府公報	46:冬:28-34	435-436,452,462-466,480-481,499-500,513-516,527-531	46冬28_46民丙字第17319號_民 46_10_12,46冬29_46民丙字第17319號_民 46_10_12,46冬30_46民丙字第17319號_民 46_10_12,46冬31_46民丙字第17319號_民 46_10_12,46冬32_46民丙字第17319號_民 46_10_12,46冬33_46民丙字第17319號_民 46_10_12,46冬34_46民丙字第17319號_民 46_10_12	臺灣省民政廳公告臺灣省籍學生簡太郎等524名申請更改沿用類似日名核准更名一覽表，希週知	日本語・日本式氏名の改名者リスト
民國47年01月11日	臺灣省政府公報	47:春:6	87-88	46丙民字第23049號_民 46_12_28	臺灣省民政廳公告依法核准黃金龍等23名更名，並改註學歷證件上名字一案，希週知	日本語・日本式氏名の改名者リスト (P.88)
民國47年03月21日	臺灣省政府公報	47:春:63	926-927	47_03_15_府民三字第20336號	令復屏東縣政府為屏東縣建議請勸導旅日僑民，勿以日式名字為子女命名申報出生登記一案，經准內政部函復，轉希知照	日本語・日本にいる中華民国国民に対し、子供の名前を日本式の名前に

						して戸籍登録に出してはならない
民國47年03月21日	臺灣省政府公報	47:春:63	927	47_03_18_民丙字第04792號	電復臺中市政府為施鐘申請回復類似日名為施鐘子一節，與「戸籍法」規定不合，不予照准，希查照	日本語・命名時に間違いがあることを理由とし、北京語名を日本語名に戻すことは不可
民國47年05月20日	臺灣省政府公報	47:夏:43	648	47_05_14_府民三字第44947號	為依法核准洪明子等更名並改註學資歷證件上名字一覽表，公告週知	日本語・日本式氏名の改名者リスト
民國47年06月14日	臺灣省政府公報	47:夏:65	968-969	47_06_10_民丙字第10612號	電復苗栗縣政府為王太郎申請更改類似日名為王天福，應予照准，希查照	日本語・日本式名字を北京語に変更
民國48年01月13日	臺灣省政府公報	48:春:9-11	128, 140-143, 153-156	48春 9_47_12_31_府民三字第118647號, 48春 10_47_12_31_府民三字第118647號, 48春 11_47_12_31_府民三字第118647號	為核准林玉妹、楊清太郎等192名更名一案，公告週知	日本語・日本式氏名の改名者リスト(部分)

<p>民國 48 年 08 月 03-07 日</p>	<p>臺灣省 政府公 報</p>	<p>48: 秋:29-33</p>	<p>373-3 76, 384, 398-4 00, 416, 430-4 32</p>	<p>48 秋 29_48_07_28_ 府民三字第 62122 號, 48 秋 30_48_07_28_ 府民三字第 62122 號, 48 秋 31_48_07_28_ 府民三字第 62122 號, 48 秋 32_48_07_28_ 府民三字第 62122 號, 48 秋 33_48_07_28_ 府民三字第 62122 號</p>	<p>為公告林明堂等 241 名核准更名一覽表, 希週知</p>	<p>日本語・日本 式氏名の改 名者リスト (部分)</p>
<p>民國 49 年 04 月 30 日, 05 月 2-7, 9-11 日</p>	<p>臺灣省 政府公 報</p>	<p>49: 夏:26-35</p>	<p>335, 344, 347-3 48, 355, 366, 380-3 82, 398-4 00, 403, 423-4 24, 439-4 40</p>	<p>49 夏 26_49_04_19 府民三字第 29840 號, 49 夏 27_49_04_19 府民三字第 29840 號, 49 夏 28_49_04_19 府民三字第 29840 號, 49 夏 29_49_04_19 府民三字第 29840 號, 49 夏 30_49_04_19 府民三字第 29840 號, 49 夏 31_49_04_19 府民三字第 29840 號, 49 夏 32_49_04_19</p>	<p>為核准林阿女等 310 名改名案, 公告週知, 核准林阿女等 310 名 更改名字一覽表(續)</p>	<p>日本語・日本 式氏名の改 名者リスト (部分)</p>

				府民三字第 29840 號, 49 夏 33_49_04_19 府民三字第 29840 號, 49 夏 34_49_04_19 府民三字第 29840 號, 49 夏 35_49_04_19 府民三字第 29840 號		
民國 49 年 07 月 22 日	臺灣省 政府公 報	49:秋:19	297-3 00	49_06_24_府 民三字第 44934 號	為核准陳何花子等 99 名改名一案, 公告週 知	日本語・日本 式氏名の改 名者リスト (部分)
民國 49 年 09 月 20 日	臺灣省 政府公 報	49:秋:70	972-9 77	49_08_26_府 民三字第 64242 號	為核准鄭奇華等 148 名改名案, 公告週知	日本語・日本 式氏名の改 名者リスト (部分)
民國 50 年 01 月 07 日	臺灣省 政府公 報	50:春:4	42-48	49_12_15 府民 三字第 94237 號	為公告核准更改名字 名冊, 希週知	日本語・日本 式氏名の改 名者リスト (部分)
民國 50 年 07 月 26, 27, 28, 29, 31 日, 08 月 01, 02, 03, 04, 05 日	臺灣省 政府公 報	50: 秋:22-31	284-2 85, 294-2 95, 302-3 03, 310-3 11, 316-3 19, 327-3 28, 335-3	50 秋 22_50_07_22_ 民丙字第 12724 號, 50 秋 23_50_07_22_ 民丙字第 12724 號, 50 秋 24_50_07_22_ 民丙字第 12724 號, 50 秋 25_50_07_22_ 民丙字第 12724 號, 50 秋	臺灣省民政廳公告為 核准楊富子等 408 名 更改名字, 希週知	日本語・日本 式氏名の改 名者リスト (部分)

			36, 342-3 43, 349-3 51, 364-3 66	26_50_07_22_ 民丙字第 12724 號, 50 秋 27_50_07_22_ 民丙字第 12724 號, 50 秋 28_50_07_22_ 民丙字第 12724 號, 50 秋 29_50_07_22_ 民丙字第 12724 號, 50 秋 30_50_07_22_ 民丙字第 12724 號, 50 秋 31_50_07_22_ 民丙字第 12724 號		
民國 50 年 10 月 02,03 日	臺灣省 政府公 報	50:冬:1,2 總 4389,總 4390	11-12 , 23-29	50 冬 1_50_09_27_ 民丙字第 16968 號, 50 冬 2_50_09_27_ 民丙字第 16968 號	臺灣省民政廳公告彙 列核准陳春宗等更改 戶籍上名字名冊	日本語・日本 式氏名の改 名者リスト (部分)
民國 50 年 11 月 10 日	臺灣省 政府公 報	50:冬:33 總 4421 號	363	50_11_08_府 民三字第 76601 號	各縣市政府（局）： 關於類似日本式名字 之更改由縣市政府核 定處理	日本語・改名 の基準
民國 50 年 12 月 09 日	臺灣省 政府公 報	50:冬:58 總 4446 號	604-6 07	50_12_05_民 丙字第 21951 號	臺灣省民政廳公告核 准黃松等更改戶籍上 名字名冊	日本語・日本 式氏名の改 名者リスト (部分)
民國 56 年 06 月 30	臺灣省 政府公 報	56:夏:78	2	56_06_28_府 民三字第 51280 號	重申前令根絕日式名 字	日本語・日本 式氏名を根 絶する

目						
---	--	--	--	--	--	--

資料5 「用語・呼び方」に関する命令

公報発行日	公報名	公報巻号(巻:期/巻:字:期)	頁	法令番号	条文見出し	対象言語・事項
民國 34 年 12 月 05 日	台灣省行政長官公署公報	1:2	8	民甲字第 172 號 (34.12.03)	查閱各州廳接管委員會對行政長官公署之報告書中, 常有「終戰」2 字, 實為誤用。攷「終戰」字樣, 乃係日本政府為掩飾戰敗投降, 以轉移其人民對作戰失敗之觀念而採用者, 亟應矯正。特請飭屬此後凡有用「終戰」字樣時, 應改為「日本投降」, 並請轉知所屬機關學校為盼	日本語・用字の指定
民國 34 年 12 月 26 日	台灣省行政長官公署公報	1:8	6	民一字第 0054 號	為高山族同胞應一律平等待遇, 電請查照辦理由	日本語・原住民への呼び方を改める
民 35.01.20 (1946.01.20,第 2 卷第 1 期) より日本語訳文添付						
民 35.10.25 (1946.10.25(35:冬:21-35.10.26 発行)) より日本語訳文撤廃						
二・二八事件						
民國 36 年 06 月 29 日	臺灣省政府公報	36: 夏:78	548	叁陸巳感民丙字第 9365 號_民 36_06_28	臺灣省民政廳通報禁止使用高山族名稱	日本語・原住民の呼び方を変える (高山族→山地同胞)
民國 36 年 07 月 31 日	臺灣省政府公報	36: 秋:27	422	叁陸午儉民丙字第 34941 號_民 36_07_28	山地職業補習學校幹事名稱應改為辦事員	日本語・職業名を変更
民國 36 年 11 月 03 日	臺灣省政府公報	36: 冬:28	428	叁陸酉世民地甲字第 348 號_民	神社地應併入「祠地」地目	日本語・土地の呼称を変更

				36_10_31		
民國 37 年 05 月 15 日	臺灣省 政府公 報	37: 夏:39	567-56 9	叁柒辰真 教督字第 9505 號_ 民 37_05_11	電各省立學校、縣市政府為抄 發「臺灣省第 1 屆全省學生成 績展覽會學生成績指示要 點」，希查照	日本語・用 語/言い方 の変更
民國 37 年 05 月 24 日	臺灣省 政府公 報	37: 夏:45	665	叁柒辰皓 民丙字第 4905 號_ 民 37_05_19	電各縣市政府為民間稱呼山 地同胞不得仍用「高山族」、 「高砂族」、「蕃族」等名稱， 希飭屬注意糾正	日本語・原 住民の呼び 方を変える (高山族等 →山地同 胞)
民國 38 年 05 月 28 日	臺灣省 政府公 報	38: 夏:47	589-59 0	叁捌辰寢 農漁字第 9441 號_ 民 38_05_26	電各縣市政府為訂發劃一魚 貝介類名稱一覽表，希轉飭各 魚市場填報	日本語・魚 介類名を北 京語名に統 一する
民國 38 年 08 月 17 日	臺灣省 政府公 報	38: 秋:41	608	叁捌未元 府綱山字 第 46786 號_民 38_08_13	電臺灣省政府所屬各機關為 對山地同胞稱呼不得用「高山 族」、「蕃族」等名稱，希遵 照	日本語・原 住民への呼 び方を改め る
民國 38 年 08 月 23 日	臺灣省 政府公 報	38: 秋:46	678	叁捌未芻 教四字第 117314 號 _民 38_08_20	電為各級學校如有沿用日治 時代之各項名稱應予改正，希 遵照	日本語・学 校内の用語 を北京語に 改める
民國 38 年 09 月 26 日	臺灣省 政府公 報	38: 秋:74	1063	叁捌申迴 教三字第 20154 號_ 民 38_09_24	電各縣市政府、省立各級學校 為訂頒「臺灣省各級學校國語 正音補救辦法」，希查照	日本語/北 京語・数学、 物理、理化 の専門用語 の漢和対照 表を作成し 各学校に配 る

民國 40 年 11 月 03 日	臺灣省 政府公 報	40: 冬:28	309- 316	肆拾酉謙 府維丙字 97992 號_ 民 40_10_29	電臺灣省政府所屬各機關為 檢發臺灣省死因及疾病分類 表, 希遵照	日本語・病 名を日本語 から北京語 へ
民國 40 年 11 月 05 日	臺灣省 政府公 報	40: 冬:29	331	肆拾酉謙 府維丙字 97992 號_ 民 40_10_29	電臺灣省政府所屬各機關為 檢發臺灣省死因及疾病分類 表, 希遵照 (續)	日本語・病 名を日本語 から北京語 へ
民國 40 年 11 月 20 日	臺灣省 政府公 報	40: 冬:41	465	肆拾戌刪 新甲字第 5731 號_ 民 40_11_15	電公論報、國語日報社准中央 改造委員電知臺灣省光復 後, 俗稱日本佔據臺灣時期為 「日治時期」應改稱為「日據 時期」以正視聽一案, 轉希查 照	北京語・「日 本植民統治 時代」のこ との北京語 を変更
民國 43 年 03 月 03 日	臺灣省 政府公 報	43: 春:49	651	四三農組 字第 5774 號_民 43_02_27	函各縣市 (局) 政府、通知省 農會為各鄉鎮農會貯金簿不 得採用舊式, 希查、知照	日本語・通 帳内部の日 本語用語を 改める
民國 43 年 05 月 17 日	臺灣省 政府公 報	43: 夏:40	576	肆叁府教 五字第 43997 號_ 民 43_05_14	教育部函以臺胞沿用日本人 倫稱謂應予以糾正一案 轉希 遵照	日本語・親 族への呼び 方
民國 44 年 02 月 23 日	臺灣省 政府公 報	44: 春:40	482	肆肆府警 一字第 8505 號_ 民 44_02_17	令臺中市政府據呈請換發縣 市飲食業冰類及清涼飲料水 業營業許可證一案 核復知照	日本語・飲 食店の呼び 方を改める
民國 44 年 07 月 13 日	臺灣省 政府公 報	44: 秋:11	153	四四教五 字第 32757 號_ 民 44_07_09	令臺灣省教育廳所屬各機關 學校、函各縣市政府 (局) 為 婦女以傭工為業者, 一律稱為 「女工」, 不得沿用日據時代 「下女」稱謂, 希遵、查照	日本語・用 語を改める

民國 46 年 07 月 29 日	臺灣省 政府公 報	46: 秋:25	217-21 8	四六農秘 市字第 18899 號_ 民 46_07_24	函各縣市政府 (局) 為規定蔬 菜統一名稱表 1 份, 希查照 (重刊)	日本語/閩 南語・野菜 の名前の俗 名を統一
民國 47 年 08 月 20 日	臺灣省 政府公 報	47: 秋:44	638-64 0	47_08_15 _民乙字 第 15845 號	電各縣市政府 (局) 為檢送臺 灣省 47 年度村里民大會暨村 里動員月會第 2 次會期省方 政情報導料 1 份, 希查照	日本語・葬 式の言い方 を変更する (告別式→ 奠禮。 pp.638-639)
民國 47 年 10 月 01 日	臺灣省 政府公 報	47: 冬:1	2	47_09_26 _民丁字 第 18923 號	電各縣市政府 (局) 為規定對 臺灣省山地同胞應稱呼「山地 同胞」, 希查照	日本語/閩 南語・原住 民の呼び方 を変更する (番仔,ㄍㄚ ㄉㄞ,高山 族,高砂族 →山地同 胞)
民國 51 年 04 月 25 日	臺灣省 政府公 報	4556 期	1300	51_04_21 _府民地 甲字第 0586 號	地籍上「火田」字更改為「旱」 字	日本語・日 本語の漢字 を北京語の 漢字に変更 する
民國 51 年 06 月 12 日	臺灣省 政府公 報	4597 期	1996	51_06_08 府主三字 第 38914 號	省頒一、二級統一報表程式內 「火田」字應改為「旱田」, 并自 51 年 5 月份起實施	日本語・日 本語の漢字 を北京語の 漢字に変更 する
民國 51 年 08 月 09 日	臺灣省 政府公 報	4647 期	5	51_08_07 府農山字 第 56347 號	「不要存置林野」一詞應正名 為「原野」	日本語・用 語の変更

資料 6 「出版物・メディア」に関する命令

公報発行日	公報名	公報巻号(巻:期/巻:字:期)	頁	法令番号	条文見出し	対象言語・事項
民 35.01.20 (1946.01.20,第 2 巻第 1 期) より日本語訳文添付						
民國 35 年 03 月 01 日	台灣省行政長官公署公報	35:春:8	133+ 140	丑真(35)署宣字第 1157 號 (35.02.11)	為查禁日人遺毒書籍, 希全省各書店自行檢封聽候焚燬	日本語・書籍 制限
民國 35 年 03 月 01 日	台灣省行政長官公署公報	35:春:8	140	丑真(35)署宣字第 1157 號 (35.02.11)	為查禁日人遺毒書籍, 希全省各書店自行檢封聽候焚燬 (日譯文)	日本語・書籍 制限
民國 35 年 07 月 01 日	台灣省行政長官公署公報	35:秋:1	8	致已寢署宣字第 2012 號 (35.06.26)	通令查禁日人遺毒之唱片樂譜等, 希遵照	日本語・歌
民國 35 年 07 月 26 日	台灣省行政長官公署公報	35:秋:23	367	致已寢署宣字第 2012 號 (35.06.26)	通令查禁日人遺毒之唱片樂譜等, 希遵照(日譯文)	日本語・歌
民國 35 年 08 月 05 日	台灣省行政長官公署公報	35:秋:31	489	未冬署宣字第 12149 號_民 35_8_2	電復新竹市參議會新聞紙雜誌日文廢止日期未便再予延期	日本語・雜誌
民國 35 年 08 月 10 日	台灣省行政長官公署公報	35:秋:36	576	未冬署宣字第 12149 號_民 35_8_2	電復新竹市參議會新聞紙雜誌日文廢止日期未便再予延期(日譯文)	日本語・新聞、雜誌
民國 35 年 08 月 15 日	台灣省行政長官公署公報	35:秋:40	636	未寒署宣字第 15209 號_民 35_8_14	電復高雄市參議會廢止新聞紙日文版未便展期, 請查照	日本語・新聞
民國 35 年 08 月 30 日	台灣省行政長官公署公報	35:秋:52	832	未寒署宣字第 15209 號_民 35_8_14	電復高雄市參議會廢止新聞紙日文版未便展期, 請查照 (日譯文)	日本語・新聞
民國 35 年 10 月 03 日	台灣省行政長官公署公報	35:冬:3	45	酉東署宣字第 29418 號 民 35.10.1.	電各縣市政府為臺灣省新聞雜誌附刊日文版應自 35 年 10 月 25 日起一律撤除, 希轉飭遵照	日本語・新聞、雜誌
民 35.10.25 (1946.10.25(35:冬:21-35.10.26 發行)) より日本語訳文撤廢						

民國 35 年 10 月 29 日	台灣省行 政長官公 署公報	35:冬:23	372- 373	台灣省各級 學校圖書整 理暫行辦法	臺灣省各級學校圖書整理 暫行辦法	日本語・書籍 制限
民國 35 年 11 月 02 日	台灣省行 政長官公 署公報	35:冬:27	446- 447	致戍東數秘 一字第 39356 號_民 35_11_01	臺灣省行政長官公署秘書 處通報臺灣省黨部徵印黨 義書籍等 2 案, 請查照	北京語/日本 語・党の書籍 の印刷
民國 35 年 11 月 13 日	台灣省行 政長官公 署公報	35:冬:35	572	致戍佳署民 三字第 42202 號_民 35_11_09	電各縣政府為發行山地通 訊, 希供給有關新聞材料	日本語・原住 民向け雑誌 を制作する。 北京語をま だ精通して いないため、 暫くの間内 容は日本語 を使用する。
民國 36 年 02 月 15 日	台灣省行 政長官公 署公報	36:春:38	603- 604	36 丑寒宣字 第 14177 號_ 民 36_02_14	電各縣市政府查禁日語唱 片	日本語・歌
民國 36 年 02 月 17 日	台灣省行 政長官公 署公報	36:春:39	618- 69	36 丑寒宣字 第 14177 號_ 民 36_02_14	電各縣市政府查禁日語唱 片(續)	日本語・歌
二・二八事件						
民國 36 年 04 月 16 日	台灣省行 政長官公 署公報	36:夏:14	219-2 00	36 卯刪教秘 字第 33354 號_民 36_04_15	電為各級學校應將禁閱圖 書送交編譯館保存, 希遵 照	日本語・書籍
民國 36 年 06 月 12 日	臺灣省政 府公報	36:夏:63	249	叁陸巳真民 丙字第 4846 號_民 36_06_11	電各縣市政府為廣播電臺 添設山地日語播講節目, 希轉飭知照	日本語・ラジ オ番組に原 住民向けの 日本語番組 を設ける
民國 36 年 06 月 12 日	臺灣省政 府公報	36:夏:63	259	叁陸巳灰警 乙字第 4556 號_民	表復臺中市政府為查繳之 日語唱片得公開燒燬, 希 知照	日本語・レコ ード

				36_06_10		
民國 36 年 06 月 27 日	臺灣省政 府公報	36:夏:76	496	叁陸巳有府 教丁字第 8832 號_民 36_06_25	36 年度出版全日文版書籍 有詆毀祖國者予禁賣	日本語・書籍
民國 36 年 06 月 27 日	臺灣省政 府公報	36:夏:76	496	叁陸巳有教 乙字第 8988 號_民 36_06_25	電各省立中等學校造校送 封存不用之日文書目錄	日本語・書籍
民國 37 年 03 月 03 日	臺灣省政 府公報	37:春:51	799	叁柒寅冬營 一字第 1639 號_民 37_03_02	電各縣市政府飭屬查禁日 語唱片具報	日本語・レコ ード取り締 まり
民國 37 年 08 月 02 日	臺灣省政 府公報	37:秋:27	334	叁柒午世府 紀甲字第 58932 號_民 37_07_31	電基隆市政府據請示有關 查禁日語唱片一案，核復 知照	日本語・一般 的な日本語 の歌の公的 の場におけ る放送を禁 止
民國 37 年 12 月 08 日	臺灣省政 府公報	37:冬:57	840	叁柒亥魚教 人字第 31010 號_民 37_12_06	電為省立各級學校暨社教 機關應將前飭禁閱封存之 日治時代遺留圖書連同清 單送臺灣省教育廳，希遵 照	日本語・日本 政府植民地 統治時の書 籍について
民國 38 年 06 月 25 日	臺灣省政 府公報	38:夏:69	851-8 52	叁捌巳養教 五字第 17028 號_民 38_06_22	電省立中等以上學校、各 縣市政府為各校應呈報所 存圖書閱覽情形，並開放 無關思想問題之日文書籍 以供學生閱讀，希知照	日本語・思想 に関わらな い書籍の閲 読制限を開 放。
民國 39 年 03 月 04 日	臺灣省政 府公報	39:春:52	743	叁玖寅東府 絃五字第 14182 號_民 39_03_01	電縣立各圖書館、各縣市 政府為對於開放日文書籍 仍希注意其內容及價值， 隨時斟酌取捨，希遵照	日本語・閱覽 可能書籍に おける注意

民國 39 年 06 月 12 日	臺灣省政 府公報	39:夏:62	922,9 22-92 3	叁玖已佳府 紘五字第 44330 號_民 39_06_09,台 灣省日文書 刊暨日語電 影片審查會 組織規程_民 39_05_12	制定「臺灣省日文書刊及 日語電影片管制辦法」暨 「臺灣省日文書刊暨日語 電影片審查會組織規程」	日本語・日本 語書籍、映画 における審 査
民國 39 年 08 月 09 日	臺灣省政 府公報	39:秋:36	442	叁玖未虞府 繹乙字第 60160 號_民 39_08_07	電各縣市政府、陽明山管 理局為奉行政院電知禁止 報刊使用日文一案，轉希 遵照	日本語・特定 刊行物また は特定な部 分以外の日 本語での使 用を禁ずる
民國 39 年 08 月 12 日	臺灣省政 府公報	39:秋:39	469	叁玖未灰府 紘審字第 53147 號_民 39_08_10	電臺中市政府據請釋示關 於日文書刊進口售賣疑義 一案，核復知照	日本語・輸入 が許可され た以外の出 版物は密輸 品と見なす
民國 39 年 08 月 12 日	臺灣省政 府公報	39:秋:39	470-4 72	叁玖未灰府 紘審字第 60450 號_民 39_08_10	為抄發 39 年 6、7 月份核 准進口及禁止進口日文書 刊名單，公告週知	日本語・輸入 可書籍、輸入 不可書籍リ スト
民國 39 年 08 月 14 日	臺灣省政 府公報	39:秋:40	487	叁玖未虞府 紘審字第 63456 號_民 39_08_11	為自 39 年 8 月 10 日起走 私進口之日文書刊除沒收 外並以走私論處，公告週 知	日本語・密輸 により入国 した日本語 の出版物を 沒收
民國 40 年 04 月 04 日	臺灣省政 府公報	40:夏:3	34-35	肆拾卯江府 綜法字第 31356 號_民 40_04_03,台 灣省日文書 刊管制辦法，	制定「臺灣省日文書刊管 制辦法」、「臺灣省日文書 刊審查會組織規程」，並廢 止「臺灣省日文書刊及日 語電影片管制辦法」及「臺 灣省日文書刊暨日語電影	日本語・出版 物審査規定

				台灣省日文書刊審查會組織規程	片審查會組織規程」	
民國 40 年 08 月 24 日	臺灣省政府公報	40:秋:47	570, 572, 576	臺灣省日文書刊審查會組織規程_民 40_08_23, 臺灣省日文書刊管理辦法_民 40_08_23, 肆拾未梗府絃審字第 76558 號_民 40_08_23	為奉行政院修正「臺灣省日文書刊管理辦法」及「臺灣省日文書刊審查會組織規程」, 公告週知	日本語・日本語出版物審査委員会/審査方法
民國 40 年 08 月 31 日	臺灣省政府公報	40:秋:52	624	肆拾未謙府綜機字第 76928 號_民 40_08_29	為各書商申請進口日文書刊如未經審查核准, 不得先行購運抵臺, 違則依法懲處, 公告週知	日本語・未審査である出版物を台湾に輸入することを禁じる
民國 40 年 11 月 30 日	臺灣省政府公報	40:冬:51	564	肆拾戌感教五字第 48889 號_民 40_11_27	電各縣市(局)政府、省立各級學校為各校如存有日據時代學生漫畫應澈底清查焚燬, 希知照	日本語・書籍
民國 41 年 01 月 18 日	臺灣省政府公報	41:春:14	167	肆壹子刪府繹乙字第 124604 號_民 41_01_15	電保安司令部為準電請糾正報紙、雜誌發載日文廣告一案, 復希查照	日本語・新聞、雜誌における広告欄の日本語使用を取り締まる(商品名、出品会社名除外)

民國 41 年 04 月 17 日	臺灣省政 府公報	41:夏:15	180	肆壹卯寒警 甲字第 18044 號_民 41_04_14	電各縣市警察局為奉保安 司令部令取締民間樂(劇) 團吹奏日本軍歌樂譜，並 改奏反共抗俄歌曲，轉希 遵辦具報	日本語・日本 軍歌の演奏 を禁じ、中華 民国軍歌ま たは反共歌 曲を演奏せ よ
民國 42 年 06 月 04 日	臺灣省政 府公報	42:夏:56	649-6 50	(42)教五字 第 26514 號_ 民 42_6_2	函各縣市(局)政府為影 片宣傳廣告除日本影片 外，其他中外影片均不得 加註日文，希飭屬注意糾 正	日本語・日本 映画の広告 以外その他 の映画に日 本語の字幕 を付けては ならない
民國 50 年 05 月 29 日	臺灣省政 府公報	50:夏:50	547	50_05_24 新 一字第 2520 號	函各縣市政府(局)為取 締哥倫比亞牌日本軍歌集 唱片 1 種，希查照	日本語・日本 語のレコー ドを取り締 まる
民國 55 年 04 月 25 日	臺灣省政 府公報	55:夏:21	21-22	55_04_20_教 五字第 26338 號	教育部令為各級學校前封 存之日文書籍應即處理案	日本語・没収 した日本語 書籍の処理 (選別・処分 命令)

資料7「会話」に関する命令

公報 発行 日	公報名	公報巻号 (巻:期/巻: 字:期)	頁	法令番号	見出し	対象言語・事 項
民 35.01.20 (1946.01.20,第 2 巻第 1 期) より日本語訳文添付						
民國 35 年 07 月 19 日	臺灣省行政 長官公署公 報	35:秋:17	263	午筱署教字 第 7085 號 (35.07.17)	電省立各級學校自 下學年度起教學須 一律用國語講授	日本語/北京 語/方言・教 育言語
民國 35 年 07 月 29 日	臺灣省行政 長官公署公 報	35:秋:25	400	午筱署教字 第 7085 號 (35.07.17)	電省立各級學校自 下學年度起教學須 一律用國語講授(日 譯文)	日本語/北京 語・教育言語
民 35.10.25 (1946.10.25(35:冬:21-35.10.26 発行)) より日本語訳文撤廃						
二・二八事件						
民國 36 年 06 月 10 日	臺灣省政府 公報	36:夏:61	226	叁陸巳虞教 乙字第 3791 號_民 36_06_07	摘錄教育部臺灣教 育視察團關於改進 中等學校意見	日本語・教育 言語(日本語 での教育は 禁止)
民國 36 年 06 月 12 日	臺灣省政府 公報	36:夏:63	254-2 55	叁陸巳灰教 丁字第 4521 號_民 36_06_10	電各級學校嚴禁員 生沿用日語	日本語・学校 内使用禁止
民國 36 年 08 月 06 日	臺灣省政府 公報	36:秋:32	499	叁陸未微教 二字第 38542 號_民 36_08_05	為朱阿貴推行國語 教育卓著成績應予 傳令嘉獎, 希知照	日本語の制 限
民國 36 年 09 月 06 日	臺灣省政府 公報	36:秋:60	947	叁陸申微教 四字第 55986 號_民 36_09_05	電各級學校禁止全 體師生沿用日語	日本語/方 言・教育言語 の指定(方言 の適当な併 用は可)、会 話言語制限
民國 36 年 11 月	臺灣省政府 公報	36:冬:43	671-6 73	叁陸戌智教 字第 102811 號_民	訂定 36 年 12 月 14 日舉行臺灣省第 2 屆 國語朗讀及演說競	日本語・廃止 を促進

21 日				36_11_20	賽會(含辦法)	
民國 40 年 03 月 16 日	臺灣省政府 公報	40:春:63	888-8 97	肆拾寅刪府 綱甲字第 23375 號_民 40_03_15	電各縣市(局)政府 為訂頒「民國 40 年 度臺灣省各縣市施 政準則」, 希參照編 訂工作計劃報核	日本語/閩南 語・日本語又 は閩南語で の授業を禁 じる
民國 40 年 05 月 16 日	臺灣省政府 公報	40:夏:40	481	肆拾辰文教 人四字第 17346 號_民 40_05_12	電各縣政府為訂定 「考核山地學校推 行國語成績辦理要 點」, 希遵照	日本語/北京 語・教育言語 を北京語に 指定/日本語 を使用した 場合は解雇/ 北京語の会 話授業を改 善するよう 令じる
民國 40 年 07 月 13 日	臺灣省政府 公報	40:秋:11	126	肆拾午灰教 三字第 20671 號_民 40_07_10	電為各中等學校應 提高員生國語程 度, 希遵照	日本語/方言/ 北京語・教育 時において の日本語お よび方言の 使用は禁止
民國 40 年 11 月 28 日	臺灣省政府 公報	40:冬:49	538-5 48	肆拾戌感府 綱甲字第 118993 號_民 40_11_27	電各縣市(局)政府 為訂頒「41 年度臺灣 省各縣市政府施政 準則」, 希遵辦具報	日本語/閩南 語/北京語・ 教育言語に おいて日本 語/閩南語禁 止
民國 41 年 03 月 25 日	臺灣省政府 公報	41:春:70	734-7 35	肆壹寅迴府 綜機字第 25686 號_民 41_03_24	電臺灣省政府所屬 各機關為奉行政院 令凡無外交關係之 集會, 不得以外國語 發言, 轉希遵照	日本語/北京 語・會議時の 発言におけ る日本語の 使用を禁じ る。北京語の

						補習を受けさせる。特に山地での北京語教育を普及すべき。
民國 41年 05月 03日	臺灣省政府 公報	41:夏:29	356	肆壹卯陷教 五字第 21190 號_民 41_04_30	電各縣市(局)政 府、省立各中等以上 學校為據報邇來臺 灣省籍大中學生仍 常有沿用日語交 談, 應予糾正, 希遵 照	日本語・中学 /大学生の日 本語での会 話を正す
民國 41年 12月 16日	臺灣省政府 公報	41:冬:63	693-7 10	四一府民甲 字第 120041 號_民 41_12_15	令為訂頒「42年度臺 灣省各縣市政府施 政準則」, 希遵照	日本語/北京 語・日本語及 び閩南語に よる授業を 禁じる
民國 41年 12月 31日	臺灣省政府 公報	41: 冬:77(増 刊一)	839-8 42	四一教四字 第 61984 號_ 民 41_12_30	函各縣政府為抄送 「山地國校公民訓 練規條」, 希轉飭採 用	日本語/北京 語・父兄や周 りの人に日 本語を話さ ないよう勸 める
民國 43年 10月 23日	臺灣省政府 公報	43:冬:20	250	肆叁府民二 字第 102061 號_民 43_10_21	電各縣市議會為各 議員於開會時不得 操用日語, 希知照	日本語・会議 時の日本語 使用を禁じ る
民國 44年 11月 15日	臺灣省政府 公報	44:冬:36	394-4 05	肆肆府民兵 字第 107909 號_民 44_11_11	令各縣市政府局為 檢發「甲種國民兵入 營須知」, 希遵照	日本語・日本 語での会話 を禁止

民國 47 年 03 月 21 日	臺灣省政府 公報	47:春:18	259-2 60,26 3-264	47_01_23_府 教四字第 107870 號	訂定「臺灣省加強山地教育實施辦法」，並廢止「臺灣省各縣加強山地教育行政設施要點」、「臺灣省各縣市分期調整山地國校不合格教員注意要點」、「臺灣省各縣山地國校調整班級注意要點」、「各縣山地國校改進教學方法應行注意事項」、「臺灣省各縣政府加強監督各山地國校辦公費之運用應行注意要點」、「臺灣省 41 年山地國民教育設施要點」、「考核山地國校推行國語成績辦理要點」等有關山地教育法令 7 種	日本語/北京語会話に日本語の使用を禁じる、反した場合は厳しく罰する
民國 47 年 11 月 25 日	臺灣省政府 公報	47:冬:45	682	47_11_22_府 民一字第 109555 號	令各縣市政府（局）為教會使用日語文傳教，影響我民族精神及國語文之推行，應予制止，希遵照	日本語・日本語で布教することを是正する
民國 51 年 12 月 31 日	臺灣省政府 公報	4765 期	8-10	51_12_27_民 乙字第 23530 號	檢送臺灣省各縣市（局）村里民大會暨村里動員月會 52 年 1、2 月份省方政府令宣導資料	日本語/北京語・日本語又は外国語の使用をできるだけ控える。

民國 53年 10月 30日	臺灣省政府 公報	53:冬:25	2	53_10_28_府 教四字第 66291號	修正「臺灣省加強山 地教育實施辦法」	日本語/北京 語・教育言語 又は普通の 会話に日本 語を禁止
民國 60年 03月 08日	臺灣省政府 公報	60:春:53	11	60_03_05_府 教語字第 123452號	核復建議「加強推行 國語運動根絕國人 講說日語」一案	日本語/北京 語

資料 8 『臺南縣政府公報』に含まれた日本語に対する命令

公報発行日	公報名	公報卷号(卷:期/卷:字:期)	頁	法令番号	見出し	対象言語・事項
民國 50 年 05 月 30 日	臺南縣政府公報	50:夏:12	135	(50)526 南府教社字第 31871 號	為轉知影劇院不得以日語轉播劇情	日本語・映画
民國 50 年 08 月 10 日	臺南縣政府公報	50:秋:8	96-97	(50)85 南府教社字第 49974 號	為轉知查禁「媽媽我也勇健」台語歌曲	日本語・歌曲
民國 51 年 03 月 05 日	臺南縣政府公報	51:春:13	105	(51)33 南府民行字第 10315 號	為機關職員交談使用日語一案，令仰遵照參辦	日本語・會話
民國 51 年 04 月 20 日	臺南縣政府公報	51:夏:4	30	(51)418 南府教社字第 21152 號	為轉寶島業餘音樂團違法上演應予吊銷登記證由	日本語・演芸團體演出関連(歌曲)
民國 51 年 06 月 30 日	臺南縣政府公報	51:夏:17,18	178	(51)629 南府教社字第 40668 號	為轉知禁止「鋼筆字帖」由	日本語、中国語・書籍
民國 51 年 07 月 25 日	臺南縣政府公報	51:秋:4,5	32-33	(51)716 南府教社字第 46119 號	為花影等歌舞劇團違法上演希查報由	日本語・歌曲
民國 51 年 08 月 10 日	臺南縣政府公報	51:秋:8	55	501126 教五字第 05020 號	為禁止各類劇團使用日本式服裝道具武士道打鬥歌唱日本曲調一案函書查照轉飭遵照	日本語、日本・演芸團體演出関連(服裝、道具)、歌曲
民國 51 年 10 月 15 日	臺南縣政府公報	51:冬:3	35-36	(51)109 教社字第 64134 號	皇后歌舞劇團違法上演脫衣舞妨礙善良風俗其登記證應予吊銷函希查照飭遵	日本語・歌曲
民國 51 年 10 月 25 日	臺南縣政府公報	51:冬:4,5	45	(51)1016 南府教社字第 66034 號	為轉知新世界少女歌舞團違法演出應吊銷登記證由	日本語・歌曲

民國 51 年 12 月 15 日	臺南縣 政府公 報	51:冬:15	189-1 90	(51)1213 南 府教新字第 79229 號	為轉知味王業餘歌舞團 違法演唱日本歌曲等應 取締由	日本語、日 本・演芸団体 演出関連(道 具)、歌曲
民國 51 年 12 月 15 日	臺南縣 政府公 報	51:冬:15	191	(51)1213 南 府教社字第 78050 號	為轉知臺語「釋迦傳」 上演時不准隨片登台演 出由	日本語・歌曲
民國 52 年 1 月 10 日	臺南縣 政府公 報	52: 春:1,2	3	(51)1228 南 府教社字第 82511 號	為轉知台北味王食品康 樂隊違法公演取締由	日本語、日 本・演芸団体 演出関連(服 裝)、歌曲
民國 52 年 1 月 10 日	臺南縣 政府公 報	52: 春:1,2	3	(51)1228 南 府教社字第 82507 號	為轉知「玉女歌舞團」 違法演出英吊銷登記證 由	日本語・歌曲
民國 52 年 1 月 15 日	臺南縣 政府公 報	52:春:3	11-20 (12)	(52)110 南 府民行字第 1476 號	令發本縣 52 年度村里民 大會暨村里動員月會第 四次宣導資料	日本語・会話
民國 52 年 2 月 20 日	臺南縣 政府公 報	52: 春:9,10	107-1 08	52220 南府 教社字第 9273 號	為轉知「葯局の友」「門 外稿」兩書應查禁由	日本語・書籍
民國 52 年 3 月 20 日	臺南縣 政府公 報	52:春:16	175-1 76	52314 南府 民行字第 14507 號	為沿襲日語譯音及古怪 文字者之村里名稱更改 一案令仰知照	日本語・地名
民國 52 年 4 月 30 日	臺南縣 政府公 報	52: 夏:5,6	52	(52)424 南 府教社字第 25709 號	為轉知歌舞團不得歌唱 日本歌曲由	日本語・歌曲
民國 52 年 5 月 10 日	臺南縣 政府公 報	52:夏:8	75-84 (79)	(51)510 南 府民行字第 29698 號	令發本縣五十二年度村 里民大會暨村里動員月 會第六次宣導資料	日本語・呼称
民國 52 年 8 月 5 日	臺南縣 政府公 報	52:秋:7	72-73	(52)82 南府 教社字 49151 號	為轉知東寶企業公司宣 傳富士奶粉利用日女登 台演唱乙案希取締由	日本語・日本 人に演唱し てはならな い
民國 53 年 1 月 5 日	臺南縣 政府公 報	53:春:1	2	(53)13 南府 教社字第 85809 號	為轉知不法康樂隊違法 演唱日本歌曲一案由	日本語・歌曲

民國 53 年 3 月 5 日	臺南縣 政府公 報	53:春:13	146-1 66(16 5)	(53)34 南府 民 行 字 第 13251 號	令發本縣五十三年度村 里民大會暨村里動員月 會示範競賽成績等第表 等仰知照由	日本語・会話
民國 54 年 3 月 20 日	臺南縣 政府公 報	54:春:16	170	(54)323 南 府 教 社 字 15544 號	為轉知南國歌舞團違法 應停業處分由	日本語・歌曲
民國 55 年 4 月 15 日	臺南縣 政府公 報	55:夏:3	28	(55)414 南 府 教 社 字 第 23348 號	為轉知舉辦體育活動時 裁判員應儘量使用國語 由	日本語・会話
民國 55 年 11 月 30 日	臺南縣 政府公 報	55: 冬:11,12	94	(55)1121 南 府 教 社 字 第 79186 號	為轉知學校申請進口之 日文書刊應由校長自行 負責管理理由	日本語・書籍
民國 55 年 12 月 10 日	臺南縣 政府公 報	55:冬:14	114	(55)129 南 府 教 社 字 第 84525 號	為令知不得私自進口日 文小學教科書由	日本語・書籍
民國 56 年 1 月 10 日	臺南縣 政府公 報	56: 春:1,2	1	(56)17 南府 教 社 字 第 91802 號	為轉知掌中戲插播日本 海軍軍艦進行曲禁唱歌 曲等應嚴予取締由	日本語・歌曲
民國 56 年 1 月 15 日	臺南縣 政府公 報	56:春:3	11	(56)114 南 府 教 社 字 第 1364 號	為轉知本省掌中戲歌仔 戲劇因違法播唱日本歌 曲應取締由	日本語・歌曲
民國 56 年 2 月 15 日	臺南縣 政府公 報	56: 春:8,9	44-45	(56)24 南府 教 社 字 第 6886 號	為轉知貴妃歌舞劇團違 法演出應予停業處分由	日本語・歌 曲、演芸団体 演出関連
民國 56 年 5 月 20 日	臺南縣 政府公 報	56:夏:10	94	(56)515 南 府 教 社 字 第 33004 號	為轉知要貫徹中華文化 復興運動應先消滅日據 時代文物及含有思想毒 素教材由	日本語・文物 や教材を処 分する
民國 56 年 8 月 25 日	臺南縣 政府公 報	56:秋:11	132	(56)823 南 府 教 社 字 第 55700 號	為轉知勸導各演出場所 及本國歌星勿唱日本歌 曲由	日本語・歌曲
民國 56 年 9 月 5 日	臺南縣 政府公 報	56:秋:13	166	(56)95 南府 教 社 字 第 59557 號	為轉知聯藝武技劇團違 法演出應予停業三天處 分由	日本語・歌 曲、演芸団体 演出関連

民國 57 年 1 月 10 日	臺南縣 政府公 報	57: 春:1,2	3	(56)1230 南 府教社字第 90178 號	為轉知忠勇特技劇團違 法演唱由	日本語・歌曲
民國 57 年 1 月 25 日	臺南縣 政府公 報	57: 春:4,5	39-40	(57)113 南 府教社字第 437 號	為轉知各觀光飯店、夜 總會等遊藝場所演唱應 加強管理由	日本語・歌曲
民國 57 年 4 月 15 日	臺南縣 政府公 報	57:夏:3	38	(57)413 南 府教社字第 22747 號	為轉知各觀光場所申請 演出外籍旅客歌唱節目 由	日本語・歌曲
民國 57 年 7 月 15 日	臺南縣 政府公 報	57:秋:3	27-28	(57)711 南 府教社字第 51887 號	為轉知外籍旅客(藝人) 在未經依照規定申請核 准前一律不准在本省轄 內公共場所演出由	日本語、日 本・日本人歌 手
民國 57 年 10 月 15 日	臺南縣 政府公 報	57:冬:4	37-38	571019 南 府教社字第 80788 號	為令知查禁「何日君再 來」「蘇州夜曲」等唱片 由	日本語・レコ ードの日本 語の説明文 があり、その 内容は元首 を侮辱する ものである
民國 58 年 1 月 25 日	臺南縣 政府公 報	58:春:5	42	(58)123 南 府教社字第 5345 號	為轉知新桃歌舞劇團違 法演出應予停業處分由	日本語・歌曲
民國 58 年 1 月 25 日	臺南縣 政府公 報	58:春:5	42	(58)123 南 府教社字第 5338 號	為轉知新進閣掌中劇團 違法演出應予停業處分 由	日本語・歌曲
民國 58 年 7 月 25 日	臺南縣 政府公 報	58:秋:5	47	(58)626 南 府教社字第 49073 號	為令知金龍團第二掌中 劇團違法演出應予停業 處分由	日本語・歌曲
民國 58 年 11 月 5 日	臺南縣 政府公 報	58:冬:7	88-11 8(89, 94)	(58)1030 南 府警戶字第 61958 號	公告陳鳳玉等五 O 四 名, 依姓名條例規定核 准改名公告週知由	日本語・日本 式氏名
民國 59 年 2 月 20 日	臺南縣 政府公 報	59:春:10	120	(59)220 南 府教社字第 11710 號	令發加強推行國語禁用 日語實施要點乙種希遵 照	日本語、方 言・會話

民國 59 年 5 月 10 日	臺南縣 政府公 報	59:夏:8	103-1 07(10 3)	(59)514 南 府警戶字第 11426 號	為王昭君等一二四名依 姓名條例規定核准改名 公告週知由	日本語・日本 式氏名
民國 59 年 8 月 31 日	臺南縣 政府公 報	59:秋:12	156	(59)827 南 府教社字第 67382 號	為「拜啟大統領殿」日 文歌曲唱片應予查禁乙 案令希知照	日本語・歌曲
民國 61 年 10 月 20 日	臺南縣 政府公 報	61:冬:4	53-86 (67,7 4)	(61)1012 南 府警戶字第 91172 號	為本府及所屬鄉鎮戶政 事務所核准邱素貞等六 五六名改名一覽表一份 公告週知	日本語・日本 式氏名
民國 62 年 10 月 21 日	臺南縣 政府公 報	62:春:14	222-2 24	(62)228 南 府警戶字第 14731 號	公告本府及所屬鄉鎮戶 政事務所核准蕭碧月等 五八〇人改名	日本語・日本 式氏名
民國 62 年 5 月 10 日	臺南縣 政府公 報	62:夏:8	36	(62)427 南 府警戶字第 37842 號	公告本府及所屬各鄉鎮 戶政事務所核准周月春 等三九五五人改名	日本語・日本 式氏名
民國 62 年 6 月 5 日	臺南縣 政府公 報	62:夏:13	92	(62)427 南 府警戶字第 37842 號	公告本府及所屬各鄉鎮 戶政事務所核准周月春 等三九五五人改名	日本語・日本 式氏名
民國 62 年 9 月 3 日	臺南縣 政府公 報	62:秋:11	11	62719 南府 警 戶 字 第 61519 號	公告本府及所屬各鄉鎮 戶政事務所核准吳金生 等三九九九人改名	日本語・日本 式氏名
民國 63 年 1 月 14 日	臺南縣 政府公 報	63:春:2	1-12(10,11)	X(法 令 番 号なし)	核准更改不雅乳名名冊	日本語・日本 式氏名
民國 63 年 3 月 25 日	臺南縣 政府公 報	63:春:12	11	63315 南府 教 三 字 第 22856 號	希轉知觀光地區及觀光 飯店演出場所，其節目 主持人，切勿使用日 語，除核准演出之日籍 歌星外，勿演唱日本歌 曲	日本語・演出 時の司会は 日本語を話 してはなら ない。登録さ れている日 本人歌手以 外日本歌曲 を演唱して はならない。

民國 63 年 12 月 2 日	臺南縣 政府公 報	63:冬:9	17	69918 南府 警戶字第 90299 號	公告本府及所屬各鄉鎮 戶政事務所核准鄭水盆 等六六四人改名	日本語・日本 式氏名
------------------------	-----------------	--------	----	-----------------------------	-------------------------------------	---------------